

# 熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル

平成16年10月25日制定

平成17年 1月31日改訂

平成22年 8月 2日改訂

平成24年 2月23日改訂

平成30年12月13日改正

熊本県農林水産部



# 目 次

## はじめに 用語解説

### 第1章 □蹄疫防疫対策の概要

1 防疫の基本方針	1-1
（1）病原体の侵入防止	1-1
（2）早期発見及び通報体制の確立	1-1
（3）迅速かつ的確な初動防疫によるまん延防止及び早期終息	1-1
（4）危機管理体制の構築	1-2
【参考：□蹄疫の特性】	1-2
2 防疫組織体制	1-3
3 各組織の役割	1-7
（1）熊本県□蹄疫防疫対策本部（県本部）	1-7
（2）総合指揮所	1-10
（3）現地防疫対策本部（現地対策本部）	1-11
（4）地域□蹄疫対策会議（地域会議）	1-13
（5）地域□蹄疫支援対策本部（地域本部）	1-15
4 □蹄疫防疫対策のフローチャート	1-18
【留意事項：24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について】	1-20
5 □蹄疫発生時における初動防疫シミュレーション	1-21
（1）関係各機関の対応	1-21
（2）連絡体制	1-31

### 第2章 県内での発生に備えた事前の準備

1 □蹄疫発生情報の収集と生産者への周知	2-1
2 早期発見・早期通報の徹底	2-1
3 最新の農家情報の把握	2-1
4 農場における防疫作業計画の作成	2-1
5 防疫資材の確認	2-1
6 防疫演習の実施	2-1
7 動員予定先との事前調整	2-1
8 支援センター、現場事務所の事前確認	2-1
9 消毒ポイントの事前選定	2-1

### 第3章 国内・九州内で発生した場合の防疫対応

1 防疫体制	3-1
2 県内における清浄性の確認	3-1
3 家畜の所有者における消毒の実施	3-1
4 県境の幹線道路等における消毒ポイントの設置	3-1
5 発生地域への立入自粛	3-1
6 風評被害の防止等	3-1

### 第4章 異常家畜の発見及び検査の実施

1 現地家保における対応	4-1
（1）家畜防疫員の対応	4-1
（2）緊急準備活動	4-2
2 発生地における家畜防疫員の対応	4-3
（1）緊急立入検査	4-3
（2）病性鑑定材料の採取	4-5
（3）病性鑑定材料の運搬	4-6
（4）病性鑑定終了後の農場への指示	4-7
（5）疫学情報の聞き取り	4-7
（6）注意事項	4-8
【参考：病性鑑定に必要な携行資材】	4-9

3	畜産課における緊急準備活動	4-11
(1)	家保からの報告時	4-11
(2)	立入検査報告による対応	4-11
4	経過観察	4-12
5	病性等の判定	4-13
6	患畜及び疑似患畜	4-13
7	その他	4-13
	【参考：口蹄疫疑似事例発生時の意思決定のフロー】	4-14
第5章	病性等判定時の措置	
1	防疫組織体制の構築	5-1
2	対策本部等の設置	5-1
3	報道機関への公表等	5-1
	【留意事項：報道機関への協力依頼について】	5-2
4	防疫措置に必要な人員の確保	5-2
	【参考：動員要請のスキーム】	5-5
	【参考：口蹄疫発生時の基本人員動員試算表】	5-6
5	公示、報告又は通報	5-14
6	相談窓口の開設	5-14
第6章	病性決定後の防疫措置	
1	現地対策本部における業務	6-1
(1)	防疫総務班	6-1
(2)	制限区域班	6-1
	【参考：移動制限区域及び搬出制限区域の設定】	6-1
(3)	疫学調査班	6-4
	【参考：疫学関連家畜】	6-4
	【参考：疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置】	6-5
	【留意事項：疫学調査に関する事項】	6-5
	【留意事項：疫学関連家畜の検査における採材頭数】	6-6
(4)	検診班	6-6
	【参考：検査員の遵守事項】	6-7
	【留意事項：発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数】	6-7
2	発生農場等における防疫対策	6-8
(1)	発生農場における指揮命令系統	6-8
	【参考：発生農場における初動防疫のための農場封鎖のイメージ】	6-9
	【参考：防疫措置従事者の発生農場入退場に係る標準的な手順】	6-10
(2)	事前調査班	6-11
(3)	事前準備班	6-11
	【参考：事前準備班の作業のイメージ】	6-12
(4)	捕獲・保定班	6-12
	【参考：牛の保定方法】	6-13
	【参考：豚の保定方法】	6-16
(5)	評価班	6-17
(6)	殺処分班	6-19
	【参考：牛の殺処分】	6-21
	【参考：豚の殺処分】	6-22
(7)	搬出班	6-27
(8)	埋却班	6-27
	【参考：埋却班作業手順】	6-29
	【参考：体液等の噴出を防止するための注意事項】	6-33
	【参考：処分家畜の埋却に必要な面積の算出方法】	6-33
(9)	畜舎清掃消毒班	6-36
	【留意事項：汚染物品の処理について】	6-37
	【参考：家畜排せつ物の処理】	6-37
3	地域会議・地域本部	6-40

(1) 総務班	6-40
(2) 防疫支援班	6-41
【参考：消毒ポイントの配置図】	6-48
【参考：消毒ポイントにおける必要資材一覧】	6-49
(3) 支援センター	6-51
【参考：支援センターのイメージ図】	6-54
(4) 現場事務所	6-54
【参考：現場事務所のイメージ図】	6-57
【参考：現場事務所レイアウトの一例】	6-58
(5) 運営事務所の設置	6-59
(6) 防疫措置従事者の健康管理	6-59
第7章 発生地等における必要防疫資機材の調達	
1 基本方針	7-1
2 各本部等における調達要領	7-1
3 発生時の備蓄資材の搬送	7-1
4 備蓄資材の管理・点検	7-2
【参考：防疫協定先一覧】	7-2
【参考：発生地における必要防疫資機材一覧】	7-3
第8章 関係者の対応	
1 家畜の所有者の対応	8-1
【参考：口蹄疫の防疫対応に係る移動制限区域と搬出制限区域】	8-3
【留意事項：家畜の集合を伴わないイベント等に関する事項】	8-4
2 畜産関係者の対応	8-5
第9章 農場外発生時の対応	
1 家畜市場における発生時の対応	9-1
2 と畜場における発生時の対応	9-2
【留意事項：と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について】	9-4
第10章 予防的殺処分	
1 予防的殺処分の実施の判断	10-1
2 予防的殺処分の実施手順等	10-1
第11章 ワクチン	
【留意事項：ワクチンに関する事項】	11-1
第12章 家畜の再導入	
1 基本方針	12-1
2 導入前の確認事項	12-1
3 導入前の検査	12-1
4 導入後の検査	12-1
第13章 発生の原因究明	
1 基本方針	
2 原因の分析及び取りまとめ	13-1
【留意事項：疫学調査に関する実施項目】	13-1
【留意事項：疫学調査チームが実施する現地調査】	13-1
【留意事項：野生動物における感染確認検査に関する事項】	13-2
第14章 その他	14-1

別添【関係資料及び各種様式】

## はじめに

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、豚、めん羊、山羊等の偶蹄類が感染する家畜伝染病です。伝染力がきわめて強く、国際的に最も警戒すべき伝染病のひとつとして、世界各国において、侵入及び感染拡大防止が図られています。平成22年4月の宮崎県での発生においては、同年7月末までに計292か所で感染が確認され、約29万頭の家畜を殺処分する事態にまで拡大、本県を含め我が国の畜産業、経済活動に甚大な影響を及ぼしました。その後も、中国、台湾、韓国など近隣東アジア諸国では発生が確認されており、国内への侵入リスクは依然として高い状況にあります。

平成22年の発生における感染拡大の要因としては、異常家畜の発見の見逃しや通報の遅れ、ウイルスの伝播力の強さ、ウイルス増幅力の強い豚への感染拡大、畜産密集地域での発生であったことに加え、それまでの防疫体制が爆発的な感染拡大や大規模畜産経営農場における感染を想定しておらず、効果的な対応ができなかったことがあげられました。このような状況を踏まえ、水際での検疫強化と併せて、飼養衛生管理基準の遵守、埋却地の確保、一定の症状を呈した家畜の届出、消毒ポイントによる一般通行車両の消毒、評価額全額の交付を改正のポイントとした「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）」が公布されました。次いで、発生の予防、早期の発見・通報、迅速・的確な初動対応に重点を置いて「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下、「防疫指針」という。）の見直しが行われ、平成23年10月1日付けで施行されました。

防疫指針は3年ごとに行われる検討により、発生農場における迅速な患畜等の殺処分、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要であること、また、留意事項として、飼養規模、畜舎構造、気象条件等により防疫措置に要する時間は異なるため、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置に努める必要があることなどが記載された新たな防疫指針（平成27年11月20日付け）が公表されました。この「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」は、その防疫指針の改訂内容に加えて、平成29年12月21日改訂の「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」を参考に、指揮命令系統や人員確保等についても再度検討した改訂版です。内容は、これまでの国内及び本県における防疫対応の経験を踏まえたものとなり、防疫体制の一層の強化と円滑な防疫対応に活用できるものと考えています。

関係者におかれましては、本マニュアルについて理解を深め、日頃から飼養衛生管理基準に基づく農家指導や有事を想定した訓練等を実施していただき、万一の発生の際には、迅速な対応を行うことが出来るよう準備をお願いします。

## 用語解説

### 【法律・指針等】

#### ○家畜伝染病予防法（以下「法」という。）

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止し、畜産の振興を図ること等を目的として制定（昭和26年法律第166号）

#### ○口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

法に基づき、発生時に具体的にどのような防疫措置を取るかを取りまとめた国の指針で、本病が発生した際には、この指針に基づき防疫措置を講ずる。

#### ○熊本県家畜伝染病防疫対策要綱（以下「要綱」という。）

県内、県周辺で悪性家畜伝染病が発生した場合に、早期清浄化とまん延防止に万全を期するための防疫組織体制を定めたもの（平成16年2月5日施行）

#### ○熊本県家畜伝染病防疫対策要領（以下「要領」という。）

防疫指針及び要綱の規定に基づき、本県における悪性家畜伝染病の発生予防、発生時における必要な事項を定めたもの（平成19年7月31日施行）で、主に県職員の役割分担や、平時、有事の際の基本的な対応等が記載されている。

### 【組織・体制等】

#### ○農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）

国の家畜防疫主務課であり、法に係る指導・助言・支援等を行う。

#### ○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）

伝染病の原因であるウイルス等の病原体やその遺伝子、抗体等の詳細な検査及び試験研究を行う機関。口蹄疫の確定検査は、ここで行われる。

#### ○熊本県農林水産部生産経営局畜産課（以下「畜産課」という。）

県の家畜防疫主務課

#### ○家畜保健衛生所（以下「家保」という。）

家畜伝染病の発生時に、防疫作業の中心を担う県の機関で、熊本県内に中央、城北、阿蘇、城南、天草の5か所ある。

#### ○広域本部、地域振興局、県央広域本部農林部（以下「地域振興局等」という。）

県央広域本部農林部、宇城・上益城地域振興局、県北広域本部、玉名・鹿本・阿蘇地域振興局、県南広域本部、芦北・球磨地域振興局、天草広域本部の11所属をいう。所属する各農業普及・振興課が主となり、振興局全体で防疫対策の支援を行う。

#### ○熊本県口蹄疫防疫対策本部（以下「県本部」という。）

県内で発生があった場合、知事を本部長として設置される関係部局の協力体制の確立及び連絡調整に関する県の本部。県本部の事務を補佐するため幹事会を置く。

#### ○熊本県口蹄疫対策会議（以下「県会議」という。）

九州内で発生があった場合、農林水産部長を議長として設置される会議

#### ○地域口蹄疫対策会議（以下「地域会議」という。）

本病の発生を受け、発生地をはじめ広域本部長及び広域本部地域振興局長を議長として設置され、関係機関への協力依頼と連絡調整を行う。

- 現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）  
発生地を管轄する家保に設置され、現地の防疫対策を指揮・実行する。
- 口蹄疫支援対策本部（以下「地域本部」という。）  
県本部の設置に伴い、各地域振興局等に地域会議とともに設置され、防疫活動の支援等を行う。
- 支援センター  
防疫措置従事者の集合施設であり、防疫作業従事者の防疫服の着脱及び健康管理、資材管理等を行う場所。公民館や体育館等の公共施設で駐車場等が整っている場所を利用する。
- 現場事務所  
発生農場に近く汚染エリアに隣接して建てる仮設テント。防疫作業に当たる作業員の休息や防疫資材の設置場所として利用される。
- 運営事務所  
発生農場から離れた埋却地に、必要に応じて建てる仮設テント。その役割は現場事務所に準じる。
- 【その他】
- 防疫措置（作業）  
家畜伝染病のまん延・拡大を防止するため、発生農場等からのウイルス等の拡散を防止する一連の作業（殺処分・埋却又は焼却、清掃、消毒等）
- 家畜防疫員  
法に規定する事務に従事させるため、知事が県職員の中から任命する獣医師。防疫作業の中心を担う。
- 対象家畜  
法第2条の口蹄疫の欄に掲げる家畜（牛、めん羊、山羊、豚）及び政令で定めるその他の家畜（水牛、鹿、いのしし）のこと。
- 畜産農家  
家畜の繁殖、育成、肥育、乳など畜産物の生産を目的に業を営むものをいう。このマニュアルでは、愛玩用として飼養するものと区別することとする。法では、「飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者」と記載されており、法施行規則にて、家畜を飼養している者全ては、その飼養している家畜の種類及び頭数を都道府県知事（管轄家保）に報告する義務がある。
- 肉用牛経営  
牛（黒毛和種、褐毛和種、交雑種等）を飼養し、牛肉を生産する経営をいう。子牛を生産・販売する繁殖経営、子牛を肥育して販売する肥育経営、繁殖と肥育を両方行う一貫経営がある。
- 酪農経営  
ホルスタイン種等の乳用牛を飼養し、乳を生産する経営をいう。
- 養豚経営  
繁殖用雌豚を飼養し、子豚を生産・販売する繁殖経営、子豚を市場等で購入・肥育し、食肉センターに豚を出荷する肥育経営、繁殖と肥育を両方行う一貫経営の3形態があるが、一貫経営が主流である。
- 偶蹄類  
四肢の指の数が二本又は四本で、四肢の先端に蹄（ひづめ）をもつ動物をいう。牛、めん羊、

山羊、豚、鹿、いのししが含まれ、口蹄疫は、偶蹄類の動物に感染する。

○バイオセキュリティ

ある地域又は区域内への疾病の侵入及び拡散を招く潜在的な経路を特定し、それらのリスクを低減するために適用されるリスク管理措置

○防疫服

不織布等で作られたウイルス等から身を守るための使い捨て専用服。キャップ、ゴーグル、マスク、インナー・アウター手袋、長靴等を合わせた一式をさす場合もある。

○フレコンバッグ

フレキシブル・コンテナバッグの略で、薄茶色の折りたたみ式の丈夫な袋。発生現場では、畜舎内の排せつ物及び飼槽の残飼などを入れ運搬を容易にする袋として使用

○フォークリフト

荷物を運搬するための特殊車両で、パレットに積載した消石灰や防疫作業で使用する荷物の運搬などに使用

○ホイールローダー

バケットが付いた重機で、殺処分家畜や器具・機材の運搬等に使用

○コンパネ

「コンクリートパネル」の略称。コンクリートの型枠用に作られた合板で、耐水性が高く、コスト的にも安い。殺処分家畜の誘導路の設置や追い込みに使用

○スノーホーン

子豚や肥育豚を炭酸ガスで殺処分する場合に用いる射出装置。液化炭酸ガスボンベからスノー状のドライアイスを一定量噴射することができる。

○スタンション

乳用牛の頸部を挟んで保定するつなぎ止め具で、一度に数多くのスタンションのロックを開閉できるようにした「連動スタンション」もある。

○フリーストール牛舎、フリーバーン牛舎

牛をつながずに、自由に歩き回れるスペースを持った牛舎構造。休息用のベットが1頭ごとに仕切りのあるものをフリーストール、仕切りのないものをフリーバーンという。

○動力噴霧器

主に消毒薬の散布や機器洗浄のための放水に利用する機械

○頭絡（とうらく）

牛などの頭部に取り付ける用具の1つ。装着することにより、繋留や保定等を容易にできる。

○除染テント

支援センター周辺に設置可能な除染シャワーを備えた可搬型のテント



## 第1章 口蹄疫防疫対策の概要

### 1 防疫の基本方針

本病の防疫対策上、最も重要なことは、第一に本病の発生地域からの「病原体の侵入を防止」、第二に「早期発見及び通報」であり、第三に、万一、本病が発生した場合は、「初動防疫」を迅速かつ的確に行い、その被害を最小限に食い止めることである。

#### (1) 病原体の侵入防止

日本周辺のアジア諸国においては、依然として口蹄疫の発生が認められることから、国が行う検疫体制の強化等により発生国からの侵入防止を図る。

国内での発生時においては、発生地の状況に応じ、県及び市町村、関係団体等が協力して、県境での車両消毒、農場における消毒の実施等、必要な措置を講じることにより、県内へのウイルスの侵入防止及び県内の清浄性を確保する。

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準を確実に遵守することにより、自ら農場の防疫を図ることを基本とする。また、国や県は、近隣諸国における口蹄疫の発生状況について、適時、適切な情報提供を行うとともに、全ての畜産関係者は、発生地域の畜産施設等への不要不急の立入を自粛する。

#### (2) 早期発見及び通報体制の確立

県は、日頃から家畜の所有者、畜産関係者等に対し、本病の特性や侵入の危険性などについて周知し、万一、本病を疑うような事例の発生があった場合は、速やかに獣医師、最寄りの家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）へ通報するよう指導する。

#### (3) 迅速かつ的確な初動防疫によるまん延防止及び早期終息

##### ア 殺処分

国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式による措置を迅速に行い本病の撲滅を図る。

##### イ 患畜等の死体及び汚染物品の処分

発生地において速やかに焼却、埋却又は消毒することを原則とするが、状況によっては、病原体の散逸防止に万全を図りながら、他の場所に移送し、焼却、埋却又は化製処理する。

##### ウ 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限

家畜及びその死体等の移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限は、本病の感染拡大防止を図る上では極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。

(ア) 発生地は、法第15条の規定に基づき通行の制限又は遮断を行う。

(イ) 移動制限区域の設置（原則として発生地を中心に半径10キロメートル以内）

(ウ) 搬出制限区域の設置（原則として、移動制限区域に外接する、発生地を中心として半径20キロメートル以内）

(エ) 移動制限区域内のと畜場は閉鎖。家畜市場及び共進会等は中止する。

##### エ 周辺農場及び疫学関連農場の調査

患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに発生状況確認検査を行い、発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後、清浄性確認検査を実施する。また、発生状況確認検査と並行して、速やかに21日間遡った期間を対象とした家畜、人及び車両の出入りに関する疫学関連農場の調査を実施する。これらの確認検査等は、発生農場を中心とした区域や農場の規模により段階的に電話調査や臨床立入検査を行う。また、必要に応じて遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材し動衛研に送付する。

## オ 予防的殺処分及びワクチン

発生農場における殺処分及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、農林水産省が予防的殺処分の実施を決定し、緊急防疫指針を策定する。県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。また、予防的殺処分の実施が決定される場合は、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定される。

### (4) 危機管理体制の構築

県庁内各部局、市町村、関係団体等は相互の連携、協力のため、防疫に係る組織体制を確立する。また、防疫マニュアル等を整備し、その理解促進のため、研修会、防疫演習等を実施するとともに、初動防疫に必要な資材についても備蓄に努めるなど万一の発生に備えた危機管理体制の構築を図る。

#### 【参考：口蹄疫（Foot-and-Mouth-Disease、FMD）の特性】

- 1 原因：口蹄疫ウイルス（ピコルナウイルス科アフトウイルス属）  
7血清型が確認（1977年）
- 2 感染動物：牛、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿等、主として偶蹄類の動物
- 3 伝播様式：[感染源] 潜伏期及び発症期の動物の鼻汁、唾液、呼気、糞便、乳汁、精液、水疱、屠体の筋肉、骨髄及び加工肉、革製品等  
[伝播経路] 接触、人や器具を介した伝播、空気伝播
- 4 主要症状：2～5日の潜伏期。発熱、倦怠、食欲廃絶、流涎、鼻・口腔部の粘膜、舌、四肢の蹄周辺部の皮膚、乳頭に特徴的な水疱を形成（水疱破裂、びらん、潰瘍）
- 5 特徴
  - (1) 口蹄疫は、牛、豚、めん羊等偶蹄類の動物に感染し、発症させる急性で極めて伝染性の強いウイルス性伝染病である。
  - (2) 発症すると患畜は急激に痩せ、死亡する場合もある。死亡しない場合でも産業上の利用価値を失い、畜産業、地域経済等に及ぼす影響が大きいことから、世界で最も恐れられている偶蹄類動物の伝染病である。
  - (3) 豚は、牛に比べて症状が出にくい、感染源と成りやすい。また、呼気中に排出するウイルス量は、豚が最も多い。
  - (4) 人には感染せず、仮に口蹄疫にかかった肉を食べても人体には全く影響はない。
- 6 発生国（2018年1月現在）
  - アジア地域（中国、台湾、韓国、インド、モリシ、香港等）
  - 中東地域（イラン、イスラエル、アラブ首長国連邦、クウェート、パレスチナ、トルコ等）
  - アフリカ地域（チャド、エチオピア、ケニア、セネガル、スーダン、ザンビア、フジビア等）
  - 中南米地域（パナマ等）
- 7 日本での発生  
1908年の発生を最後に長く清浄性を保ってきたが、2000年（平成12年）に宮崎県及び北海道で92年ぶりに発生が確認された。  
その後、2010年（平成22年）に再び宮崎県で発生し、発生件数292件、殺処分頭数約29万頭にのぼる大きな被害をもたらした。
- 8 防疫対策
  - (1) 法第2条において家畜伝染病に指定  
(対象家畜：牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし)
  - (2) 悪性家畜伝染病として、防疫指針で強力な防疫措置が規定されている。

## 2 防疫組織体制

「熊本県家畜伝染病防疫対策要綱」により、次の3段階の防疫体制をとるものとする。  
なお、発生状況に応じ、知事又は農林水産部長が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 国内で発生があった場合は、レベル1とする。

レベル1では、防疫総括班(畜産課)と家保による防疫措置の強化により対応する。

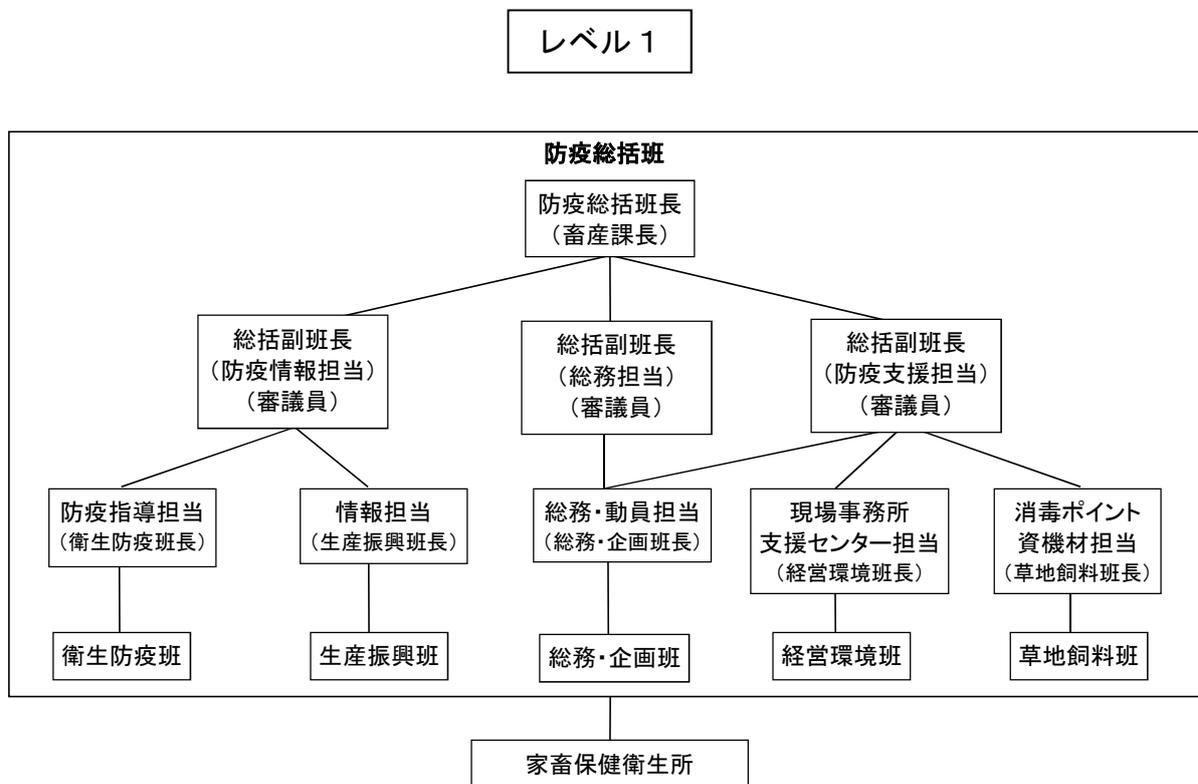
(2) 九州内で発生があった場合は、レベル2とする。

レベル2では、県会議を設置するとともに、必要に応じ地域振興局等に地域会議を設置し、関係機関との連携・協力の下、侵入防止と清浄性の確認を図る。

(3) 県内で発生があった場合は、レベル3とする。

レベル3では、知事を本部長とする県本部を設置する。また、発生地の家保を現地対策本部とするとともに、各地域振興局単位で地域会議及び地域本部を設置し、関係機関との連携・協力の下、早期清浄化と感染拡大防止に全力を挙げる。

なお、本館8階農林水産政策課分室に総合指揮所を設置して防疫対応を総括する。



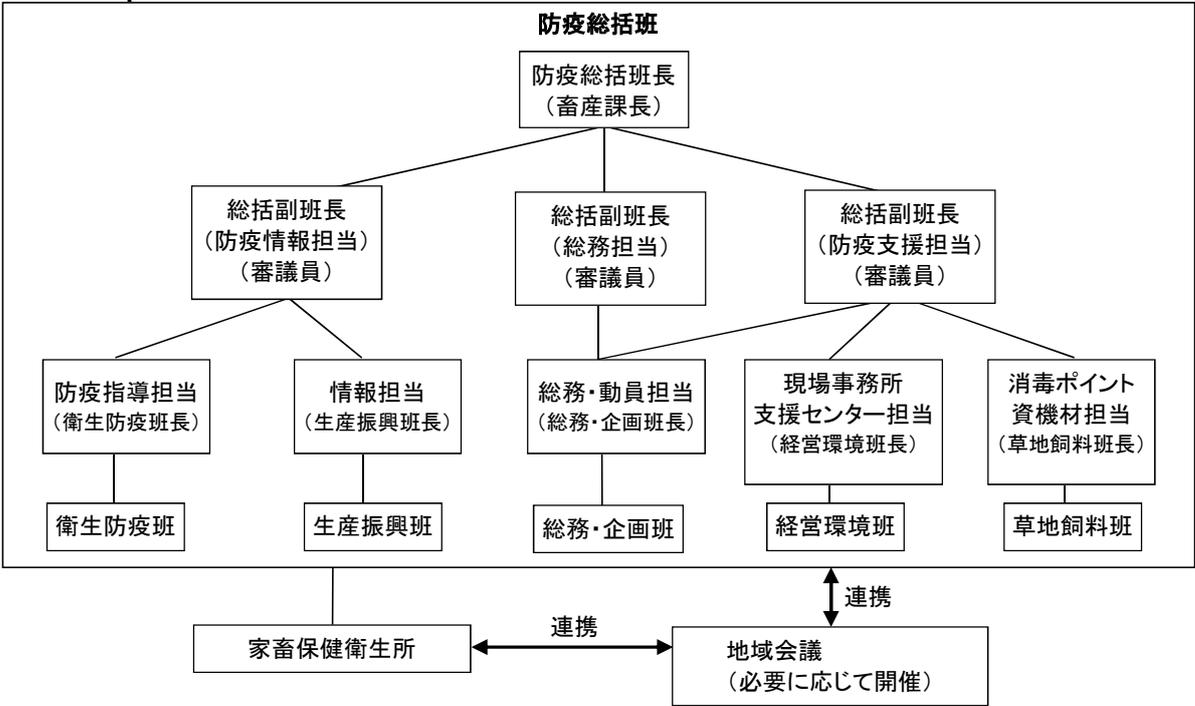
レベル2

**熊本県口蹄疫対策会議**  
議長：農林水産部長

- ・ 総務部長
- ・ 健康福祉部長
- ・ 環境生活部長
- ・ 土木部長
- ・ 危機管理監
- ・ 各広域本部長
- ・ 各広域本部地域振興局長
- ・ 県央広域本部農林部長
- ・ 県警本部警備部長

幹事会（代表幹事：畜産課長）

危機管理防災課長 健康危機管理課長 自然保護課長 循環社会推進課長 くらしの安全推進課長 農林水産政策課長 団体支援課長	農業技術課長 畜産課長 畜産研究所長 道路保全課長 各広域本部農林（水産）部長 各広域本部地域振興局農林部長 県央広域本部農林部副部長 県警本部警備第二課長
--	---



レベル3

**熊本県口蹄疫防疫対策本部**  
 本部長：知事

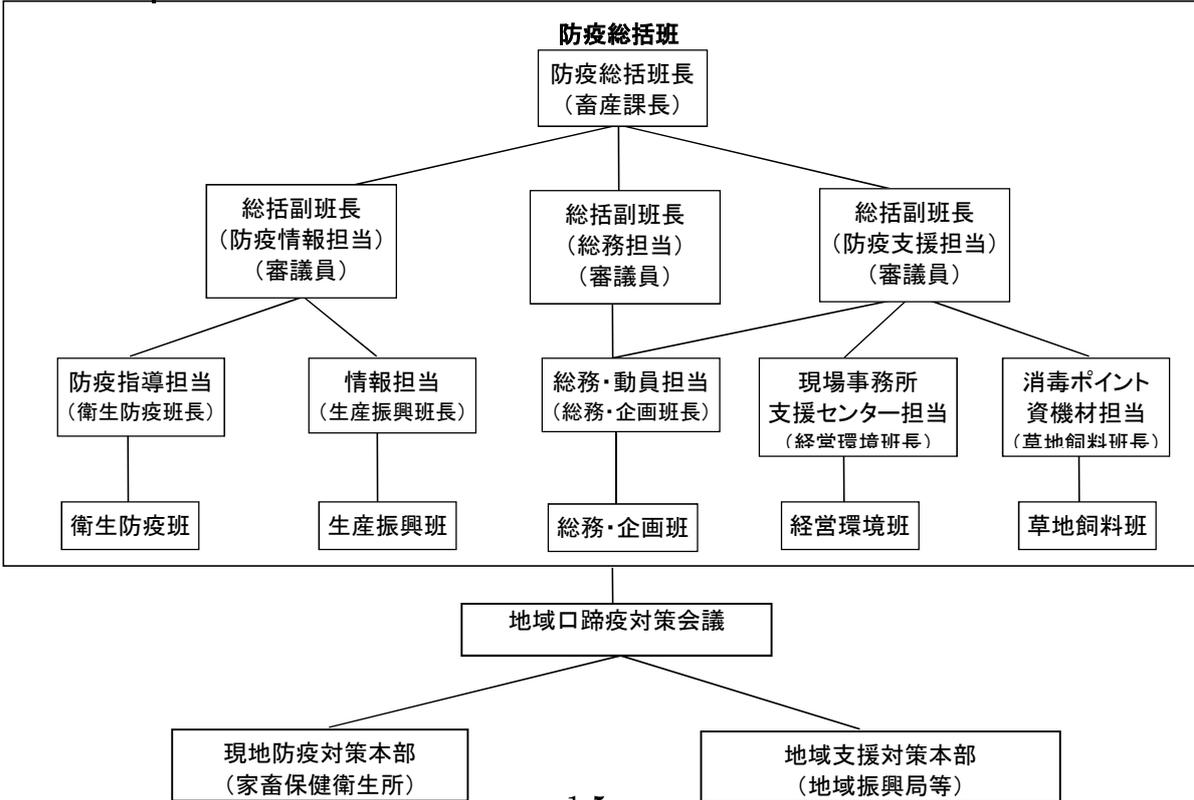
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副知事（副本部長）</li> <li>・ 知事公室長</li> <li>・ 危機管理監</li> <li>・ 総務部長</li> <li>・ 企画振興部長</li> <li>・ 健康福祉部長</li> <li>・ 環境生活部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産部長（副本部長）</li> <li>・ 商工観光労働部長</li> <li>・ 土木部長</li> <li>・ 各広域本部長</li> <li>・ 各広域本部地域振興局長</li> <li>・ 県央広域本部農林部長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 県警本部警備部長</li> </ul>
---	--

（※国からの専門官等派遣の場合、参加）  
 （※自衛隊の応援出動を受けている場合、自衛隊もメンバーに加える。）

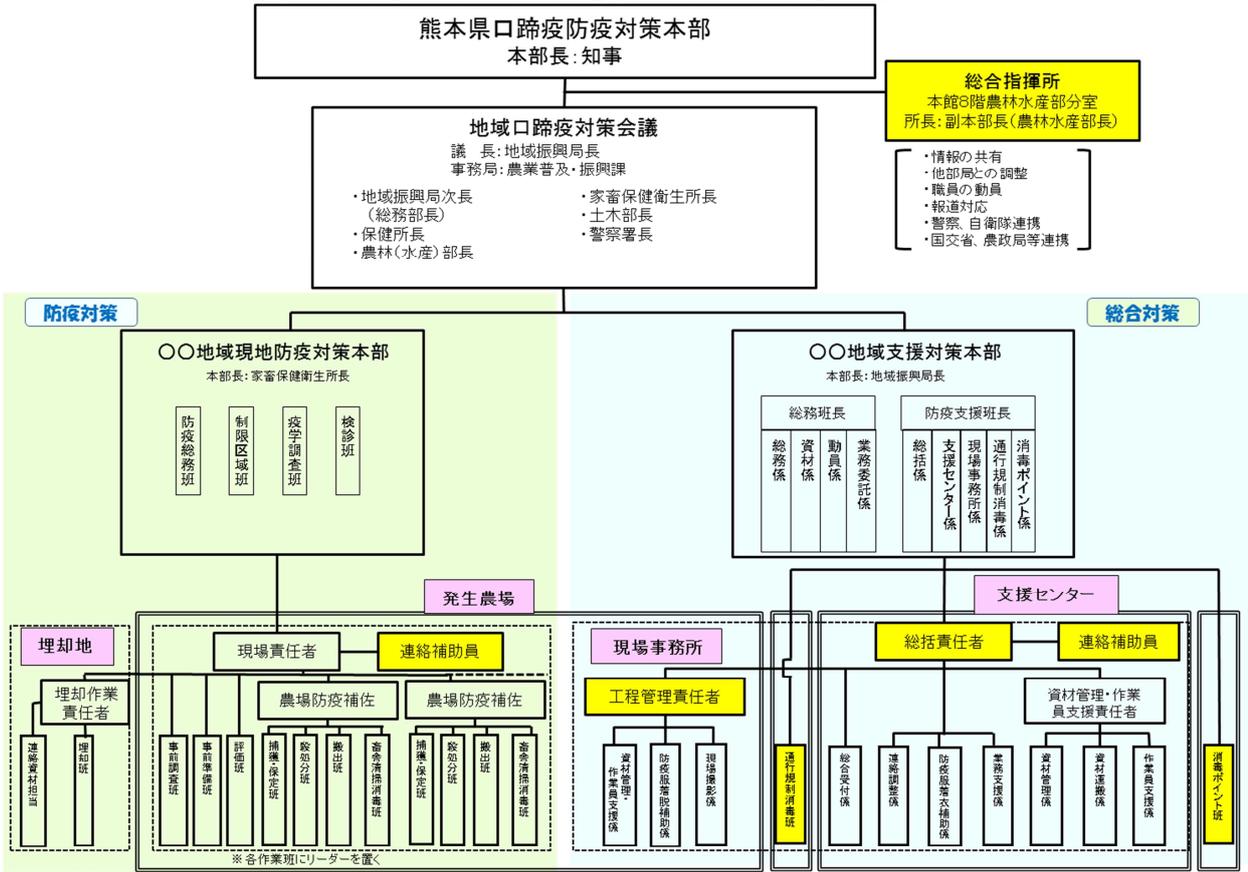
幹事会（代表幹事：農林水産部生産経営局長）

農林水産部生産経営局長 広報グループ課長 危機管理防災課長 人事課長 私学振興課長 企画課長 健康危機管理課長 環境保全課長 自然保護課長 循環社会推進課長 くらしの安全推進課長 商工政策課長	農林水産政策課長 団体支援課長 農業技術課長 農村計画課長 技術管理課長 畜産課長 畜産研究所長 道路保全課長 各広域本部農林（水産）部長 各広域本部地域振興局農林部長 県央広域本部農林部副部長 教育政策課長 県警本部警備第二課長
---	---

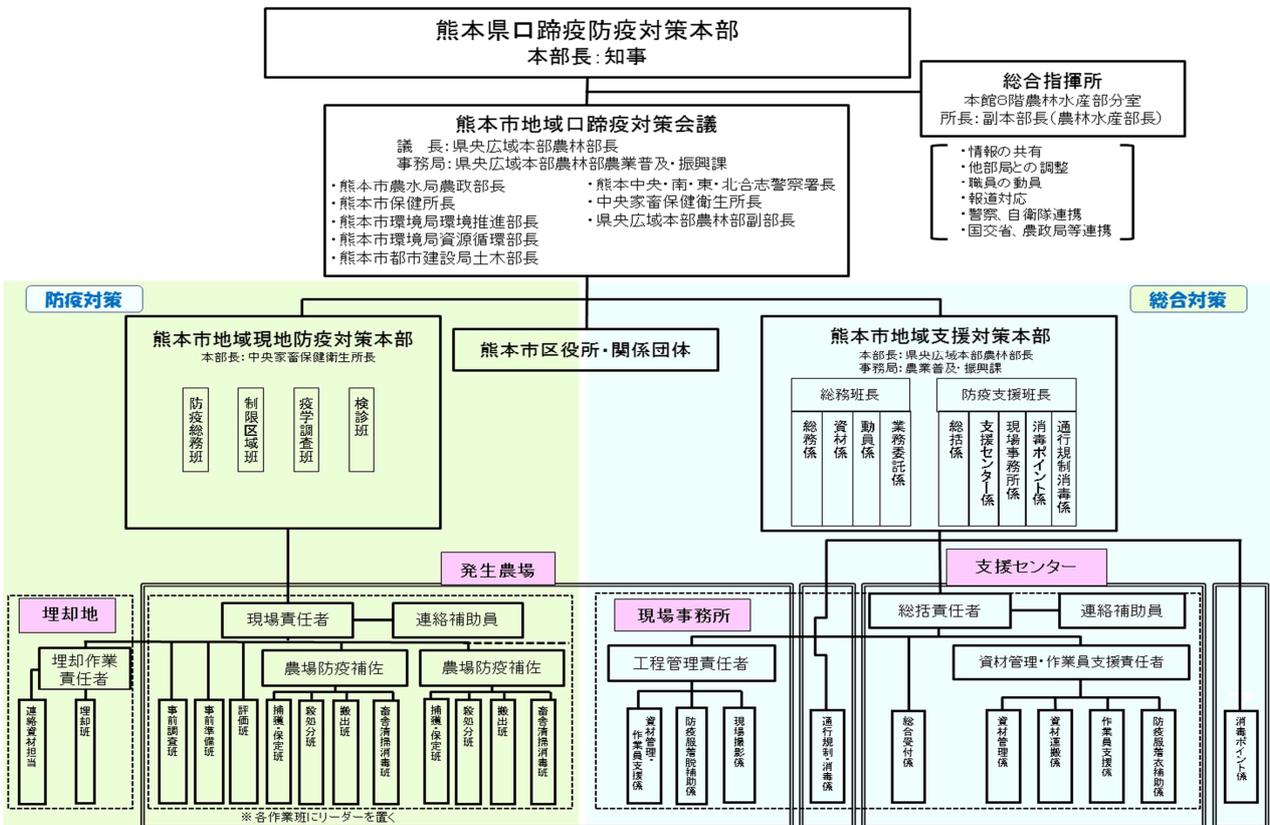
地域口蹄疫対策会議（必要に応じて開催）  
 ※本館8階農林水産政策課分室に総合指揮所を設置する。



地域における組織体制：各地域振興局における体制（レベル3）



熊本市における体制（レベル3）



- ※ 発生農場から離れた埋却地には、状況及び規模に合わせて運営事務所を設置する。また、埋却作業責任者（家畜防疫員）及び必要に応じて連絡補助・資材管理係を置く。
- ※ 備蓄倉庫での資材積み込みを担当する資材搬送班は、防疫総括班において編成し、送り込むものとする。

### 3 各組織の役割

#### (1) 熊本県口蹄疫防疫対策本部（県本部）

県本部は、県内発生時に組織し、現地の防疫方針の策定、国、関係県、地域会議、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図るとともに、関係部局の一致協力の下、本病の感染拡大防止及び早期清浄化に全力を挙げることがを目的とする。

##### ア 構成

本部長は知事とし、副本部長は、副知事及び農林水産部長とする。その他、各部（公室）長、危機管理監、各広域本部長、各広域本部地域振興局長、県央広域本部農林部長、教育長、県警本部警備部長を構成員とする。

また、農林水産部生産経営局長を代表幹事とし、関係課（所）長、各広域本部農林（水産）部長、各広域本部地域振興局農林部長、県央広域本部農林部副部長を構成員とする幹事会を置く。

さらに、畜産課に防疫総括班を設置し、防疫活動方針の策定、地域本部及び現地対策本部への指示を行うとともに、地域会議と連携を図る。

##### イ 所掌事務

県本部における防疫活動等を円滑に実施するため、幹事会及び防疫総括班（畜産課）は別表1及び2に掲げる業務を遂行する。

別表1 幹事会における各部局の所掌事務

部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報グループ課長	・ 広報に関すること
	危機管理防災課長	・ 対処体制の支援及び支援センター等での情報収集 ・ 自衛隊への情報提供及び災害派遣要請 ・ 災害支援車両高速道路無償措置手続
総務部	私学振興課長	・ 私立学校の児童・生徒等の安全に関すること ・ 学校飼育動物及び家畜の防疫に関すること
	人事課長	・ 職員に関すること
企画振興部	企画課長	・ 県の政策及び施策の総合調整
健康福祉部	健康危機管理課長	・ 防疫措置従事者の健康相談に関すること ・ と畜場との連絡調整に関すること ・ 愛玩動物（偶蹄類に限る）に関すること ・ 畜産物の安全に関すること
環境生活部	環境保全課長	・ 水道の衛生確保に関すること
	自然保護課長	・ 野生動物（偶蹄類に限る）の調査等に関すること
	循環社会推進課課長	・ 埋却及び焼却処分等廃棄物に関すること
	くらしの安全推進課長	・ 食の安全及び消費者対応に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	・ 商工観光労働部内の連絡調整に関すること

農林水産部	農林水産政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合指揮所に関すること</li> <li>・畜産課と連携し、県本部及び幹事会の会議運営に関すること</li> <li>・農林水産部内の連絡調整に関すること</li> <li>・試験研究機関の連絡調整に関すること</li> </ul>
	団体支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営支援対策に関すること</li> <li>・農業共済組合との連絡調整に関すること</li> </ul>
	農業技術課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業普及・振興課との連絡調整に関すること</li> </ul>
	農村計画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興局農地整備課との連絡調整に関すること</li> </ul>
	技術管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却等に係る埋却溝等の設計、積算に関すること</li> <li>・農地情報図の利用支援に関すること</li> </ul>
	畜産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産政策課と連携し、県本部及び幹事会の会議運営に関すること</li> <li>・家畜防疫に関すること</li> <li>・家畜、畜産物、飼料等流通に関すること</li> <li>・経営支援対策に関すること</li> <li>・地域会議との連携に関すること</li> <li>・情報・広報に関すること</li> <li>・動員必要数の取りまとめに関すること</li> </ul>
	畜産研究所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産研究所飼養家畜の防疫に関すること</li> <li>・防疫対策の支援に関すること</li> </ul>
土木部	道路保全課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域振興局土木部の連絡調整に関すること</li> <li>・道路の占用許可に関すること</li> <li>・道路標識、機材等の貸出に関すること</li> <li>・九州地方整備局との連絡調整に関すること</li> </ul>
地域振興局等 (県央広域本部)	農林(水産)部長 (県央広域本部農林部 副部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策の支援に関すること</li> <li>・地域本部に関すること</li> <li>・局内(県央広域本部農林部内)の連絡調整に関すること</li> </ul>
教育庁	教育政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁内の連絡調整に関すること</li> <li>・公立学校の生徒等の安全に関すること</li> <li>・学校飼育動物及び家畜の防疫に関すること</li> </ul>
県警本部警備部	警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警本部及び警察署との連絡調整に関すること</li> </ul>

別表 2

## 防疫総括班（畜産課）の所掌事務

班長等	担当	構成班員	所掌事務
防疫総括班長 （畜産課長）			<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫総括班の指揮、総括</li> </ul>
総括副班長 （防疫情報担当：審議員）	防疫指導担当 （衛生防疫班長）	衛生防疫班	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的防疫方針の策定、指示</li> <li>現地調査及び防疫措置の企画、指導及び発生原因、その他の調査</li> <li>家保との防疫対応等連絡調整</li> <li>動物衛生課との協議及び連絡調整</li> <li>移動・搬出制限区域の協議及び設定、他県との連絡調整</li> <li>発生情報、疫学関連農場及び清浄性確認検査等の日報収集、記録</li> <li>備蓄資材の搬送に関すること</li> <li>家畜防疫員の確保に関すること</li> </ul>
	情報担当 （生産振興班長）	生産振興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生その他防疫情報の授受と収集、総合的な情報の収集</li> <li>地域本部総務班及び関係団体等との連絡調整</li> <li>地域現地对策本部への情報提供、各家保及び地域支援対策本部との情報共有</li> <li>プレスリリース、ホームページに関すること</li> <li>広報資料の作成、広報連絡、問い合わせ対応相談窓口の開設</li> </ul>
総括副班長 （総務担当：審議員）	総務・動員担当 （総務・企画班長）	総務・企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成と執行、所要経費の確保と支出事務</li> <li>関係機関との連絡調整、庁内会議の開催準備</li> <li>関連事業の調整、集合施設等の開催制限</li> <li>防疫措置の上部機関への報告</li> <li>防疫活動の人員確保、県外動員者の宿泊対応等</li> <li>防疫作業従事者のストレス相談に係る健康サポートセンターとの連絡調整</li> </ul>
総括副班長 （防疫支援担当：審議員）	現場事務所・支援センター担当 （経営環境班長）	経営環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場事務所、支援センター（設置運営並びに資材の輸送及び調達等）に関すること</li> <li>家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査と調整</li> <li>地域本部総務班等との連絡調整</li> <li>と畜場、家畜市場の調査</li> <li>畜産物の流通及び消費対策に関すること</li> </ul>
	消毒ポイント・資機材担当 （草地飼料班長）	草地飼料班	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋却及び消毒等防疫用機材の調達・配布、防疫資材の調達・調整</li> <li>通行制限、消毒の設置運営</li> <li>消毒ポイントの設置運営</li> <li>県警との連絡調整</li> <li>流通飼料・飼料供給体制の調整</li> <li>輸入粗飼料の追跡調査</li> <li>地域本部防疫支援班等との連絡調整</li> </ul>

(2) 総合指揮所

- ア 総合指揮所は、農林水産政策課分室（本館8階）に設置し、情報の共有、他部局との調整、職員の動員、報道対応、警察署・自衛隊・国機関との連携等、防疫対応を総括する。
- イ 総合指揮所長は、農林水産部長（県本部副本部長）とする。
- ウ 農林水産政策課により、以下を基本として編成するが、感染拡大の状況等に応じ、関係各部と改めて協議の上で柔軟に対応するものとする。

総合指揮所の構成及び所掌事務

班	所掌事務
所長：農林水産部長（県本部副本部長）	
総括班	<ul style="list-style-type: none"><li>・対策本部等会議の開催</li><li>・対策本部と防疫総括班との連絡調整</li><li>・地域本部間の連絡調整等</li></ul>
渉外班	<ul style="list-style-type: none"><li>・報道対応</li><li>・関係機関からの相談窓口等</li><li>・風評被害対策等</li></ul>
動員・連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"><li>・動員調整及び要員確保</li><li>・県外動員者に係る連絡調整</li><li>・警察署及び自衛隊との連絡調整等</li><li>・他部局との連絡調整</li><li>・地方整備局、農政局等との連携</li></ul>
関連支援班	<ul style="list-style-type: none"><li>・県外動員者の宿泊手配等</li><li>・民間団体等への協力依頼等</li></ul>

(3) 現地防疫対策本部（現地対策本部）

ア 現地対策本部は、発生地を管轄する家保に置き、県本部、防疫総括班（畜産課）からの指示の下、現地における防疫対策を指揮・実行する。

また、地域本部、地域会議、市町村、関係団体と連携・協力を図り、本病の早期清浄化と感染拡大防止に全力を挙げる。

イ 家保長は、本病が否定できない場合、防疫措置を開始するとともに、現地対策本部の設置を想定し、各班への家畜防疫員の配置を行い、現地対策本部各班名簿に記入して指揮命令系統の統一を図る。

【現地防疫対策本部各班名簿（様式1-1）】

現地防疫対策本部の構成と発生農場各班の主な所掌事務

本部	班長等	構成員	所掌事務	
防疫対策 本部長 （家保所 長）	防疫総務班長 （家保衛生課長）	家保	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫に関する人員の確保、資材の確保、獣医師、家畜防疫員の勤務台帳の管理</li> <li>資材の管理と出納事務</li> <li>地域本部との連絡調整</li> </ul>	
副本部長 （家保衛 生課長）	発生地震場 （防疫対策）	現場責任者 （家保防疫課長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生地防疫措置の指揮、農場防疫補佐との連絡調整</li> <li>現地対策本部及び防疫総括班との連絡調整</li> </ul>	
		連絡補助員	振興局ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場責任者、現地対策本部及び防疫総括班防疫総務班長、工程管理責任者との連絡補助</li> <li>現場責任者、工程管理責任者及び各農場防疫補佐との連絡補助</li> </ul>
		農場防疫補佐	家保	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場責任者、各作業班リーダーとの連絡調整</li> <li>防疫作業の各作業班リーダーへの指示</li> </ul>
		事前調査班	家保ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生農場の調査による動員数、重機、資材等必要数確認</li> </ul>
		事前準備班	振興局 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>殺処分前の発生現場での資機材の受取、現場事務所設置</li> <li>殺処分作業前の簡易消毒</li> </ul>
		評価班	家保 （市町 村・団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価に必要な資料の確保（殺処分家畜、汚染物品の記録と写真撮影）</li> <li>評価人による処分家畜及び物品の評価</li> <li>評価に伴う手当金の申請等</li> </ul>
		捕獲・保定班	団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>殺処分家畜の捕獲、保定及び移動</li> </ul>
		殺処分班	家保ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>殺処分の実施</li> </ul>
		搬出班	振興局ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>殺処分した家畜及び汚染物品の搬出及び運搬</li> </ul>
埋却班	振興局ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋却溝の掘削、殺処分家畜及び汚染物品の埋却</li> </ul>		

	畜舎清掃消毒班	振興局ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分後の畜舎清掃消毒</li> <li>・汚染物品の搬出</li> </ul>
	防疫総務班	家保ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部と現場との連絡、防疫措置状況の記録</li> </ul>
	制限区域班	家保ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限区域の設定及び区域内農家への連絡</li> </ul>
	疫学調査班	家保ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場と接触のあった人、物・車両の追跡調査</li> <li>・疫学関連家畜及び農場の決定</li> </ul>
	検診班	家保ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生地周辺地域の緊急立入検査、聞き取り調査等</li> </ul>

(4) 地域口蹄疫対策会議（地域会議）

県本部、県会議の開催を受けて、発生地域をはじめ、各広域本部地域振興局内に広域本部地域振興局長（県央広域本部農林部長）を議長とする地域会議を設置する。地域会議は、関係機関への協力依頼と連絡調整を図り、本病の早期清浄化と感染拡大防止を図る。

地域会議の構成員と主な所掌事務については、以下のとおりとする（議長の判断により、必要に応じ市町村や関係団体等を構成員に含めることができる。）。

【地域対策会議設置の通知（様式2）】

地域口蹄疫対策会議構成員の所掌事務

部局	構成員	所掌事務
地域振興局等	局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域会議の総括に関する事</li> </ul>
	次長（総務部長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生地の場合、支援センターの統括責任者</li> <li>地域会議内の連絡調整に関する事</li> <li>防疫作業に係る動員への協力に関する事</li> </ul>
	保健所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉部との連絡調整に関する事</li> <li>現場事務所及び支援センターへの派遣に関する事</li> </ul>
	農林（水産）部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的対策、防疫活動の支援に関する事</li> <li>地域振興局内（県央広域本部農林部内）の連絡調整に関する事</li> <li>防疫作業に係る動員への協力に関する事</li> <li>消毒ポイントの設置及び運営に関する事（土木部長の所掌事務を除く）</li> </ul>
	土木部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>組立型車両消毒槽の設置工事に関する指導、助言</li> <li>道路標識、機材等の貸し出しに関する事</li> <li>土木部との連絡調整に関する事</li> <li>防疫作業に係る動員への協力に関する事</li> </ul>
警察署	署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行制限場所設定に当たっての助言に関する事</li> <li>道路使用許可に関する事</li> <li>通行制限場所の立会いに関する事</li> <li>消毒ポイント設置に当たっての助言に関する事</li> </ul>
家畜保健衛生所	所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫対策の指揮及び実行に関する事</li> </ul>

熊本市地域口蹄疫対策会議構成員の所掌事務

部局	構成員	所掌事務
県央広域本部農林部	県央広域本部農林部長	・地域会議の総括に関する事
	県央広域本部農林部副部長	・地域会議内の連絡調整に関する事
熊本市	農水局農政部長	・熊本市各区局との連絡調整に関する事 ・防疫作業に係る動員への協力に関する事
	保健所長	・健康福祉局内の連絡調整に関する事
	環境局資源循環部長	・埋却等に関する事 ・防疫作業に係る動員への協力に関する事
	都市建設局土木部長	・市道の使用許可等に関する事 ・道路標識、機材等の貸出に関する事 ・防疫作業に係る動員への協力に関する事
熊本中央、南、東、北合志警察署	署長	・通行制限区域等設定についての助言に関する事 ・道路使用許可に関する事 ・通行制限の立会い及び消毒ポイント設置についての助言に関する事
中央家畜保健衛生所	所長	・防疫対策の指揮、実行に関する事

(5) 地域口蹄疫支援対策本部（地域本部）

地域本部は、県本部が設置を受け、各広域本部及び地域振興局等に、地域会議とともに設置する。発生地を管轄する地域振興局等については、地域会議と連携を取りながら、現地対策本部と協力し防疫活動の支援等を行う。

病性鑑定の結果、本病を強く疑われる場合には、家保と連携しながら防疫措置の準備を進めるとともに、地域本部各班へ職員の振り分けを行い、「地域支援対策本部各班名簿（様式1-2）」に記入して指示の統一を図る。各班及び各係の構成員と所掌事務については以下のとおりである。

地域口蹄疫支援対策本部の主な所掌事務

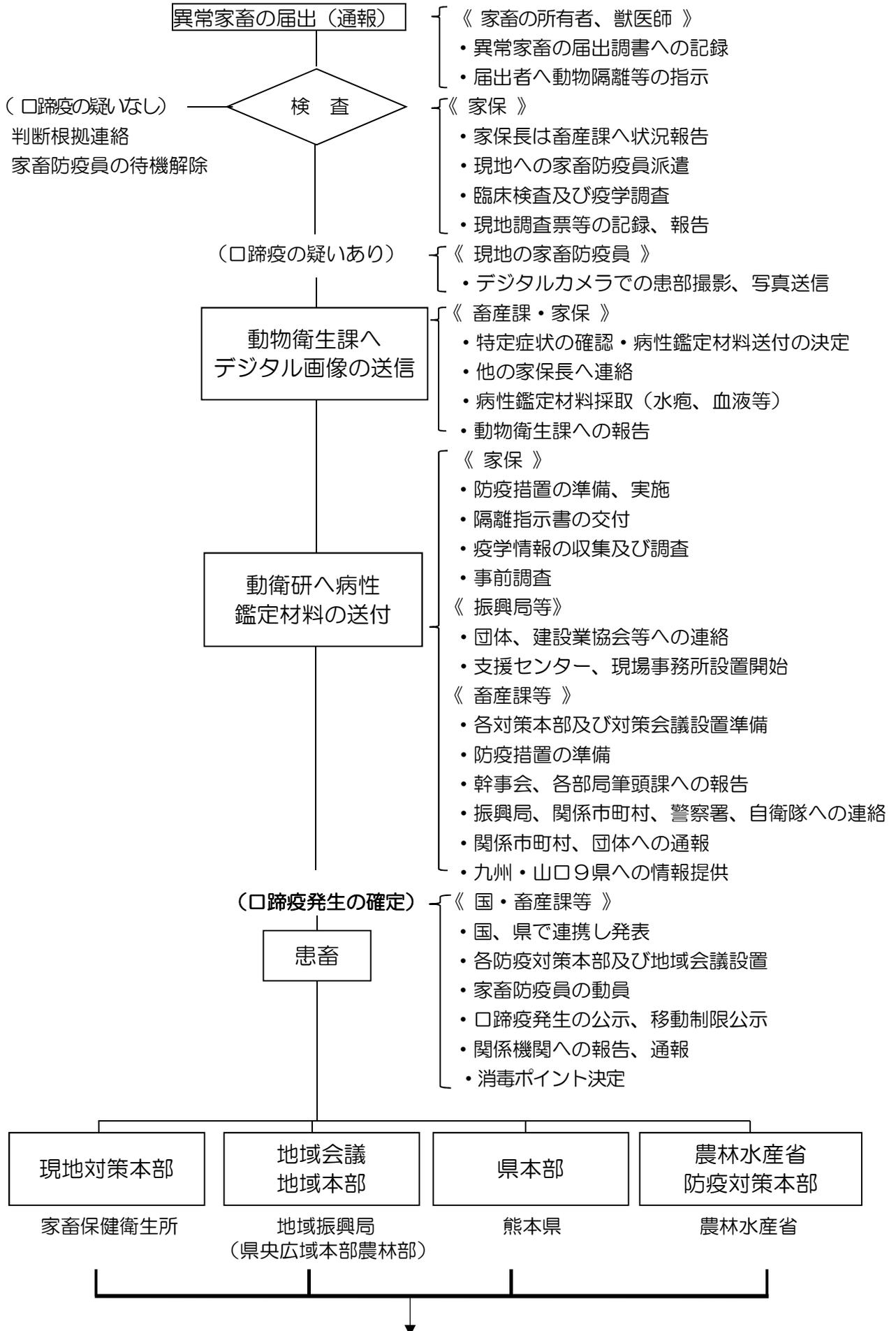
本部	班		所掌事務
地域本部長 （地域振興局長又は県央広域本部農林部長）  副本部長 （農林（水産）部長又は県央広域本部農林部副部長）	総務班	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急打合せ及び地域会議の開催</li> <li>・勤務台帳、経理台帳管理事務</li> <li>・団体、市町村、県本部及び現地対策本部との連絡調整</li> <li>・総務班各係及び防疫支援班との連携</li> <li>・消毒ポイント設置及び通行制限に係る事務手続き（警察署、道路管理者）</li> <li>・発生その他防疫情報の収集・伝達、広報資料の作成、広報連絡（様式3）</li> <li>・風評被害の防止</li> <li>・市町村及び地元議員対応</li> <li>・報道機関対応（原則、防疫総括班（畜産課）情報担当が対応）</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>
		資材係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県本部防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当との連携（レンタル機材）</li> <li>・管内関係機関への機材の貸出要請</li> <li>・レンタル以外の資機材の購入</li> <li>・支援センター、消毒ポイント等からの要請に対する資材の搬入</li> </ul>
		動員係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に必要な要員の確保、動員要請</li> <li>・管内の不足人員の動員要請（防疫総括班総務・動員担当）</li> <li>・動員者の配置</li> <li>・宿泊先の手配調整</li> <li>・宿泊施設からの送迎バスの手配調整</li> </ul>
		業務委託係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業協会、レンタル会社、車両レンタル会社等との業務発注に係る事前協議</li> <li>・県本部防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当との連携（レンタル機材）</li> <li>・消毒ポイント係との連携（受取）</li> <li>・各種レンタル資機材の取扱説明書の作成と設置</li> </ul>

防疫 支援班	総括係	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫支援班の各係への指示及び総務班及び県本部防疫総括班（畜産課）との連絡調整</li> <li>緊急打合せに出席</li> <li>市町村が行う住民説明会への支援</li> </ul>
	支援センター係	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援センター総括責任者と連携</li> <li>支援センター設置場所について市町村等と事前協議</li> <li>レイアウト案、地図情報を防疫総括班（畜産課）に送付</li> <li>管外からの動員者等の誘導や誘導案内設置等</li> </ul>
	現場事務所係 （運営事務所係を兼務：発生農場から離れた埋却地に運営事務所を設置する場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場責任者及び現場事務所工程管理責任者と連携</li> <li>レイアウト案、地図情報を防疫総括班（畜産課）に送付 （運営事務所係の所掌事務は、埋却作業責任者との連携の他、現場事務所係に準じる。）</li> </ul>
	消毒ポイント係	<ul style="list-style-type: none"> <li>管轄警察署、道路管理者、関係市町村等と事前協議</li> <li>レイアウト、地図情報、消毒方法を付した消毒ポイント案を防疫総括班に送付</li> <li>消毒ポイント・資機材担当等と連携</li> <li>資機材運搬、撤去</li> <li>設置、撤収進捗や消毒台数等定期報告</li> <li>消毒業務、交通誘導業務指導</li> </ul>
	通行規制消毒係	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行制限場所の設定及び設置（家保、道路管理者、管轄警察署等と協議）</li> <li>通行制限場所の動員者及び資機材の管理</li> <li>通行制限業務運営</li> </ul>
支援センター	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援センター設置、運営</li> <li>支援センター、現場事務所の総括</li> <li>防疫総括班（畜産課）への進捗の定期報告</li> <li>地域本部、現場事務所との連絡調整（要請等）</li> <li>資材の管理、防疫服着衣等の作業員支援業務の調整</li> <li>防疫措置従事者の現場事務所への送迎に関すること</li> <li>体調不良者への対応</li> </ul>
	連絡補助員	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括責任者と地域本部、現場事務所等との連絡調整業務を補佐</li> </ul>
	総合受付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援センターに動員された防疫措置従事者の受付、動員リストに基づく各作業班リーダーの任命及び班員の振り分け作業等</li> <li>その他、防疫措置従事者に関すること</li> </ul>

	資材管理・作業員支援	資材管理・作業員支援責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援センターの資材管理及び動員者の作業支援業務の総括</li> <li>地域本部及び現場事務所との連絡調整</li> <li>現場事務所、通行制限、消毒ポイント（備蓄分）に必要な資材の把握及び調達</li> </ul>
		資材管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の受入、仕分け、搬送指示</li> <li>資材の帳簿記録、在庫管理、過不足予測及び報告</li> <li>動員者飲食物の受取等</li> </ul>
		資材運搬係	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場事務所、消毒ポイント（備蓄分）必要資材を資材管理係の指示で現場へ運搬</li> <li>動員者飲食物の配布等</li> </ul>
		作業員支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫措置従事者に防疫作業の説明</li> <li>防疫作業現場の進捗状況等の周知</li> <li>防疫措置従事者にバイオセキュリティ確保のための作業動線の説明</li> <li>駐車場の誘導及び整理</li> </ul>
		防疫服着衣補助係	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫服着衣の補助</li> </ul>
現場事務所	工程管理責任者		<ul style="list-style-type: none"> <li>現場事務所での総括</li> <li>現場責任者、支援センター総括責任者、地域本部との連絡・調整</li> <li>動員者、防疫資機材の管理に係る総括</li> </ul>
	資材管理・作業員支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の受入、仕分け、搬送指示</li> <li>資材の帳簿記録、在庫管理、過不足予測及び報告</li> <li>動員者（休憩時）の対応・説明</li> <li>防疫作業現場の進捗状況等の周知</li> </ul>	
	防疫服着脱補助係	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫措置従事者への防疫服等の準備</li> <li>防疫服着脱の補助</li> </ul>	
	現場撮影係	<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫措置状況の映像、写真の撮影</li> <li>映像情報等送付（必要により支援センターへの情報運搬）</li> </ul>	

※それぞれの班は、発生地地域振興局の職員のほか、警察署、関係団体、市町村等の協力を得て編成

#### 4 □蹄疫防疫対策のフローチャート



↓ ※発生地以外の地域にあっても「地域会議」を設置し、連携を強化

## 防 疫 措 置

### 【 人員の確保 】

- ① 地域振興局ごとに編成した基本体制又は応援体制の動員計画を作成し、防疫措置従事者を確保
- ② 想定を超える規模の発生があり、防疫措置の遅延により感染が拡大すると見込まれる場合は、事前に危機管理防災課（自衛隊災害担当窓口）に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続きを行い、動物衛生課と協議の上、県知事より自衛隊へ災害派遣を要請
- ③ 県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、防疫協定に基づき、県獣医師会に獣医師の派遣について協力を依頼するとともに、動物衛生課に対して、他県の家畜防疫員等の派遣について調整を依頼
- ④ 必要に応じ動物衛生課に対して防疫専門官の派遣を依頼

### 【 発生地防疫措置 】

- ① 患畜・疑似患畜の特定
  - ② と殺指示書の交付
  - ③ 患畜・疑似患畜及び汚染物品の評価
  - ④ 殺処分（原則24時間以内）
  - ⑤ 死体の処理（焼却、埋却、化製）
  - ⑥ 汚染物品の処分（焼却、埋却又は消毒）
  - ⑦ 農場等の消毒
- （原則72時間以内）

### 【 移動の制限 】

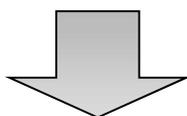
- ① 通行遮断：発生地及びその周辺72時間以内
- ② 移動制限：発生地から半径10キロメートル以内の区域
- ③ 搬出制限：発生地から半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域

### 【 調査・検査 】

- ① 疫学関連調査  
発生農場における過去21日間の家畜の移動及び人の出入りに関する追跡調査を実施
- ② 発生状況確認検査  
移動制限区域内農場の電話による聞き取り。1キロメートル内農場及び移動制限区域内大規模農場の立入検査(24時間以内)。遺伝子検査、血清抗体検査用採材
- ③ 清浄性確認検査

### 【 予防的殺処分・ワクチンを用いた感染拡大防止 】

- ・発生が周囲に拡大し、殺処分と移動制限による方法のみでは感染拡大防止が困難であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合



終 息

- ・発生地の防疫措置終了
- ・調査、検査による継続発生なし
- ・移動の制限解除

【留意事項：24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について】

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で150から300頭、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫作業従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。



## 5 口蹄疫発生時における初動防疫シミュレーション

### (1) 関係各機関の対応

県内初発時の対応を想定している。発生が継続しており、病変部の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、PCR 検査を待たずに病性が決定される場合がある。そのような状況においては、作業が大幅に前倒しされるが、可能な限り発生農場における防疫措置を最優先に実施しながら、併せて一連のまん延防止措置を図ることとなる。

主な動き	時間	経過時間	畜産課 (口蹄疫対策本部防疫総括班)	現地家畜保健衛生所 (現地防疫対策本部)	発生地農場の家畜防疫員
通報	9:00	0:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜保健衛生所から通報及び立入検査を実施する旨の報告受理</li> <li>第1章の5の(2)のAに基づき連絡</li> <li>第一陣の防疫員派遣を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家、診療獣医師より口蹄疫に類似した疾病が発生した旨、通報有り。</li> <li>通報受理者は家保防疫課長及び家保所長へ、防疫課長は畜産課へ連絡</li> <li>通報受理者は、不明疾病状況聞き取り調査を行い、畜産農家、診療獣医師へ全ての動物の繋留・隔離、排水口の閉鎖、農場の出入り口1か所指定、外出禁止、防疫関係者以外の立入禁止を指示</li> </ul>	
	9:30	+0:30		<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜防疫員3人が現地へ出発、他の職員は待機</li> <li>通報者に家畜防疫員の現場到着予定時刻を連絡</li> </ul>	
農場立入検査	11:00	+2:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜防疫員が現地に着 (2人が農場内へ、1人は場外で鑑定材料の受け取り等農場内と家保との連絡のため待機)</li> <li>通報時の指示事項について、畜産農家、診療獣医師による実施状況を確認</li> <li>デジタルカメラによる病変部等の撮影</li> <li>畜産農家、診療獣医師から聞き取り、一般臨床検査等から、口蹄疫を否定できないので、農場内の全ての動物、物品(牛乳等含む)の移動を禁止</li> <li>畜産農家へ家畜隔離の指示書交付</li> <li>診療獣医師が現場を離れる時は、家保が用意した防疫服に着替え、身体、携帯用具、車を消毒し、直ちに帰宅後、再度消毒のうえ自宅待機を指示</li> </ul>
	13:00	+4:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地家保からの報告を受理。罹患の可能性について現地家畜保健衛生所と協議(決定チーム協議)</li> <li>必要に応じて、動物衛生課と協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生地農場からの結果を畜産課へ報告。罹患の可能性について畜産課と協議(決定チーム協議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入状況の結果、特定症状を確認した場合は現地家保へ報告</li> <li>携帯電話で病変部写真の送信</li> <li>場内家畜防疫員は、現地調査表等により家畜の臨床検査及び疫学関連状況の聞き取り実施</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">口蹄疫の疑いで検体送付決定(経過観察に伴う検体送付を除く)</div>					

※本シミュレーションは、一つの事例を想定したものである。

通報時間や飼養規模、畜舎構造、立地条件等、様々な条件により、開始のタイミングや必要となる時間が異なることを念頭に、臨機応変に対応することが必要である。

主な動き	時間	経過時間	発生地 地域振興局 (現地対策支援本部)	発生市町村
第1日目  通報	9:00	0:00		
	9:30	+0:30		
農場立入検査	11:00	+2:00		
	13:00	+4:00		

主な動き	時間	経過時間	畜産課 (口蹄疫対策本部防疫総括班)	現地家畜保健衛生所 (現地防疫対策本部)	発生地農場の家畜防疫員
防疫作業準備	13:30	+4:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への連絡等対応</li> <li>現地家畜保健衛生所に対し、当面の防疫措置を指示</li> <li>動物衛生課に詳細報告(疫学情報)。動物衛生研究所へ病性鑑定依頼</li> <li>発生地以外の家保所長へ通報(家畜防疫員の第1次応援依頼、防疫措置に必要な資機材の提供依頼含む)</li> <li>第1の5の(2)のイに基づき連絡</li> <li>病性鑑定材料の搬送方法・搬送車等を決定。東京事務所と出発便、材料搬入職員等の調整を行う。</li> <li>動物衛生課へ航空便名及び東京国際空港到着時間、動物衛生研究所到着予定時間を連絡。</li> <li>家保(案)を基に制限区域を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議結果を発生農場家畜防疫員へ連絡、以降の作業を指示</li> <li>病性鑑定材料の動物衛生研究所への搬送準備</li> <li>消毒用動力噴霧機を2名で農場へ搬送</li> </ul>	<p>&lt;農場内の家畜防疫員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病性鑑定材料を採取</li> <li>応急的な消毒、消毒槽設置等の防疫措置の実施(農場出入り口、及び農場の周囲)</li> <li>消毒用動力噴霧器到着消毒作業開始</li> </ul> <p>&lt;場外待機の家畜防疫員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病性鑑定材料を家保に搬送</li> <li>農場の出入り口及び隣接農場の把握</li> </ul>
	15:00	+6:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急打合せ会議(農林水産部長室、畜産課、農林水産政策課)</li> <li>口蹄疫防疫対策本部の設置準備</li> <li>総合指揮所、専用電話、専用FAXを準備</li> <li>防疫資材(リース資機材等)、トラックの手配(→資材リストでチェック)</li> <li>作業員輸送バスの手配、準備</li> <li>発生地地域振興局からの応援要請に基づき、他地域振興局等に応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場事務所設置場所協議(局・市町村)</li> <li>移動制限区域、搬出制限区域の設定(概要版)と制限区域内の農場戸数頭数を抽出</li> </ul> <p>&lt;現地防疫対策の準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防疫資材(防疫服、消毒薬等)の手配、確保</li> <li>家保における現地防疫従事者の選定</li> <li>発生農場の動員準備</li> <li>防疫に必要な人員を算定</li> <li>制限区域設定(詳細版)のため関係市町村担当者に参集依頼</li> <li>必要に応じ事前調査班を招集</li> <li>防疫措置に必要な資材、機材の準備を畜産課・地域振興局に依頼</li> <li>防疫資材(防疫服、消毒薬等)の手配、確保(→資材リストでチェック)</li> <li>事前調査班を組織準備</li> <li>地域振興局、市町村担当者待機→現地家保防疫員の情報に基づき対応</li> <li>(中央家保は、)病性鑑定材料輸送容器を航空会社の航空貨物に申し込む。</li> </ul>	<p>&lt;農場内家畜防疫員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋却候補地を確認し農家と選定について協議→結果を家保へ</li> </ul> <p>・必要に応じ事前調査班と合流し、防疫措置に必要な資機材、防疫員数等見積り→結果を家保、振興局へ</p>

主な動き	時間	経過時間	発生地 地域振興局 (現地対策支援本部)	発生市町村
防疫作業準備	13:30	+4:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産課より病性鑑定材料を送付する旨連絡受理</li> <li>・各担当係長及び関係職員を招集</li> <li>・市町村、地元警察署へ連絡</li> <li>・関係団体へ連絡(情報管理に厳重注意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興局から病性鑑定材料を送付する旨の報告を受理</li> </ul>
	15:00	+6:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           緊急打合せ(家保主導で発生地地域振興局及び発生市町村担当者で情報交換及び今後の打合せ)         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所設置場所協議(家保・市町村)</li> <li>・支援センター設置協議(市町村)</li> <li>・建設業協会へ協力及び待機の依頼</li> <li>・地域防疫対策会議構成員に待機依頼</li> <li>・家保からの要請に基づき、関係機関に動員要請(不足分を畜産課に要請)</li> <li>・消毒ポイント及び通行遮断箇所の協議(市町村、警察署)</li> <li>・候補地を選定後、畜産課と協議</li> <li>・事前調査班を家保に派遣</li> <li>・埋却にかかる機材手配の準備</li> <li>・現場事務所等に必要な資材(防疫資材以外)の手配準備</li> <li>・不足機材の手配準備(関係機関に要請)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所設置場所協議(家保・局)</li> <li>・支援センター設置場所協議(局)</li> <li>・動員対応</li> <li>・消毒ポイント、通行規制場所協議(局・警察)</li> <li>・制限区域設定のため家保へ職員派遣</li> <li>・動員者をまとめ振興局に報告</li> <li>・市町村有貸し出し機材の手配(トラック、テント等の資材確認)</li> <li>・事前調査班員を家保へ派遣</li> </ul>

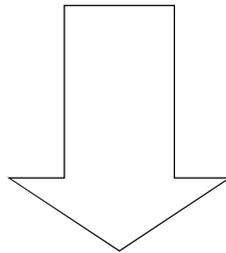
主な動き	時間	経過時間	畜産課 (口蹄疫対策本部防疫総括班)	現地家畜保健衛生所 (現地防疫対策本部)	発生地農場の家畜防疫員
防疫措置準備	16:00	+7:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉部家畜防疫員補職者に協力を依頼</li> <li>消毒ポイントを決定し、関係振興局・警察へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生状況確認検査の準備及び対象農場リストアップ</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋却場所の検討。(地域振興局、市町村、農協と合同で) →(埋却地選定手順による) (周辺住民(区長)への説明準備)</li> </ul> </div>	
	16:30	+7:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生地振興局以外の振興局からの動員者名簿を発生地振興局に送付</li> <li>防疫資材(リース資機材等)の手配</li> <li>作業員輸送バスの手配</li> <li>(機材の搬入時間を、発生地振興局、制限区域内振興局に連絡:翌朝6時の場合消毒ポイント等設置時間を設定)</li> <li>支援センター及び現場事務所の立ち上げ要員の選定と準備依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面の防疫作業手順について確認</li> <li>必要な防疫資材(防疫服、消毒薬等)の手配</li> </ul>	
	17:00	+8:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>動員者の集合場所及び時間の連絡を発生地地域振興局に要請</li> <li>病性鑑定材料を、航空貨物として搬送する。</li> <li>病性鑑定材料搬送者(家保職員)熊本空港へ到着。</li> <li>防疫作業に必要な資材を現場事務所に搬入準備</li> <li>防疫作業手順及び時間等を確認。各班へ連絡。</li> </ul>	

主な動き	時間	経過時間	発生地 地域振興局 (現地対策支援本部)	発生市町村
防疫措置準備	16:00	+7:00		
	16:30	+7:30	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・埋却場所の検討。(地域振興局、市町村、農協と合同で) →(埋却地選定手順による) (周辺住民(区長)への説明準備)</p> </div> <p>・畜産課からの動員者名簿をもとに 人員配置を作成。</p> <p>・現場事務所、支援センター及び通 行規制場所動員者に集合時間と場 所を連絡し、待機依頼</p> <p>・目隠しシートの設置、埋却等に係 る工事発注</p> <p>・支援センター、現場事務所、消毒 ポイントで使用する資材の搬出状況 を畜産課等に確認</p>	
	17:00	+8:00	<p>・家保からの要請に基づき、動員者 に集合場所、時間の連絡及び待機 を依頼</p> <p>・現場事務所、支援センター及び通 行規制場所動員者に集合時間と場 所を連絡し待機依頼</p> <p>・資材の搬入待機</p>	<p>・移動制限、搬出制限区域の設 定について関係農家に周知準備</p>

主な動き	時間	経過時間	畜産課 (口蹄疫対策本部防疫総括班)	現地家畜保健衛生所 (現地防疫対策本部)	発生地農場の家畜防疫員
	19:00	+10:00	・病性鑑定材料を、東京事務所職員が東京国際空港で受取り、動物衛生研究所(東京都小平市)に搬入する。		
	22:00	+13:00	・鑑定材料動物衛生研究所着		
	22:30	+13:30	・検査開始		
第2日目 PCR検査判定	5:30	+20:30	病性の決定(口蹄疫と診断)		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫と診断した旨、動物衛生課より通知受理</li> <li>・関係機関に連絡</li> <li>・発表内容、記者会見の日時について、動物衛生課と協議(口蹄疫と診断)</li> <li>知事、副知事、知事公室長、農林水産部長等に口蹄疫と診断された旨報告</li> <li>・関係県議会議員に報告</li> <li>・関係各課に口蹄疫と診断された旨連絡</li> <li>・防疫対策本部設置のプレス発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫決定の連絡受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫決定の連絡受理</li> </ul>
				移動制限、搬出制限区域の設定 (移動制限区域:原則として半径10km以内、搬出制限区域:原則として半径20km以内)	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫員を現地に派遣</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域住民への説明(搬送が必要な場合は、別途、説明日程、方法を決定)</li> <li>・埋却地決定</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員予定人員は支援センターへ集合。</li> <li>・バスで発生農場へ出発。(支援センター→現場事務所→農場内)</li> <li>・オペレーターは支援センターに移動して、他の動員者と同行。</li> </ul>	
対策本部設置	8:00	+23:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県口蹄疫防疫対策本部設置及び対策本部会議の開催</li> <li>・発生の告示</li> <li>・制限区域の告示</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県本部防疫対策会議への出席</li> <li>・現地対策本部設置</li> <li>・防疫作業開始を指示(家保長)</li> <li>・と殺指示書の交付</li> <li>・作業開始を畜産課、地域振興局に連絡</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>動員者は発生農場到着、各作業班リーダーより作業説明後作業開始</li> </ul>

主な動き	時間	経過時間	発生地 地域振興局 (現地対策支援本部)	発生市町村
	19:00	+10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援センター、現場事務所、通行規制(消毒)場所設置開始</li> <li>・住民説明会支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援センター、現場事務所、通行規制(消毒)場所設置支援</li> <li>・住民説明会の準備対応</li> </ul>
	22:00	+13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイント設置開始(機材搬入時間に併せる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイント設置支援</li> </ul>
	22:30	+13:30		
第2日目 PCR検査判定	5:30	+20:30	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">病性の決定(口蹄疫と診断)</div>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫決定の連絡受理</li> <li>・埋却用機材搬入(発生農場付近)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫決定の連絡受理</li> </ul>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">移動制限、搬出制限区域の設定 (移動制限区域:原則として半径10km以内、搬出制限区域:原則として半径20km以内)</div>	
	7:00	+22:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行規制場所運営開始(72時間遮断)</li> <li>・地域対策会議構成員に開催場所と時間を通知(畜産課からの県対策本部会議招集時間通知後)</li> </ul>	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消毒ポイント設置及び支援センター、現場事務所運営開始</div>	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域住民への説明(搬送が必要な場合は、別途、説明日程、方法を決定)</li> <li>・埋却地決定</li> </ul> </div>	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動員予定者は支援センターへ集合。</li> <li>・バスで発生農場へ出発。(支援センター→現場事務所→農場内)</li> <li>・オペレーターは支援センターに移動して、他の動員者と同行。</li> </ul> </div>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限、搬出制限区域の設定について関係農家に周知</li> </ul>
対策本部設置	9:00	+24:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部会議、幹事会出席(代理)</li> <li>・地域対策会議開催及び支援本部設置</li> <li>・作業開始の連絡を受け市町村、警察に連絡</li> </ul>	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消毒ポイントでの消毒及び関係車輛規制の開始</div>	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">動員者は発生農場到着、各作業班リーダーより作業説明後作業開始</div>	

主な動き	時間	経過時間	畜産課 (口蹄疫対策本部防疫総括班)	現地家畜保健衛生所 (現地防疫対策本部)	発生地農場の家畜防疫員
殺処分終了	17:00	+32:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況確認検査のため移動制限区域内農家へ電話による異常の有無の確認</li> <li>・1km以内及び移動制限区域内大規模農場への立ち入り検査及び採材</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">試掘で適正確認後、埋却地の掘削開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">殺処分開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">埋却作業開始(作業が夜間に及ぶ場合は翌朝開始または再開。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">殺処分終了</div>
第3日目 埋却終了 畜舎消毒	12:00	+51:00			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">汚染物品の埋却作業完了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">畜舎清掃・消毒の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">防疫作業完了後、現場事務所及び支援センター運営終了、後片付け</div>



2～3日目  
3日目以降

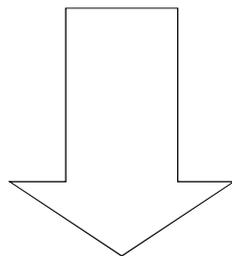
- ・疫学関連調査、発生状況確認検査等の実施
- ・72時間農場への通行規制(遮断)
- ・消毒ポイントでの消毒及び関係車両規制の継続。
- ・清浄性確認検査の実施
- ・畜舎消毒

防疫措置終了後21日後、新たな発生がない場合

- ・移動制限の解除(消毒ポイント運営終了、後片付け)

終息

主な動き	時間	経過時間	発生地 地域振興局 (現地対策支援本部)	発生市町村
殺処分終了	17:00	+32:00		・家保が行う発生状況確認検査 (立入検査)に同行、記録補助。
				試掘で適正確認後、埋却地の掘削開始
				殺処分開始
				埋却作業開始(作業が夜間に及ぶ場合は、翌朝開始または再開。)
				殺処分終了
第3日目				
埋却終了	12:00	+51:00		汚染物品の埋却作業完了
畜舎消毒				畜舎清掃・消毒の実施
			防疫作業完了後、現場事務所及び支援センター運営終了、後片付け	



2～3日目  
3日日以降

- ・疫学関連調査、発生状況確認検査等の実施
- ・72時間農場への通行規制(遮断)
- ・消毒ポイントでの消毒及び関係車両規制の継続。
- ・清浄性確認検査の実施
- ・畜舎消毒

防疫措置終了後21日後、新たな発生がない場合

- ・移動制限の解除(消毒ポイント運営終了、後片付け)

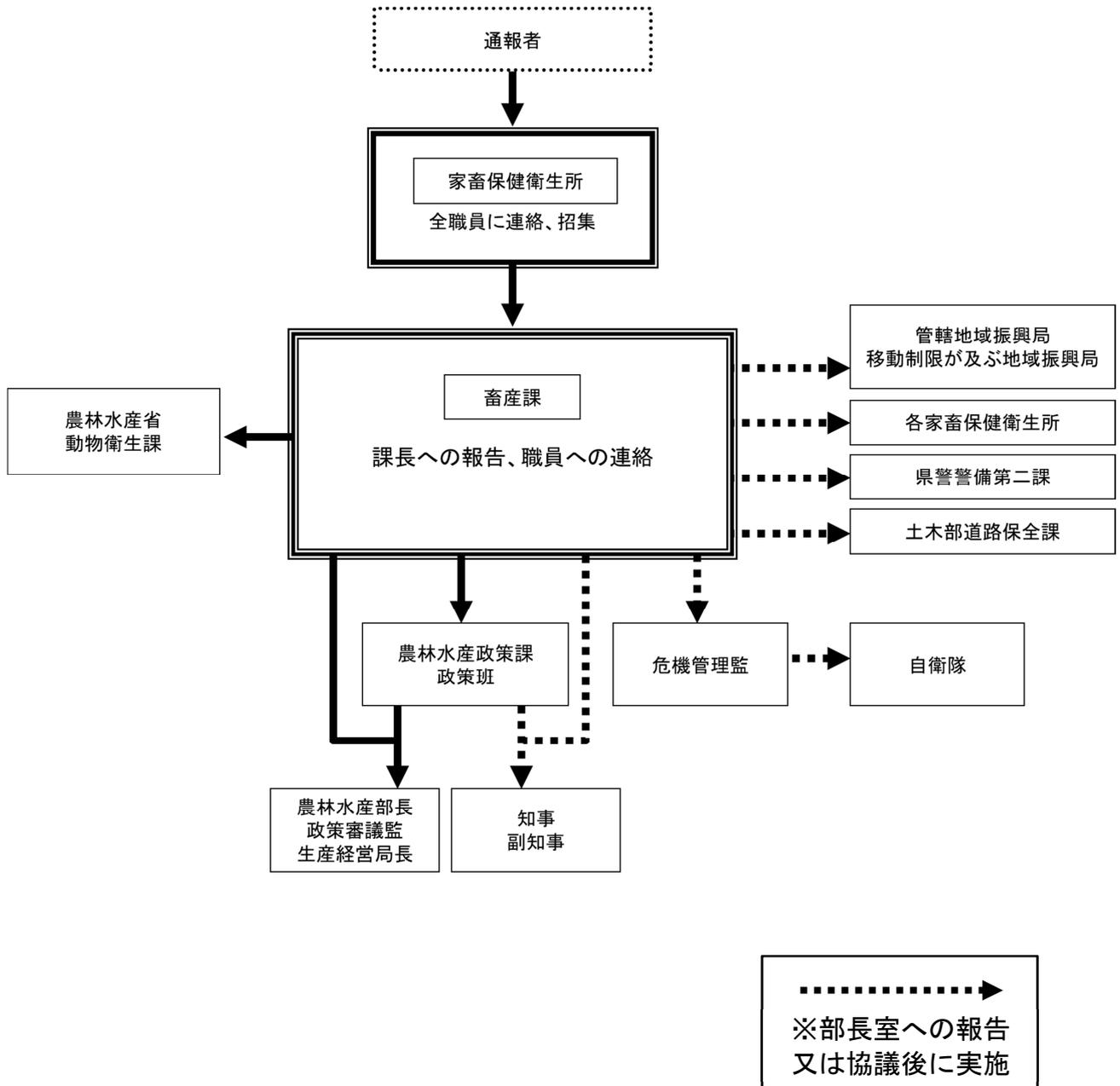
終息

(2) 連絡体制

ア 口蹄疫を疑う異常家畜の通報時

通報により家畜が立入検査を行う場合は、原則として以下の実線矢印の範囲で連絡を行う。異常家畜の通報の内容が防疫指針第3の2の(3)に掲げる特定症状を呈していることが明確な場合、発生農場と疫学的関連性が高い場合、継続発生が疑われる場合等、通報内容から罹患の可能性が非常に高いと判断される場合は、点線矢印も含める。その他、畜産課、農林水産部長室の判断がある場合には、この限りではない。

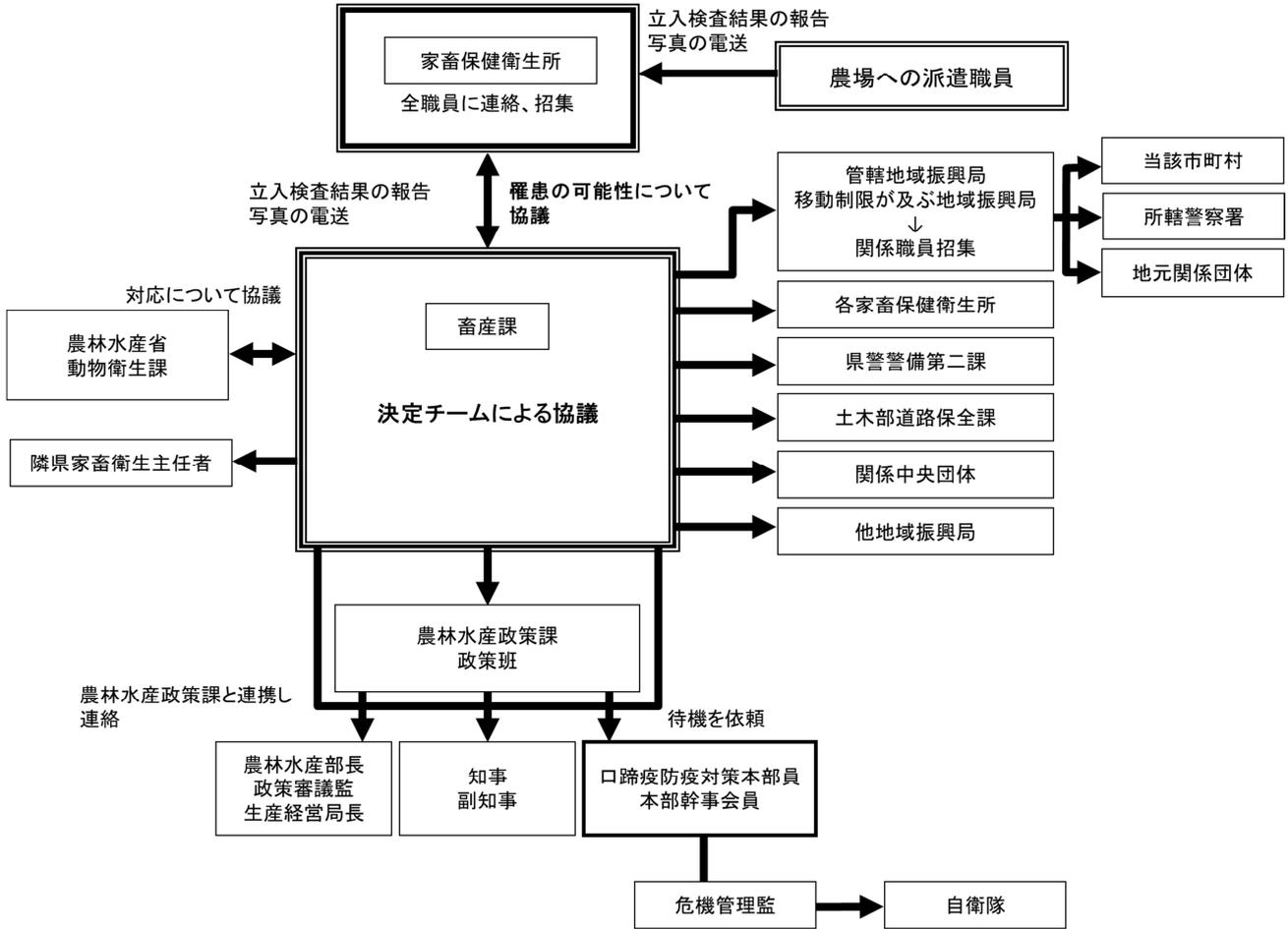
連絡を受けた各組織は、風評被害等に配慮し、この時点における情報の取扱いには十分慎重を期する。



イ 検体の送付を決定したとき

写真判定、PCR検査による陽性判定時も同様に連絡する。

連絡を受けた各組織は、風評被害等に配慮し、この時点における情報の取扱いには十分慎重を期する。



## 第2章 県内での発生に備えた事前の準備

- 1 口蹄疫発生情報の収集と生産者への周知  
畜産課及び家保は、海外における最新の発生情報を収集し、畜産農家をはじめ、関係者に情報を提供することで注意喚起と危機管理意識の高揚に努める。また、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体等に対して、飼養衛生管理基準の遵守について周知し、必要に応じて指導する。
- 2 早期発見・早期通報の徹底  
家保が実施する飼養衛生管理基準遵守状況調査時には、口蹄疫の症状が記載されたパンフレット等を用いて、口蹄疫の症状等を生産者に周知し、早期発見・早期通報への協力を依頼するとともに、発生予防に向けた飼養衛生管理基準遵守を啓発する。
- 3 最新の農家情報の把握  
畜産課及び家保は、偶蹄類飼養農場の情報（氏名、住所、緯度経度、電話番号、飼養頭数等）を常に最新の状態に更新するとともに地図情報システムに入力する。
- 4 農場における防疫作業計画の作成  
家保は、発生を想定して、飼養規模ごとに策定した防疫作業にかかる必要人員、資器材、殺処分方法、埋却場所の選定等を含む作業動線等の防疫作業計画を事前に作成する。
- 5 防疫資材の確認  
家保は、定期的に備蓄資材等の保管状況及び動作確認を実施する。  
また畜産課は、発生時に必要となる防疫資材等の供給元などと協力関係の構築を行う。
- 6 防疫演習の実施
  - (1) 県防疫演習  
県は、悪性家畜伝染病（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等）の発生を想定した防疫演習を実施する。
  - (2) 地域防疫演習  
地域振興局及び家保は、悪性家畜伝染病（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等）の発生を想定した防疫演習を実施する。
  - (3) 口蹄疫写真撮影及び画像送信研修  
畜産課及び家保は、畜産農家での発生を想定した家畜病変部の写真撮影及び画像送信研修を実施する。
  - (4) 家畜防疫員防疫研修会  
畜産課は、防疫措置を指揮する家畜防疫員を対象とした研修会を実施する。
- 7 動員予定先との事前調整  
畜産課は、発生時に人員等の協力を依頼する畜産関係団体及び獣医師会等と事前に協力の内容等について調整を行う。
- 8 支援センター、現場事務所の事前確認  
地域振興局は、地域における発生を想定した支援センター及び現場事務所の候補地等を市町村、家保及び建設業協会等と事前に確認する。
- 9 消毒ポイントの事前選定  
地域振興局は、以下の選定基準を勘案し、設置場所を事前に選定する。
  - (1) 主要幹線道路沿いであること。
  - (2) 大型車両も誘導可能で、旋回等のための広いスペースがあること。
  - (3) 車両の出入りの際に事故等の危険性がない場所であること。
  - (4) 動力噴霧器や自家発電機及び照明器具等による騒音と光害等に配慮し、周辺の住宅から離れていること。

### 第3章 国内・九州内で発生した場合の防疫対応

#### 1 防疫体制

国内・九州内で口蹄疫の発生が確認された場合は、「熊本県家畜伝染病防疫対策要綱」によりレベル1又はレベル2の防疫体制を敷き、家畜の所有者及び県民全般に注意喚起を行うとともに、初動防疫の準備を行う。

防疫体制をレベル2として熊本県口蹄疫対策会議を設置した場合は、関係機関及び関係団体に文書等でその旨を通知し、防疫活動についての協力を依頼する。

#### 2 県内における清浄性の確認

隣県で発生が確認された場合等においては、家保は、偶蹄類家畜の飼養農家に対して異常家畜の有無について、電話等により聞き取り調査を行うとともに、消毒等の防疫措置について指示を行う。

#### 3 家畜の所有者における消毒の実施

(1) 国内での発生状況に応じ必要な場合は、県内の家畜の所有者に対し、予防的に家畜の飼養施設内（畜舎周囲及び施設出入り口）において消毒薬や消石灰散布による消毒を実施するよう、家畜の所有者向けのチラシの配布や畜産関係団体を通じた要請を行う。

また、必要に応じ、法第9条の規定に基づく飼養施設の消毒命令を告示する。

(2) 家畜の所有者に対し、敷地及び畜舎の消毒徹底、衛生管理区域内への外部者の立ち入禁止、やむを得ず立ち入らせる場合の確実な消毒の実施を指示する。また、畜舎に立ち入る際の消毒徹底を求める張り紙を掲示するなど、関係者に対する意識啓発を図る。

#### 4 県境の幹線道路等における消毒ポイントの設置

隣県で口蹄疫が発生した場合には、車両を通じた本県へのウイルスの侵入を防ぐため、移動制限の範囲及び畜産関係者等の往来の実態を考慮し、必要に応じ、幹線道路等に、法第28条の2の規定に基づく消毒ポイントを設け、車両等の消毒を行う。消毒ポイントの設置・運営は、関係市町村及び関係団体又は発生県と協力して行う。

なお、県境に設置する際は、発生県と「九州・沖縄・山口9県における家畜防疫対策連携に関する打合せ」の内容について事前に確認する。

#### 5 発生地域への立入自粛

畜産関係者に対しては、口蹄疫が発生している地域への訪問をできるだけ自粛するとともに、やむを得ず訪問する場合には、畜舎や畜産関係施設等には立ち寄らないよう要請する。

#### 6 風評被害の防止等

消費者を含めた県民への本病の特性と防疫措置の情報を迅速正確に広報することにより、風評被害の防止に努める。

## 第4章 異常家畜の発見及び検査の実施

### 1 現地家保における対応

家畜の所有者あるいは診療獣医師より口蹄疫を疑う症状（以下、「特定症状」という。）を呈している家畜を発見した旨の届出があった場合には、家保及び家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。また、家畜防疫員が立入検査等により異常家畜を発見した場合であっても、これに準じて措置を行う。

※通報を受けた時点で、特定症状を呈していることが確認出来ない場合は、家畜防疫員が当該畜の臨床症状等を確認したうえで判断し、確認した場合は、次の対応を速やかに行う。

#### (1) 家畜防疫員の対応

通報を受けた家畜防疫員は、「異常家畜（FMD 疑い）通報の聞き取り様式（様式4）」に正確に記録し、緊急的な措置について次の指導又は依頼を行う。

##### ア 農場から届出があった場合

- (ア) 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に類似していることを十分に説明する。
- (イ) 確実な診断が得られるまでの間、全ての動物（偶蹄類以外の動物（犬、猫、馬及び鶏）を含む。）の移動を自粛すること。
- (ウ) 当該農場の排水は、適切な消毒措置を講じるまでの間、適切に処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (エ) 農場の出入口を1か所とし、消毒槽を設け、農場及び防疫関係者以外の者の立入をさせないこと。
- (オ) 応急的に農場内の消毒を行うこと（人に対する消毒も含む）。
- (カ) 急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出せず、農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、外出する場合は、イの（イ）に準じて消毒などを行うこと。
- (キ) 異常家畜及び当該家畜の生乳、精液等の生産物、排泄物、敷料等は、他の家畜と接触することがないように措置すること。

##### イ 診療獣医師から届出があった場合

- (ア) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、農場がアの事項を履行するよう助言及び指導すること。
- (イ) 家畜防疫員到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (ウ) 帰宅後は、さらに車両、携行用具、衣類等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (エ) 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 本病と判明した場合は、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く）に立入らないこと。

##### ウ 家畜市場から届出があった場合

- (ア) 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (イ) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (ウ) 従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下、

家畜市場から届出があった場合において同じ。)が場外に移動する場合には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

- (エ) 従業員等及び(ア)の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者(以下、市場入場者という。)は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの(ア)から(キ)までの助言及び指導を行うこと。
- (カ) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。
- (キ) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。
- (ク) 口蹄疫と判明した場合には、市場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び所有する農場を除く。)に立ち入らないこと。また、市場入場者が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けること。

#### エ と畜場から届出があった場合

- (ア) 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと殺を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入場する関係者に情報提供すること。
- (イ) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (ウ) 従業員等(異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下、と畜場から届出があった場合において同じ。)が場外に移動する場合には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (エ) 従業員等及び(ア)の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者(以下、と畜場入場者という。)は、異常家畜が患畜又は疑似患畜ではないと判定されるまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの(ア)から(キ)までの指導を行うこと。
- (カ) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (キ) 口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。)に立ち入らないこと。また、と畜場入場者が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けること。

#### (2) 緊急準備活動

ア 通報を受けた家保は、畜産課(衛生防疫班)に「異常家畜(FMD 疑い)通報の聞き取り様式(様式4)」を電子メール、ファクシミリ等で送信し、その概要、現地到着予定時間及びその後の連絡方法について連絡する。

イ 病性決定までの間に現地家保は、発生を想定した半径10、20キロメートルの

制限区域内の家畜の飼養状況の把握、防疫作業計画立案等を行う。

ウ 家保は、発生地からの報告（各種様式）に基づき、必要に応じて追加情報を加え、畜産課に報告する。

## 2 発生地における家畜防疫員の対応

口蹄疫か否かの重要な判断材料となるため、農場立入時に実施する①農場主からの聞き取り、②鮮明な病変部等の画像撮影と送信、③的確な病性鑑定材料の採取は、病原体の散逸防止に留意しながら的確に実施する。

### (1) 緊急立入検査

口蹄疫を疑う通報があった場合、家畜防疫員3人は、家畜防疫員証及び印鑑を持参し、車両2台で口蹄疫病性鑑定用資材を携行し、現場に急行する。

発生農場に到着後、農場の衛生管理区域外に車両2台と1人（連絡担当の家畜防疫員）を残し、他の2人は防疫服に着替え、病性鑑定資材を持って発生農場に立ち入り、検診、聞き取り調査の結果を検討し、各家保の病性鑑定時の写真撮影及び送付マニュアルに基づき、病性鑑定を実施する。

#### ア 聞き取り調査

(ア) 農場の飼育担当者から、「異常家畜（FMD疑い）通報の聞き取り様式（様式4）」について、確認のための聞き取りを行う。

また、過去21日間の家畜の移動（出入りを含む。）及び人の出入りその他の接触等も調べ、「異常家畜の採材判断チェックシート（様式6）」に記入する。

(イ) 検査に先立ち、農場の飼育担当者に検査、材料採取等について説明し、協力を依頼する。

#### イ 臨床検査及び写真撮影

(ア) 聞き取りに基づき、異常家畜及び同居家畜の検温を行い、次に鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を実施する。また、跛行を呈するものについては、蹄部の洗浄後検査を実施する。

その際、特定症状を中心に確認を行い、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位及び病変の好発部位を含めた規定の部位をデジタルカメラで鮮明に撮影する。なお、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

なお、臨床症状等から口蹄疫を強く疑う場合には、典型的な病変がみられた好発部位の撮影及び送付を先行して実施する。

(イ) 家畜を沈静化させるため、必要に応じ、次の薬剤を使用する。

【牛】塩酸キシラジン（商品名：2%セラクター）0.25～1.5mL/100kg

【豚】メシル酸マホプラジン、塩酸メトミジン等 2.5～10mL/100kg

(ウ) 写真撮影における留意事項

a 異常家畜については、病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認するとともに、病変について明確な写真を撮影し、また、病変の有無にかかわらず好発部位も必ず撮影すること。また、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影すること。ただし、立入検査を行った家畜防疫員が臨床症状等から口蹄疫を強く疑う場合には、典型的な病変がみられた好発部位のみの写真撮影及び送付を先行して行うことができる。

これらのことから、異常家畜については、少なくとも次の(a)、(b)にそれぞれ掲げる写真を撮影し、送付すること。なお、病変部については、その状態が確認できるよう、複数の角度で撮影すること。また、異常家畜

と他の家畜との接触の機会（同居の状況等）に関する情報についても、口蹄疫の可能性を推測する上で必要であるため、異常家畜の農場内での最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜房内の同居の状況、隣接畜房との位置関係等が分かる写真についても撮影し、送付すること。

(a) 牛について

- ① 外貌（全身について開口検査の前に撮影すること。）
- ② 頭部（口唇周辺の流涎の状況が分かるものについて開口検査の前に撮影すること。）
- ③ 上唇（粘膜面）、歯床
- ④ 口蓋
- ⑤ 舌（表面及び裏面。病変がない場合でも、少なくとも表面については撮影すること。）
- ⑥ 鼻（鼻鏡、鼻腔）
- ⑦ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも1肢については撮影すること。）
- ⑧ 乳頭

(b) 豚について

- ① 外貌（全身）
- ② 舌
- ③ 鼻（鼻端）
- ④ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも1肢については撮影すること。）
- ⑤ 乳頭

b 1つの部位について必ず複数回撮影し、パソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画像で拡大表示することにより、鮮明な写真が撮影できていることを確認すること。なお、写真1枚当たりのサイズは、少なくとも長辺1,024ピクセル以上、短辺768ピクセル以上（80万画素相当以上）とすること。

c 写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すこと。また、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫すること。

d また、防疫指針第3の2の(3)の特定症状かどうかの判断に迷う場合や、都道府県で特定症状ではないと判断した場合についても、同様に写真を撮影し、送付すること（防疫指針第3の2の(3)の③のただし書きの場合を除く。）。

ウ 写真送付時の注意

写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変について家畜防疫員の所見を付すこと。また、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫すること。

エ 家保への報告

写真撮影を終えた時点で、衛生管理区域外に待機する検体搬送員に、Wi-Fi で画像データをタブレットに転送する。データを受け取った検体搬送員は写真を大画面

に表示し、明瞭に撮影できているか確認した後、直ちに家保に電送するとともに「異常家畜の採材判断チェックシート（様式6）」の内容を家保に報告する。この報告に当たっては、様式を撮影したデータを電送するか、農場等のファクシミリを使用する。

#### オ 口蹄疫を否定できるか否かの協議

工の報告を受けた家保は、その内容を直ちに畜産課に報告する。畜産課長、審議員、衛生防疫班長、当該家保所長及び防疫担当課長からなる決定チームによる協議の結果、口蹄疫を否定できない場合、畜産課の指示により家畜防疫員は法第14条に基づく「家畜隔離の指示書（様式7）」を農場主に交付するとともに病性鑑定材料を採取する。その後、「異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（様式8）」について必要事項を記入し、工と同様の方法で家保に報告する。

### (2) 病性鑑定材料の採取

病性鑑定材料は事前に動衛研に確認した上で、以下のア又はイに加え、ウの血液を採取する。

術者は、注射器、滅菌チューブ、外科刀又は外科鉗、ピンセット、材料送付ビン等必要器具を用意すると同時に、脱脂綿、ガーゼを4%炭酸ソーダ液に浸して採材準備をする。術者は、4%炭酸ソーダ液を採取場所周辺床面に散布し、消毒する。また、必要に応じ対象畜に鎮静剤等を投与し鎮静させた上で、軍手を装着し、開口、舌を引き出す等、確実に保定した上で採材を行う。

#### ア 水疱材料が得られる場合の採材

発症家畜の中から発病経過の最も新しいと思われるもので、水疱形成時のもの（概ね3頭）を選定する。異常家畜の舌又は口内のものが最適であるが、蹄部のものでもよい。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましいが、ない場合はできるだけ新しい破れた水疱から採材する。

術者は、保定員の保定の下、注射器で吸引し滅菌チューブに移し（保存液は不要）、冷蔵（4℃）する。次に、消毒したピンセット、外科刀又は外科鉗を用いて、新鮮な水疱上皮を切除し、送付瓶（保存液：ダルベッコPBS（-）pH7.4±0.2（以下DPBS）、グリセリンは加えないこと。）に無菌的に採取、他の水疱も同様に採取する。水疱上皮の採材に当たっては、0.5g以上必要であることから、鼻鏡、口腔、舌、蹄部等の病変部又は複数個体をプールしてもかまわない。採取後は直ちに冷蔵（4℃）する。

術者は送付瓶を密栓し、水疱液のチューブとともに容器の外側を4%炭酸ソーダ液で消毒、破損や水漏れがないようさらに包装を厳重にして、氷を入れた容器に収めて運搬する。送付容器は、市販の病性鑑定材料輸送容器を用いる。

#### イ 水疱が破れ真皮が露呈しているが、水疱上皮が確認できる場合又は潰瘍、びらん、痂皮等が確認できる場合の採材

水疱上皮又は潰瘍、びらん、痂皮等の病変部を切り取ることが可能な場合は、アと同様に採材保管する。切り取ることができない場合は、水泡が破れ真皮が露呈している部分、潰瘍、びらん、痂皮等を綿棒で拭い、2mlのDPBSに入れ、冷蔵（4℃）して輸送する。

#### ウ 血液採取

分離剤入りの真空採血管（血液凝固阻止剤の入ったものは使用不可）を使用し、異常家畜及び同居動物から採血する。採血後、採血管は外側を4%炭酸ソーダ液で消毒しビニール袋等に収め、さらに外側を消毒した後、密閉容器にて家保に搬送する。家保で血清分離後、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて保冷（非凍結）して運搬する。送付中の凍結にも注意する。

## エ その他

動物衛生課から指示があった場合は、プロバングカップを用いて食道・咽頭液を採取する。採取した粘液に細胞成分が含まれていることを確認した後、直ちにその等量のDPBSが入った送付容器に入れて密栓混和する。容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、液体窒素又はドライアイスで急速凍結し、さらに輸送用密栓缶等に入れ、その外側をさらに消毒し、液体窒素又はドライアイスで冷却（-70℃以下）しながら輸送する。

※輸送用培地の調製

### 【DPBS】

• NaCl	8g/L
• KCL	0.2g/L
• Na <sub>2</sub> HPO <sub>4</sub> ·12H <sub>2</sub> O	2.9g/L
• KH <sub>2</sub> PO <sub>4</sub>	0.2g/L

pH 7.2~7.6 に調整

※ DPBS (-) 粉末を溶解、滅菌したもの (pH 7.4) でも代替可能

※ 保存液は、必ず作製後1か月以内のものを使用し、pHが7.2~7.6を厳守する。

## (3) 病性鑑定材料の運搬

動衛研（海外病研究拠点（東京都小平市））への運搬は、畜産課と協議の上、東京事務所職員が航空貨物として受取り、持参する。

### ア 添付書類

(ア) 現地家畜防疫員は、採材終了後、直ちに病性鑑定材料送付時の「病性鑑定依頼書（様式9）」及び「異常家畜の症状等に関する報告（様式10）」を作成する。また、プロバング材料を送付する場合は、別途「プロバング材料送付票（様式11）」を作成して同封する。

(イ) 作成したカードはビニール袋に入れ、送付鑑定材料とともに別のビニール袋に収める。

### イ 病性鑑定材料の送付（別添関係資料及び各種様式の1資料3「病性鑑定材料送付に係る手続き」参照）

(ア) 材料のpHが低下してウイルスが不活化することを防ぐため、採材した材料を入れた容器を厳重に密閉した上で、容器の外側を適切に消毒する。食道・咽頭液以外は全て冷蔵（4℃）で輸送し、食道・咽頭液はドライアイス等を用いて冷凍（-70℃）で輸送する。なお、冷却剤としてドライアイスを使用する場合は、次の事項を含め取扱いに注意する。

a ドライアイスは、1次容器（検体を入れる容器）及び2次容器（密閉容器）に入れない。

b ドライアイスを入れる3次容器（外装容器）は、気化したガスが拡散されるものを用いる。

c 外装容器の表面にはドライアイスを使用していることを表示するとともに、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示されたドライアイス（UN1845）用の危険性ラベルも併せて貼付する。

(イ) 家畜防疫員は、防疫服の上から4%炭酸ソーダ液で十分消毒し、発生施設外で待機している家畜防疫員に持参した病性鑑定材料を渡す。家畜防疫員は、材料を直接ビニール袋に入れ、厳重に包装を施した上で搬送用容器に収め、中継地又は熊本空港へ向かう。

(ウ) 搬送用容器は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員が東京国際空港（羽田

- 空港)で受取り、動衛研(海外病研究拠点)に搬入する。
- (エ) 畜産課及び中央家保は、あらかじめ、東京事務所と出発便、材料搬入職員等の調整を行う。
- (オ) 畜産課は、動物衛生課に航空便名、東京国際空港到着時間及び動衛研到着予定時間を連絡する。
- (カ) 中央家保は、動衛研に航空便名、東京国際空港到着時間、材料搬入職員氏名及び動衛研到着予定時間を連絡する。
- (キ) 中央家保は、病性鑑定材料輸送容器を、直接、航空会社の航空貨物に申し込む。この場合、全日本空輸(ANA)又は日本航空(JAL)の熊本空港事務所貨物担当者にあらかじめ電話で確認を取った後、航空会社の貨物受付に出発便の90分前までに outward、航空会社の所定の国内貨物運送状及び危険物申告書(非放射性物質)に記入する等の手続を行う。
- (ク) 東京国際空港での受取には機体到着から搬出まで時間を要する。特に、国内貨物カウンターまでのアクセスが良好ではないので、貨物を受取るまでに1時間程度の時間が必要となる。
- (ケ) 航空機を利用して郵送する場合には、「郵便物に含まれる危険物申告書(様式12)」2部を作成し、国連規格容器に危険物を表示した「輸送する郵便物の表面に貼付するラベル」(様式13)を貼付した小包とともに、危険物を取扱う郵便局へ差し出す。
- (4) 病性鑑定終了後の農場への指示  
病性鑑定を行った家畜防疫員は、家保所長の指示に基づき、次の事項について指示を行う。
- ア 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
- (ア) 生きた家畜  
(イ) 生乳  
(ウ) 採取された精液及び受精卵  
(エ) 家畜の死体  
(オ) 家畜の排せつ物等  
(カ) 敷料、飼料、家畜飼養器具
- イ 農場出入口を閉鎖し、当該農場への関係者以外の者の立入を制限する。
- ウ 施設内家畜の隔離及びけい留の再確認を行なう。
- エ 応急的消毒を実施し、消毒槽を設置する。
- (ア) 当該農場及び飼養衛生管理区域の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- (イ) 衛生管理区域出入口に踏込消毒槽を設置する。
- (5) 疫学情報の聞き取り  
検体送付後、当該農場に関する過去21日間におけるさらに詳細な疫学情報の聞き取りを行い、「農場疫学調査票(様式15)」、「家族行動調査表(様式16)」、「発生場所に入入りした人の行動表(様式17)」、「発生場所からの家畜及び物品の移動状況調査表(様式18)」を作成し、ファクシミリ送信等により家保に報告する。
- ア 飼養家畜の移出入
- イ 当該農場に入入りした次の人及び車両の移動範囲
- (ア) 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、装蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
- (イ) 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等の

複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

ウ 堆肥の出荷先

エ 精液及び受精卵の出荷先

オ 給与飼料の情報

(6) 注意事項

病性鑑定終了後の対応に当たっては、次の点に注意する。

ア 口蹄疫の疑いをもって防疫措置の方法を検討すること。

イ 家保所長の指示があるまでは、現場を離れないこと。

ウ 病性の決定があるまでは、軽率な発言はしないこと。

エ 防疫措置の進捗状況を、随時報告すること。

オ 初発の場合には、現場の所見のみで直ちに本病と決定しないこと。

【参考：病性鑑定に必要な携行資材】

品 目	数 量	備 考
【 農家立入用衣類 】		
<input type="checkbox"/> ゴム長靴（白）	4	検診、採材用
<input type="checkbox"/> 防疫服	4	検診、採材用
<input type="checkbox"/> ディスポ腕カバー	4	検診、採材用
<input type="checkbox"/> ディスポ帽子	5	検診、採材用
<input type="checkbox"/> ディスポ手袋	5	検診、採材用
<input type="checkbox"/> 軍手	5	検診、採材用
【 臨床検査用資材 】		
<input type="checkbox"/> タワシ	5	検診用
<input type="checkbox"/> 体温計	10	検診用
<input type="checkbox"/> 聴診器	1	保定用
<input type="checkbox"/> 鼻保定具（鼻鉗子）	2	検診用
<input type="checkbox"/> ロープ（10m）又は平打縄	3	保定用
<input type="checkbox"/> 開口器	1	保定用
<input type="checkbox"/> 白布（1m×30cm）若しくはタオル	5	舌保定用
<input type="checkbox"/> 懐中電灯（予備電池）	2	検診用
【 水疱等の病性鑑定材料採取用資材 】		
<input type="checkbox"/> 外科刀、外科鋏	2	採材用
<input type="checkbox"/> ピンセット（有鉤）	10	採材・検診用
<input type="checkbox"/> 0.04Mリン酸緩衝液グリセリン入り材料送付瓶	3	材料送付用
<input type="checkbox"/> アルコール綿花	1	消毒用
<input type="checkbox"/> アルコールランプ（燃料アルコール入り）	1	採材用
<input type="checkbox"/> メタノール	500mL	燃料用（予備）
<input type="checkbox"/> 針付き5ml ディスポシリンジ	20	採材用
<input type="checkbox"/> 麻酔用具（セラクター他）	2	採材用
<input type="checkbox"/> 採血道具（採血ホルダー、採血針、試験管）	50	採血用
<input type="checkbox"/> 4%炭酸ソーダ液	2L	器具・送付瓶消毒用
<input type="checkbox"/> 綿棒（患部拭い用）	20	採材用
【 プロバングを行う場合の採取用資材 】		
<input type="checkbox"/> プロバングカップ	1	採材用
<input type="checkbox"/> 広口瓶	3	採材用
<input type="checkbox"/> 麻酔用具（セラクター他）	2	採材用
<input type="checkbox"/> 0.08Mリン酸緩衝液 2mL 入りφ17 <sup>φ</sup> （5mL）	3	材料送付用
<input type="checkbox"/> 細胞培養液入りディスポ遠沈管	6	材料送付用
<input type="checkbox"/> 綿棒（大）	10	採材用
【 材料包装用及び輸送用資材 】		
<input type="checkbox"/> ビニール袋（小）	1包	送付瓶包装用
<input type="checkbox"/> ビニール袋（中）	1包	添付調書包装用
<input type="checkbox"/> ビニールテープ	1	包装用
<input type="checkbox"/> 輪ゴム	若干	包装用
<input type="checkbox"/> 病性鑑定材料送付箱	1	規定の送付箱
<input type="checkbox"/> クーラーボックス（中）及び保冷剤	各1	包装用

品 目	数 量	備 考
【 連絡及び記録用資材 】		
<input type="checkbox"/> 携帯電話（充電器）	2台	連絡用
<input type="checkbox"/> 筆記具（鉛筆,ボールペン赤, 黒）	若干	
<input type="checkbox"/> //（マジックインキ赤、黒）	//	
<input type="checkbox"/> 紙ばさみ	5	
<input type="checkbox"/> 地図（25万分の1）	1冊	
<input type="checkbox"/> 病性鑑定野帳（100枚入）	1冊	検診用
<input type="checkbox"/> 記録用紙（100枚入）	1冊	検診用
<input type="checkbox"/> 隔離指示書（様式7）	若干	
<input type="checkbox"/> 異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（様式8）	若干	
<input type="checkbox"/> 異常家畜の症状等に関する報告（様式10）	10枚	材料送付時添付
<input type="checkbox"/> 防疫作業事前調査票（様式14）	若干	
<input type="checkbox"/> 農場疫学調査票（様式15）	若干	
<input type="checkbox"/> 家族行動調査表（様式16）	若干	
<input type="checkbox"/> 発生場所に入入りした人の行動表（様式17）	若干	
<input type="checkbox"/> 発生場所からの家畜及び物品の移動状況調査表（様式18）	若干	
<input type="checkbox"/> 印鑑	1	隔離指示書用
<input type="checkbox"/> 家畜防疫員証	1	隔離指示用
<input type="checkbox"/> 関係法規集	1	参考資料
<input type="checkbox"/> 熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル	1	参考資料
<input type="checkbox"/> デジタルカメラ（予備電池）	一式	
<input type="checkbox"/> 画像送受信機	1セット	画像通信
【 消毒用資材 】		
<input type="checkbox"/> 携帯用噴霧器	1	消毒用
<input type="checkbox"/> 塩素系消毒薬	5kg	防疫衣等消毒用
<input type="checkbox"/> 炭酸ソーダ	1kg	採材場所消毒用
<input type="checkbox"/> ポリバケツ	3	消毒及び採材用
<input type="checkbox"/> 脱脂綿	1包	消毒用（予備）
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール	500mL	//
【 その他 】		
<input type="checkbox"/> 着替え		
<input type="checkbox"/> 食料品等		

※ これら携行資材については、各家保において一揃いとして常備するとともに、定期的に内容の点検を行う。

### 3 畜産課における緊急準備活動

畜産課は、異常家畜の届出により口蹄疫を疑う「特定症状」を呈した家畜の病性鑑定を実施すると家保からの報告に基づき、直ちに緊急準備活動に着手する。

#### (1) 家保からの報告時

- ア 家保から報告を受けた衛生防疫班長は、畜産課長及び審議員に速やかに報告するとともに、畜産課長は必要な畜産課職員を招集する。また、確認が取れた事項から動物衛生課に報告することとし、確認に時間を要する事項については確認がとれ次第追加報告する。
- イ 畜産課は、異常家畜の通報の内容が特定症状を呈していることが明確な場合、発生農場と疫学的関連性が高い場合、継続発生が疑われる場合等においては、動物衛生課に電話連絡し、「異常家畜の届出を受けた際の報告（様式5）」を電子メール、ファクシミリ等で送信する。また、各家保所長に対し、家畜防疫員の待機と緊急連絡網及び防疫用資材等の調達計画の点検を指示するとともに、関係各課、関係機関に対し、病性鑑定のための立入検査に入る旨を連絡する。
- ウ 畜産課長は現地家保所長に対し、移動及び搬出制限区域を含めた周辺市町村の家畜の飼養状況等の衛生関連情報を整理し、当該農場における2の(5)の疫学関連情報（人の出入り、集乳車・飼料輸送等車両の出入り、家畜の移動、食肉処理場への出荷状況、堆肥の出荷先等）について、情報管理に慎重を期しつつ調査を開始するよう指示する。
- エ 畜産課長は、今後の病性鑑定の対応を決定するため、畜産課長、審議員、衛生防疫班長、当該家保所長及び防疫担当課長からなる班（以下、決定チームという。）を組織する。決定チームは、画像送信、検体送付、経過観察、疑い例の否定等の対応を決定する。

#### (2) 立入検査報告による対応

現地で行った調査の結果報告（デジタルカメラによる撮影画像を含む。）を踏まえ、口蹄疫が否定されるか否かについて、決定チームにより協議する。必要に応じ動物衛生課と協議する。

##### ア 本病が否定される場合（特定症状が確認出来ない場合）

本病が否定されると確信する場合には、家畜防疫員の待機を解除することとするが、動物衛生課に連絡を行っている場合には、動物衛生課にその旨を電話で連絡するとともに、現地概要の調書をファクシミリ等で送信し、指示を受けた後、家畜防疫員の待機を解除する。

##### イ 本病が否定できない場合（特定症状を確認した場合）

農林水産部長に報告するとともに、現地概要の調書及びデジタルカメラによる撮影画像を動物衛生課に電子メール等で送信し、対応を協議する。

(ア) 次のいずれかに該当する場合には、検査材料を適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で動衛研海外病研究拠点へ送付するとともに、病性鑑定を依頼する。

- a 防疫指針第3の2の(3)の特定症状を呈している家畜が同一畜房内で複数確認された場合
- b 単飼の場合にあっては、口蹄疫の特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- c 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

(イ) 畜産課は、病性鑑定材料を動衛研海外病研究拠点に送付する旨を、二役及び農林水産部長に報告する。同時に、自衛隊への協力依頼の必要性について協議を行う（危機管理防災課も同席）。

- (ウ) 畜産課は、現地家保に対し、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学関連事項等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施等について必要な指示を行う。また、速やかに、「異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（様式8）」を動物衛生課に提出する。
- (エ) 畜産課は、現地家保と協議の上、病性鑑定材料の搬送方法・搬送者等を決定する。動衛研海外病研究拠点への材料の送付は、2の（3）病性鑑定材料の運搬のとおり行うこととする。
- (オ) 畜産課は、自衛隊派遣に関する部長室協議結果を危機管理防災課に伝えると同時に、幹事会構成員及び各部局筆頭課に動衛研へ病性鑑定を依頼する旨を連絡し、陽性判定時に備えた準備活動に取りかかる。畜産課は、法第32条の規定により発生農場等の家畜等の移動の制限を行うよう、当該家保に指示する。  
また、九州・沖縄・山口9県家畜防疫連携申し合わせに基づき、防疫連携県へ「口蹄疫を疑う事例について（様式19）」により情報提供を行う。  
なお、この時点の情報は、事後も含め、情報管理の徹底を図る。
- (カ) 畜産課は、県本部の設置・開催準備を行うとともに、農林水産政策課を通じ、本部員及び幹事会員に本部会議開催のための待機を依頼する。  
また、各地域振興局等に地域会議、現地家保に現地対策本部の設置準備を依頼又は指示する。
- (キ) 畜産課は、現地家保に対し、防疫措置の準備を指示する。また、現地家保と協議の上、必要に応じ、他の家保に対し家畜防疫員の応援依頼及び防疫措置に必要な資機材の提供依頼を行う。
- (ク) 防疫措置に関する以下の内容について現地家保から情報を収集し、動衛研が行う遺伝子検査の結果判明時まで動物衛生課に報告する。
- a 当該農場における畜舎等の配置の把握
  - b 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
  - c 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び防疫資材の支援の要否を含む。）
  - d 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む。）
  - e 消毒ポイントの設置場所
  - f 当該農場の所在する市町村、隣接県及び関係機関への連絡状況
- (ケ) 農林水産政策課分室に総合指揮所を設置し、専用電話、専用ファクシミリを準備する。

#### 4 経過観察

特定症状を呈している家畜が存在するものの、動物衛生課が検体を動衛研に送付する必要がないと判断した場合及び動衛研が行った検査で陰性が確認された場合には、立入時に農場に指示した事項を継続した上で、一定期間経過観察をするため以下の措置を講じる。

- (1) 当該農場について、特定症状の確認から最長2週間、次の措置を講ずる。なお、病変の状態、同居畜の飼養状況等に応じて動物衛生課と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができる。
- ア 飼養衛生管理基準に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動停止遵守の指導（必要に応じて、2の（4）のアに準じた移動制限措置）
  - イ 2の（4）のイ、ウ、エの措置
  - ウ 家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び同一の畜房内（1畜房1頭飼養の場合は、隣接する複数の畜房内）の家畜の臨床症状の

有無、体温等を毎日確認する。

(2) (1)のウにより、特定症状を呈している家畜の異状の変化を把握するとともに、同一の畜房内の家畜で口蹄疫を疑う異状を認めた場合には、異常家畜の通報時と同様の対応をとる。

(3) 一般病性鑑定のための検体は、原則として(1)の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、実施する。

なお、その際には病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

## 5 病性等の判定

病変部位の写真、疫学情報及び動衛研が実施する遺伝子検査の結果等に基づき専門家の意見を踏まえ、農林水産省が判定する。

## 6 患畜及び疑似患畜

5の病性等の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜とする。

### (1) 患畜

ア ウイルス分離検査により口蹄疫ウイルスが分離された家畜

イ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

ウ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

### (2) 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合は、当該患畜確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）

イ 移動制限区域内の農場又は疫学関連家畜を飼養する農場において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

ウ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあっては、その日。以下、病性等判定日という。）から遡って7日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下、発生農場という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

エ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜

オ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

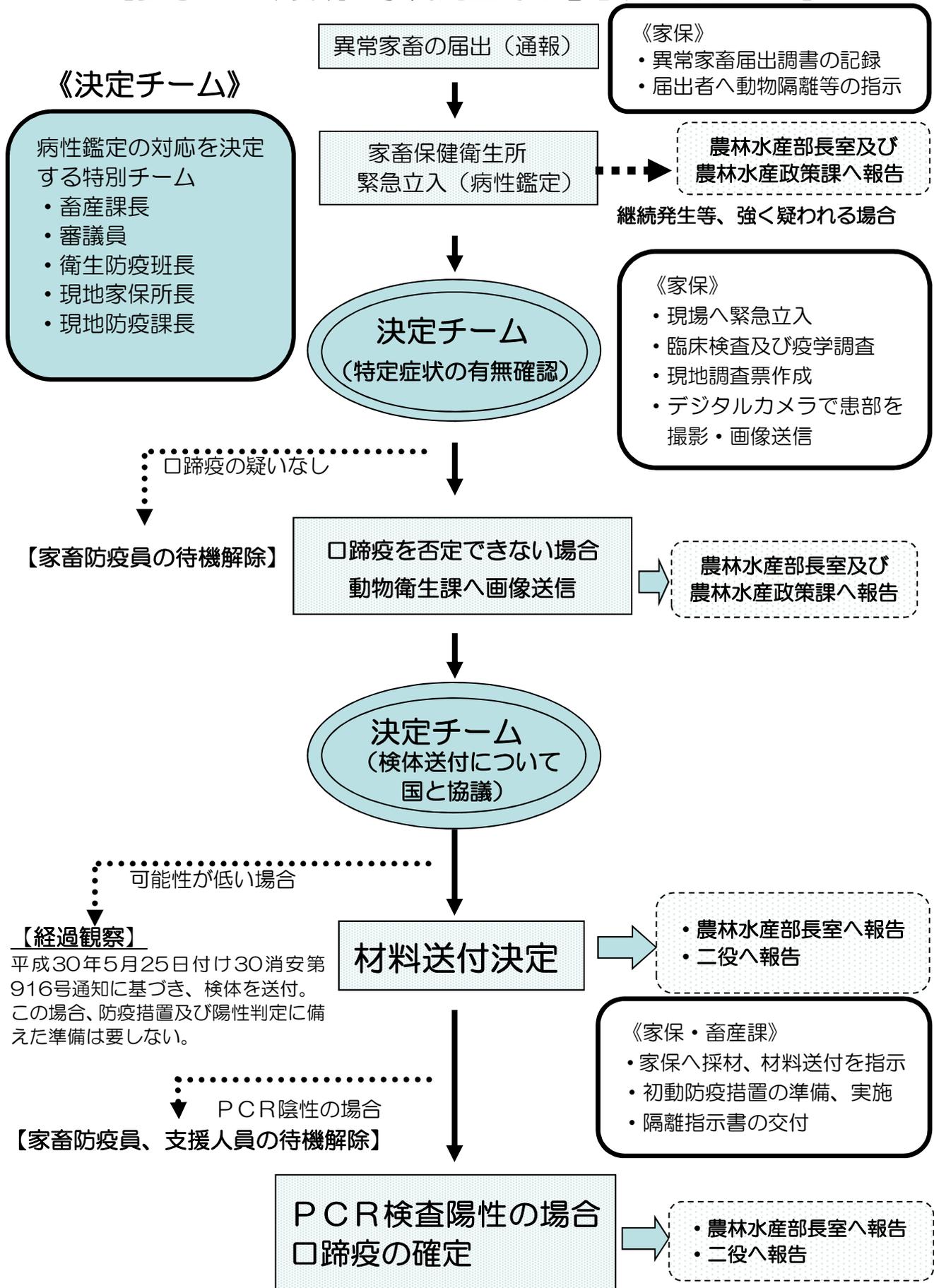
カ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

## 7 その他

1から4までの措置は、家畜の所有者からの届出によらず家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても同様に行うものとする。

また、と畜場、家畜市場等から口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員は当該と畜場、当該家畜市場及び出荷農場で立入検査を実施する。当該家畜の出荷農場が県外である場合は、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

【参考：口蹄疫疑い事例発生時の意思決定のフロー】



## 第5章 病性等判定時の措置

### 1 防疫組織体制の構築

#### (1) 関係者への連絡

ア 畜産課は、第4章の6により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家保及び地域振興局等と連携し、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

(ア) 当該家畜の所有者

(イ) 県内の市町村

(ウ) 県獣医師会、生産者団体その他関係団体

(エ) 警察署、自衛隊その他関係機関

(オ) 九州・山口各県

イ 畜産課及び家保は、患畜又は疑似患畜が確認された農場から半径10キロメートル以内の農場その他必要と認める者に対して、当該農場の詳細な所在地を情報提供する。

(2) (1)のイにより情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(3) 畜産課及び家保は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者、当該農場の所在する市町村、隣接県及び関係機関に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

#### 2 対策本部等の設置

患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかにレベル3の防疫体制を敷き、県本部、地域本部、現地対策本部、地域会議を設置するとともに、関係機関及び関係団体（別添関係資料及び各種様式の1資料5「関係団体連絡先」参照）に「口蹄疫防疫対策本部の設置（様式20）」を用いて、対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を依頼する。

なお、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に各対策本部を設置するものとする。

また、各対策本部には、必要に応じて、緊急用専用電話及び専用ファクシミリを備え付ける。

#### 3 報道機関への公表等

(1) 防疫総括班（畜産課）は、公表の概要、防疫措置、今後の防疫方針等について、あらかじめ定めた様式「プレスリリース（様式21）」を参考に動物衛生課と協議し、国と県が連携して同時に公表を行う。内容はあらかじめ整備している情報提供ルートに沿って関係者に周知する。対策本部設置は公開を原則とする。

(2) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあることなどについて正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

(3) 防疫総括班（畜産課）に情報担当を置くとともに、必要に応じ報道機関に資料を配布するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

(4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と防疫総括班（畜産課）で協議の上、

必要に応じ、報道機関に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

ア プライバシーの保護に十分配慮すること。

イ 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項：報道機関への協力依頼について】

都道府県対策本部の情報班や記録班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、防疫指針第5の3の(5)の事項について協力を求めること。

#### 4 防疫措置に必要な人員の確保

円滑な人員確保のため、防疫総括班は、現地対策本部及び地域本部と連携し、不足人員数や作業内容を適切に把握するとともに、総合指揮所と協議し、要請機関との連絡を緊密に行うなど、応援人員の派遣先や人数、期間等の調整を統括する。

##### (1) 事前の動員者名簿作成

畜産課総務・企画班は、年度当初に農林水産部各課及び出先機関（農業研究センター等）の防疫作業等動員可能人員名簿を作成しておく。また地域振興局においても、局内各課の動員可能人員名簿を作成し、畜産課総務・企画班に報告する。

##### (2) 必要人員の算出

現地対策本部は、病性鑑定材料送付決定後直ちに飼養頭数に応じて作成した「口蹄疫発生時の基本動員計画表」を作成し、地域本部と共有・調整後、防疫総括班防疫指導担当に送信する。家保所有の農場データ（防疫措置のための事前準備データ）又は事前調査班の調査あるいは地域本部との調整の結果、変更が生じた場合は修正するものとする。

防疫総括班防疫指導担当は、「口蹄疫発生時の基本動員計画表」を総務・動員担当に共有するとともに、速やかに動物衛生課に報告する。

##### (3) 動員要請の手順

ア 現地対策本部は、算出した必要人員のうち、農場の防疫対策で不足する家畜防疫員及び獣医師並びに防疫作業従事者について、防疫総括班防疫指導担当に動員要請する。

イ 地域本部は、消毒ポイントの必要人員等について、市町村、地域警察署及び地域の農業団体等に協力を要請する。

ウ 防疫総括班防疫指導担当は、発生地以外の家保、次いで健康福祉部に対して、不足する家畜防疫員の派遣を要請する。また、県獣医師会に対しても、直ちに防疫協定に基づく獣医師派遣を要請する。

エ 防疫総括班総務・動員担当は、アの防疫作業従事者及び支援センター等総合対策に必要となる人員について、県庁農林水産部・他振興局、地域の農業団体に派遣を要請する。この際、他部局との調整が必要な場合は、総合指揮所と連携して対応する。

また、防疫協定先への協力依頼は、防疫総括班各担当から行う。

オ 国、他の都道府県、自衛隊への派遣要請

防疫総括班は、県のみでは発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難と判断した場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター

等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員及び自衛隊の派遣要請の実施について、直ちに危機管理防災課及び総合指揮所と協議のうえ、動物衛生課と協議する。

動物衛生課への家畜防疫員派遣要請は防疫総括班防疫指導担当が行い、自衛隊への派遣要請は総合指揮所から自衛隊災害担当窓口（危機管理防災課）に対して、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等を明らかにした上で依頼する。

【情報の共有・動員要請の時期について】

病性鑑定材料送付決定等の情報の共有及び動員要請の時期については、その漏洩等による不要な風評を招く恐れがあり、また、初発又は継続発生等の状況によっても変わることがあるため、国及び県で慎重に調整し、相手先に応じた時期を決定する。

(4) 人員の配置

防疫総括班は、動員配置計画を最終調整後、現地対策本部及び地域本部に回答する。現場への詳細な配置計画は、現地対策本部及び地域本部が作成する。

なお、発生農場の防疫作業に従事する人員に対しては、適切な消毒による退場後、衣類の消毒洗浄、毎日の入浴等を行い、最低7日間は偶蹄類の飼養施設及び関連施設に立ち入ることができないことについて、必ず了承を得るものとする。

ア 獣医師

(ア) 民間獣医師

防疫協定に基づき県獣医師会から派遣された民間獣医師は家畜防疫員とともに殺処分を担う。

【県獣医師会の派遣計画と地域の獣医療提供体制】

県獣医師会の各支部長が推薦した40名×2班の獣医師がリストアップしてある。各支部長が地域の獣医療提供体制を考慮して選抜しており、防疫作業に従事する獣医師が診療できない期間に発生する難産等の緊急診療については、他の獣医師が対応する。

(イ) 健康福祉部及び県外の家畜防疫員

基本的に発生状況確認検査等、未発生農家の巡回業務への配置を優先するが、家畜防疫員の業務は、殺処分、病性鑑定、疫学調査、発生状況確認検査、清浄性確認検査等多岐にわたるため、業務の優先順位あるいは防疫措置の状況に応じて配置する。

イ 防疫作業従事者

(ア) 県職員

県職員動員者の業務は、家畜の殺処分や埋却作業等の補助、畜舎消毒作業等が主体となる。なお、畜産技術職員等は優先的に保定作業に従事するものとする。

(イ) 団体・市町村職員等

県域の農業団体等職員は、専門とする畜種（牛・豚）等を考慮し、発生農場への適正配置を行う。地域の農業団体等職員は消毒ポイント等に配置する。

発生地市町村担当者は、移動制限区域内等で行う発生状況確認検査、清浄性確認検査、あるいは疫学調査等を実施する際の同行に優先的に配置する。

(ウ) 国からの緊急支援チーム

防疫措置開始（疑似患畜確定）までに、現場支援のために家畜防疫官（獣医師）及び家畜改良センター等の家畜の扱いに慣れた職員が派遣されることから、発生農場の防疫措置等に適正に配置する。

【捕獲・保定班への人員配置について】

防疫作業において、特に家畜の捕獲・保定は専門性が高く、効率的に殺処分を進める上で重要な業務であることから、県職員のうち畜産技術職員、畜産団体等職員、家畜改良センター職員等の家畜の扱いに慣れた者を配置する。

しかし、大規模農場等では人員の不足が予想されるため、発生農場の心情に配慮しつつ、社会的影響が大きい口蹄疫に対する迅速な措置の必要性について理解を求め、従業員による捕獲・保定等の支援を要請<sup>※</sup>するものとする。

※ 本来、家畜の所有者には「と殺の義務」がある。（法第 16 条）

(5) 複数の農場で発生した場合の人員配置

複数の農場で発生した場合、病性鑑定班と事前調査班等はできるだけ固定した人員配置とする。また、各農場のチームは基本動員計画表を応用して編成する。



【参考：口蹄疫発生時の基本動員計画】 【牛50頭 1畜舎 1畜舎50頭殺処分】

○基本事項 事前調査班、事前準備班、評価班及び資材運送班は殺処分作業前から作業開始し、事前調査班の防疫課長は終わり次第現場責任者となる。

	単位 人数	班 数										総 員 数	家畜防疫員			獣医師			発生地振興局			発生地市町村			県庁・他振興局			農業団体			その他			備考 (その他の内訳等)
		0 ~ 8 時 間	8 ~ 16 時 間	16 ~ 24 時 間	24 ~ 32 時 間	32 ~ 40 時 間	40 ~ 48 時 間	48 ~ 56 時 間	56 ~ 64 時 間	64 ~ 72 時 間	総 員 数		1 日 目	2 日 目	3 日 目																			
防疫対策	事前調査班	4									1	4	1							2			1										振興局は、畜産及び農業土木技術者	
	事前準備班	6									1	6								3			3									農場周辺の消毒、消毒槽・噴霧設備の設置		
	資材搬送班	13									1	13													13							中央家保の備蓄資材運送等(農研センタートラック)		
	現場責任者(家畜防疫員)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	3																		防疫課長(事前調査班長兼)		
	連絡補助員	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3												3							現場事務所との連絡、不足資材調達依頼		
	農場防疫補佐(家畜防疫員)	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	6	6	6																		各班の作業状況の監督、現場責任者への報告		
	評価班	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	9	3										3			3					家畜及び汚染物品の評価・記録		
	捕獲・保定班	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8														8					家畜の捕獲・移動、保定		
	殺処分班	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2			2															安楽死による殺処分を実施。		
	搬出班	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12																	(4)		殺処分済家畜を埋却場所へ搬出、( )内は重機OP		
埋却班	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	12																	(12)		埋却(焼却)作業、( )内は重機OP			
畜舎清掃消毒班	10	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	20	0																		殺処分作業者は殺処分終了後従事。家畜防疫員、獣医師は交代する。			
防疫作業詳細	班数	12	7	7	0	0	0	0	0	0	26		14	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	39	0	0	19	0	0	0	0	0	
防疫作業者小計	人数	35	21	21	0	0	0	0	0	0	77	77	14	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	39	0	19	0	0	0	0	0	0		
総合対策	支援センター総括責任者	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3							3												支援センターの運営総括		
	連絡補助員	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3												3							支援本部等への連絡		
	総合受付係	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	9												9							防疫従事者の受付及び班の振分等		
	資材管理・作業員支援責任者	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3							3												資材管理・運搬、作業員支援の総括		
	資材管理係	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6							3					3							必要資材のリスト化、発注依頼、在庫管理		
	資材運搬係	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6							3					3							支援センターから現場事務所への資材運搬		
	防疫服着衣補助係	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6							3					3							防疫服着脱方法等の説明・着衣の支援		
	作業員支援係	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6							3					3							現場作業の説明		
	工程管理責任者(現場事務所)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3							3												現場事務所の運営総括、支援本部等への連絡		
	資材管理・作業支援係	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6							3					3							必要資材のリスト化、在庫管理、タイムキーパー		
	防疫服着脱補助係	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	9												9							着脱補助		
	現場撮影係	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3												3							防疫作業の撮影、支援本部等への報告・送信		
支援従事者詳細	班数	12	12	12	0	0	0	0	0	0	36		0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0		
支援従事者数	人数	21	21	21	0	0	0	0	0	0	63	63	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0			
防疫対策総合対策詳細	班数	24	19	19	0	0	0	0	0	0	62	0	14	0	0	2	0	0	24	0	0	3	0	0	78	0	0	19	0	0	0	0		
防疫対策総合対策合計	人数	56	42	42	0	0	0	0	0	0	140	140	14	0	2	0	0	24	0	3	0	0	0	78	0	19	0	0	0	0	0			
消毒ポイント	3	24	24	24	24	24	24	24	24	24	216	648																			3人×3交代×24箇所			
通行規制車両消毒	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	9	27							9												3人×3交代×3箇所+(警察官1人)			
消毒ポイント・通行規制合計	人数	81	81	81	72	72	72	72	72	72	675	675	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	225	0	216	0	0	0	0	0			
詳細	班数	51	46	46	24	24	24	24	24	24	287		14	0	0	2	0	0	33	0	0	84	72	72	150	72	72	100	72	72	0	0	0	
総計	人数	137	123	123	72	72	72	72	72	72	815	815	14	0	2	0	0	33	0	84	228	294	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



【参考：口蹄疫発生時の基本人員動員試算表】 【牛200頭 4畜舎 1畜舎50頭殺処分】

○基本事項 事前調査班、事前準備班、評価班及び資材運送班は殺処分作業前から作業開始し、事前調査班の防疫課長は終わり次第現場責任者となる。

	単位 人数	班 数										総 員数	家畜防疫員			獣医師			発生地振興局			発生地市町村			県庁・他振興局			農業団体			その他			備考 (その他の内訳等)
		0 ~ 8 時 間	8 ~ 16 時 間	16 ~ 24 時 間	24 ~ 32 時 間	32 ~ 40 時 間	40 ~ 48 時 間	48 ~ 56 時 間	56 ~ 64 時 間	64 ~ 72 時 間	総 員数		1 日 目	2 日 目	3 日 目	1 日 目	2 日 目	3 日 目																
防疫対策	事前調査班	4									1	4	1																			振興局は、畜産及び農業土木技術者		
	事前準備班	6									1	6																			農場周辺の消毒、消毒槽・噴霧設備の設置			
	資材搬送班	13									1	13																			中央家保の備蓄資材運送等(農研センタートラック)			
	現場責任者(家畜防疫員)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9	3	3	3															防疫課長(事前調査班長兼)			
	連絡補助員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																	現場事務所との連絡、不足資材調達依頼				
	農場防疫補佐(家畜防疫員)	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	36	12	12	12															各班の作業状況の監督、現場責任者への報告			
	評価班	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	27	3	3	3									3	3	3				家畜及び汚染物品の評価・記録			
	捕獲・保定班	4	4	4	4							12	48																		家畜の捕獲・移動、保定			
	殺処分班	2	4	4	4							12	24	12				12														安楽死による殺処分を実施。		
	搬出班	6	4	4	4							12	72																(24)		殺処分済家畜を埋却場所へ搬出、( )内は重機OP			
埋却班	4	2	2	2	2	2	2	2	2	0	16	64															(24)	(24)	埋却(焼却)作業、( )内は重機OP					
畜舎清掃消毒班	10	0	0	0	4	4	4	0	0	0	12	120	0	0	0														殺処分作業者は殺処分終了後従事。家畜防疫員、獣医師は交代する。					
防疫作業詳細	班数	21	21	21	13	13	13	9	9	7	127		30	18	18	12	0	0	0	0	0	0	3	3	3	99	99	27	51	51	3	0	0	0
防疫作業者小計	人数	65	65	65	57	57	57	17	17	9	409	409	66			12																		
総合対策	支援センター総括責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																	支援センターの運営総括				
	連絡補助員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																	支援本部等への連絡				
	総合受付係	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	54																	防疫従事者の受付及び班の振分等				
	資材管理・作業員支援責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																	資材管理・運搬、作業員支援の総括				
	資材管理係	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	36																	必要資材のリスト化、発注依頼、在庫管理				
	資材運搬係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	18																	支援センターから現場事務所への資材運搬				
	防疫服着衣補助係	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	36																	防疫服着脱方法等の説明・着衣の支援				
	作業員支援係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	18																	現場作業の説明				
	工程管理責任者(現場事務所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																	現場事務所の運営総括、支援本部等への連絡				
	資材管理・作業支援係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	18																	必要資材のリスト化、在庫管理、タイムキーパー				
防疫服着脱補助係	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	54																	着脱補助					
現場撮影係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																	防疫作業の撮影、支援本部等への報告・送信					
支援従事者詳細	班数	16	16	16	16	16	16	16	16	16	144																							
支援従事者数	人数	31	31	31	31	31	31	31	31	31	279	279	0			0																		
防疫対策総合対策詳細	班数	37	37	37	29	29	29	25	25	23	271	0	30	18	18	12	0	0	30	30	30	3	3	3	162	162	90	51	51	3	0	0	0	
防疫対策総合対策合計	人数	96	96	96	88	88	88	48	48	40	688	688	66			12																		
消毒ポイント	3	24	24	24	24	24	24	24	24	24	216	648																	3人×3交代×24箇所					
通行規制車両消毒	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	9	27																	3人×3交代×3箇所+(警察官1人)					
消毒ポイント・通行規制合計	人数	81	81	81	72	72	72	72	72	72	675	675	0			0			9															
詳細	班数	64	64	64	53	53	53	49	49	47	496		30	18	18	12	0	0	39	30	30	84	75	75	234	234	162	132	123	75	0	0	0	
総計	人数	177	177	177	160	160	160	120	120	112	1363	1363	66			12			99															



【参考：口蹄疫発生時の基本人員動員試算表】 【母豚50頭規模（計500頭飼養）】

○基本事項 事前調査班、事前準備班、評価班及び資材運送班は殺処分作業前から作業開始し、事前調査班の防疫課長は終わり次第現場責任者となる。

	単位 人数	班 数										総 員 数	家畜防疫員			獣医師			発生地振興局			発生地市町村			県庁・他振興局			農業団体			その他			備考 (その他の内訳等)		
		0 ~ 8 時 間	8 ~ 16 時 間	16 ~ 24 時 間	24 ~ 32 時 間	32 ~ 40 時 間	40 ~ 48 時 間	48 ~ 56 時 間	56 ~ 64 時 間	64 ~ 72 時 間	総 員 数		1 日 目	2 日 目	3 日 目																					
													1 日 目	2 日 目	3 日 目																					
防疫対策	事前調査班	4									1	4	1							2		1											振興局は、畜産及び農業土木技術者			
	事前準備班	6									1	6								3		3										農場周辺の消毒、消毒槽・噴霧設備の設置				
	資材搬送班	13									1	13													13							中央家保の備蓄資材運送等(農研センタートラック)				
	現場責任者(家畜防疫員)	1	1	1	1							3	3	3																		防疫課長(事前調査班長兼)				
	連絡補助員	1	1	1	1							3	3												3							現場事務所との連絡、不足資材調達依頼				
	農場防疫補佐(家畜防疫員)	3	1	1	1							3	9	9																		各班の作業状況の監督、現場責任者への報告				
	評価班	3	1	1	1							3	9	3									3			3							家畜及び汚染物品の評価・記録			
	捕獲・保定班	14	1									1	14													12		2					家畜の捕獲・移動、保定			
	殺処分班	14	1									1	14	4												8		2					安楽死による殺処分を実施。			
	搬出班	12	1									1	12													12							殺処分済家畜を埋却場所へ搬出、( )内は重機OP			
埋却班	8	1	1	1							3	24													24							埋却(焼却)作業、( )内は重機OP				
畜舎清掃消毒班	20	0	1	1							2	40	0												34		6					殺処分作業者は殺処分終了後従事。家畜防疫員、獣医師は交代する。				
防疫作業詳細	班数	8	6	6	0	0	0	0	0	0	20		19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	93	0	0	13	0	0	0				
防疫作業者小計	人数	56	36	36	0	0	0	0	0	0	128	128	19	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	93	13	0	0	0	0	0					
総合対策	支援センター総括責任者	1	1	1	1						3	3								3												支援センターの運営総括				
	連絡補助員	1	1	1	1						3	3													3							支援本部等への連絡				
	総合受付係	3	1	1	1						3	9													9							防疫従事者の受付及び班の振分等				
	資材管理・作業員支援責任者	1	1	1	1						3	3									3					3							資材管理・運搬、作業員支援の総括			
	資材管理係	2	1	1	1						3	6									3					3							必要資材のリスト化、発注依頼、在庫管理			
	資材運搬係	2	1	1	1						3	6									3					3							支援センターから現場事務所への資材運搬			
	防疫服着衣補助係	2	1	1	1						3	6									3					3							防疫服着脱方法等の説明・着衣の支援			
	作業員支援係	2	1	1	1						3	6									3					3							現場作業の説明			
	工程管理責任者(現場事務所)	1	1	1	1						3	3									3												現場事務所の運営総括、支援本部等への連絡			
	資材管理・作業支援係	2	1	1	1						3	6									3					3							必要資材のリスト化、在庫管理、タイムキーパー			
	防疫服着脱補助係	3	1	1	1						3	9														9							着脱補助			
現場撮影係	1	1	1	1						3	3														3							防疫作業の撮影、支援本部等への報告・送信				
支援従事者詳細	班数	12	12	12	0	0	0	0	0	0	36		0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0				
支援従事者数	人数	21	21	21	0	0	0	0	0	0	63	63	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0					
防疫対策総合対策詳細	班数	20	18	18	0	0	0	0	0	0	56	0	19	0	0	0	0	0	0	24	0	0	3	0	0	132	0	0	13	0	0	0	0			
防疫対策総合対策合計	人数	77	57	57	0	0	0	0	0	0	191	191	19	0	0	0	0	0	0	24	3	0	0	0	132	13	0	0	0	0	0					
消毒ポイント	3	24	24	24	24	24	24	24	24	24	216	648													72	72	72	72	72	72	72	72	3人×3交代×24箇所			
通行規制車両消毒	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	9	27								9					9							3人×3交代×3箇所+(警察官1人)				
消毒ポイント・通行規制合計	人数	81	81	81	72	72	72	72	72	72	675	675	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	225	216	225	0	0	0	0					
詳細	班数	47	45	45	24	24	24	24	24	24	281		19	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	84	72	72	204	72	72	94	72	72	0	0	0
総計	人数	158	138	138	72	72	72	72	72	72	866	866	19	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	228	348	238	0	0	0	0	0	0			

【参考：口蹄疫発生時の基本人員動員試算表】 【母豚100頭規模（計1,000頭飼養）】

○基本事項 事前調査班、事前準備班、評価班及び資材運送班は殺処分作業前から作業開始し、事前調査班の防疫課長は終わり次第現場責任者となる。

	単位 人数	班 数										総 員数	家畜防疫員			獣医師			発生地振興局			発生地市町村			県庁・他振興局			農業団体			その他			備考 (その他の内訳等)
		0 ～ 8 時 間	8 ～ 16 時 間	16 ～ 24 時 間	24 ～ 32 時 間	32 ～ 40 時 間	40 ～ 48 時 間	48 ～ 56 時 間	56 ～ 64 時 間	64 ～ 72 時 間	総 員 数		1 日 目	2 日 目	3 日 目																			
防疫対策	事前調査班	4									1	4	1					2		1														振興局は、畜産及び農業土木技術者
	事前準備班	6									1	6						3		3													農場周辺の消毒、消毒槽・噴霧設備の設置	
	資材搬送班	13									1	13												13									中央家保の備蓄資材運送等(農研センタートラック)	
	現場責任者(家畜防疫員)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	3	3																			防疫課長(事前調査班長兼)	
	連絡補助員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6										3	3									現場事務所との連絡、不足資材調達依頼	
	農場防疫補佐(家畜防疫員)	3	1	1	1	1	1	1	1	1	6	18	9	9																				各班の作業状況の監督、現場責任者への報告
	評価班	3	1	1	1	1	1	1	1	1	6	18	3	3								3	3			3	3						家畜及び汚染物品の評価・記録	
	捕獲・保定班	14	1	1							2	28													24		4						家畜の捕獲・移動、保定	
	殺処分班	14	1	1							2	28	4			4								16		4							安楽死による殺処分を実施。	
	搬出班	12	1	1							2	24												24						(12)			殺処分済家畜を埋却場所へ搬出、( )内は重機OP	
埋却班	8	1	1	1	1	1	1	1	1	6	48												24	24					(12)	(12)		埋却(焼却)作業、( )内は重機OP		
畜舎清掃消毒班	20	0	0	1	1	1	0			3	60	0	0									17	34		3	6						殺処分作業者は殺処分終了後従事。家畜防疫員、獣医師は交代する。		
防疫作業詳細	班数	8	8	6	6	6	5	0	0	0	39	19	15	0	4	0	0	0	0	0	0	3	3	0	108	61	0	14	9	0	0	0	0	
防疫作業者小計	人数	56	56	36	36	36	16	0	0	0	236	236	34		4		0		6		169		23		0									
総合対策	支援センター総括責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6					3	3															支援センターの運営総括	
	連絡補助員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6											3	3									支援本部等への連絡	
	総合受付係	3	1	1	1	1	1	1	1	1	6	18											9	9									防疫従事者の受付及び班の振分等	
	資材管理・作業員支援責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6					3	3																資材管理・運搬、作業員支援の総括
	資材管理係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	12					3	3					3	3										必要資材のリスト化、発注依頼、在庫管理
	資材運搬係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	12					3	3					3	3										支援センターから現場事務所への資材運搬
	防疫服着脱補助係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	12					3	3					3	3										防疫服着脱方法等の説明・着衣の支援
	作業員支援係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	12					3	3					3	3										現場作業の説明
	工程管理責任者(現場事務所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6					3	3																現場事務所の運営総括、支援本部等への連絡
	資材管理・作業支援係	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	12					3	3					3	3										必要資材のリスト化、在庫管理、タイムキーパー
	防疫服着脱補助係	3	1	1	1	1	1	1	1	1	6	18												9	9									着脱補助
	現場撮影係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6													3	3								
支援従事者詳細	班数	12	12	12	12	12	12	12	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0	24	24	0	0	0	0	39	39	0	0	0	0	0	0	0	
支援従事者数	人数	21	21	21	21	21	21	21	0	0	0	126	126	0	0	0	0	48	0	0	0	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防疫対策総合対策詳細	班数	20	20	18	18	18	17	0	0	0	111	0	19	15	0	4	0	0	24	24	0	3	3	0	147	100	0	14	9	0	0	0	0	
防疫対策総合対策合計	人数	77	77	57	57	57	37	0	0	0	362	362	34		4		48		6		247		23		0									
消毒ポイント	3	24	24	24	24	24	24	24	24	24	216	648											72	72	72	72	72	72	72			3人×3交代×24箇所		
通行規制車両消毒	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	9	27					9						9										3人×3交代×3箇所+(警察官1人)	
消毒ポイント・通行規制合計	人数	81	81	81	72	72	72	72	72	72	675	675	0	0	0	9	0	0	225	0	0	0	216	0	0	225	0	0	0	0	0	0		
詳細	班数	47	47	45	42	42	41	24	24	24	336		19	15	0	4	0	0	33	24	0	84	75	72	219	172	72	95	81	72	0	0	0	
総計	人数	158	158	138	129	129	109	72	72	72	1037	1037	34		4		57		231		463		248		0									



【参考：口蹄疫発生時の基本人員動員試算表】 【母豚400頭規模（計4,000頭飼養）】

○基本事項 事前調査班、事前準備班、評価班及び資材運送班は殺処分作業前から作業開始し、事前調査班の防疫課長は終わり次第現場責任者となる。

	単位 人数	班 数										総 員数	家畜防疫員			獣医師			発生地振興局			発生地市町村			県庁・他振興局			農業団体			その他			備考 (その他の内訳等)	
		0 ~ 8 時 間	8 ~ 16 時 間	16 ~ 24 時 間	24 ~ 32 時 間	32 ~ 40 時 間	40 ~ 48 時 間	48 ~ 56 時 間	56 ~ 64 時 間	64 ~ 72 時 間	総 員 数		1 日 目	2 日 目	3 日 目																				
		事前調査班	4										1	4	1				2		1														
事前準備班	6									1	6					3		3																農場周辺の消毒、消毒槽・噴霧設備の設置	
資材搬送班	13									13	13													13										中央家保の備蓄資材運送等(農研センタートラック)	
現場責任者(家畜防疫員)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9	3	3	3																		防疫課長(事前調査班長兼)		
連絡補助員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9											3	3	3								現場事務所との連絡、不足資材調達依頼		
農場防疫補佐(家畜防疫員)	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	54	18	18	18																		各班の作業状況の監督、現場責任者への報告		
評価班	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	27	3	3	3								3	3	3		3	3	3				家畜及び汚染物品の評価・記録		
捕獲・保定班	14	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	168																					家畜の捕獲・移動、保定		
殺処分班	14	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	168	24																				安楽死による殺処分を実施。		
搬出班	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	144																					殺処分済家畜を埋却場所へ搬出、( )内は重機OP		
埋却班	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	288												96	96	96				(48)	(48)	(48)	埋却(焼却)作業、( )内は重機OP		
畜舎清掃消毒班	20	0	0	0	4	4	4	4	4	0	16	320	0	0	0									0	210	70	0	30	10				殺処分作業者は殺処分終了後従事。家畜防疫員、獣医師は交代する。		
防疫作業詳細	班数	21	21	21	13	13	13	13	9	9	133		48	24	24	24	0	0	0	0	0	0	3	3	3	483	309	169	51	33	13	0	0	0	
防疫作業者小計	人数	203	203	203	123	123	123	123	43	43	1187	1187	96		24									9		961		97			0				
支援センター総括責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																						支援センターの運営総括	
連絡補助員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																						支援本部等への連絡	
総合受付係	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	54																						防疫従事者の受付及び班の振分等	
資材管理・作業員支援責任者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																						資材管理・運搬、作業員支援の総括	
資材管理係	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	72																						必要資材のリスト化、発注依頼、在庫管理	
資材運搬係	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	36																						支援センターから現場事務所への資材運搬	
防疫服着衣補助係	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	72																						防疫服着脱方法等の説明・着衣の支援	
作業員支援係	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	36																						現場作業の説明	
工程管理責任者(現場事務所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																						現場事務所の運営総括、支援本部等への連絡	
資材管理・作業支援係	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	36																						必要資材のリスト化、在庫管理、タイムキーパー	
防疫服着脱補助係	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	27																						着脱補助	
現場撮影係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9																						防疫作業の撮影、支援本部等への報告・送信	
支援従事者詳細	班数	22	22	22	22	22	22	22	22	22	198																								
支援従事者数	人数	42	42	42	42	42	42	42	42	42	378	378	0		0																				
防疫対策総合対策詳細	班数	43	43	43	35	35	35	35	31	31	331	0	48	24	24	24	0	0	51	51	51	3	3	3	558	384	244	51	33	13	0	0	0		
防疫対策総合対策合計	人数	245	245	245	165	165	165	165	85	85	1565	1565	96		24									9		1186		97			0				
消毒ポイント	3	24	24	24	24	24	24	24	24	24	216	648																						3人×3交代×24箇所	
通行規制車両消毒	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	9	27																						3人×3交代×3箇所+(警察官1人)	
消毒ポイント・通行規制合計	人数	81	81	81	72	72	72	72	72	72	675	675	0		0																				
詳細	班数	70	70	70	59	59	59	59	55	55	556		48	24	24	24	0	0	60	51	51	84	75	75	630	456	316	132	105	85	0	0	0		
総計	人数	326	326	326	237	237	237	237	157	157	2240	2240	96		24										162		234		1402		322		0		

## 5 公示、報告又は通報

防疫総括班（畜産課）は、法第13条第4項の規定に基づき、本病の発生及び制限区域等の告示を行うとともに、関係機関に通報を行う。

【移動制限の告示（様式22）】

【移動制限通知（様式23）】

【家畜集合施設の開催等の制限の告示（様式24）】

【移動制限立て看板（様式25）】

## 6 相談窓口の開設

状況に応じ、防疫総括班（畜産課）に家畜衛生に関する相談窓口を開設する。また、防疫措置従事者は多大な精神的及び身体的ストレスを受ける恐れがあることから、健康サポートセンター（県庁本館地下1階）を利用して、健康相談・ストレス相談を受けることができる。

## 第6章 病性決定後の防疫措置

### 1 現地対策本部における業務

伝染性の強い口蹄疫防疫の円滑な推進を図るため、防疫総括班及び現場責任者と連絡を密にする。

また、地域本部及び関係市町村と協力し、家畜の所有者に本症の病性と対策を十分に周知し、感染拡大防止への理解と協力を得る。

なお、報道関係への対応は、原則として県本部（総合指揮所）で行う。

#### (1) 防疫総務班

ア 防疫に関する各種文書の作成と報告及び発送

イ 防疫に関する備品の保管・借出し及び借出台帳の管理・保管

ウ 防疫に関する資材の確保及び消耗品出納台帳の管理と出納事務

エ 防疫に関する人員配置・派遣要請

オ 家畜防疫員、雇い上げ獣医師その他勤務台帳の管理

カ 報道機関等に対する対応

キ 防疫総括班及び地域本部との連絡調整

ク 現地対策本部内の連絡調整

ケ 発生地農場現場責任者への防疫措置に必要な事項の指示

コ 「発生農家の防疫措置状況」（様式26）と「口蹄疫防疫措置一覧」（様式27）の取りまとめと報告

#### (2) 制限区域班

ア 移動制限区域、搬出制限区域について関係市町村の協力を得て設定し、「移動制限の告示（案）（様式22）」を作成、防疫総括班（防疫指導担当）に協議、告示依頼を行う。

イ 制限区域内の農場等に対し、発生情報、制限区域、制限の対象及び制限の対象外について、電話、ファクシミリを用いて確実に周知を行う。

ウ 防疫指針第8の5の制限の対象外となる場合、防疫総括班（防疫指導担当）と連携し、国との協議に関する事務を行う。

エ 制限区域に係る照会は、原則として総務班長が対応する。

### 【参考：移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）】（防疫指針 第8）

#### 1 制限区域の設定

##### (1) 移動制限区域

ア 都道府県は、防疫指針第4の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）、5の（3）及び5の（4）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、防疫指針第4の2の判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、防疫指針第3の4の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

## (2) 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、(1)のイの場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

## (3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として、(1)及び(2)と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

## (4) 制限区域の設定方法

ア 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

ウ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

(ア) 制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

(イ) 報道機関への公表等を通じた広報

(ウ) 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

## (5) 家畜の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。また、当該区域内の家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、鹿、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

## 2 制限区域の変更

### (1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

### (2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

## 3 制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了(法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒(1回目)が全て完了していることをいう。以下同じ。)後10日が経過した後に実施する防疫指針第11の2の(2)の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

(2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

#### 4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（防疫指針第11の2の(1)の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 排せつ物等
- (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

#### 5 制限の対象外

##### (1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

ア 発生状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。

イ 移動時には、次の措置を講ずる。

- (ア) 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
- (イ) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
- (ウ) 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (エ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (オ) 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- (カ) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- (キ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- (ク) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (ケ) 移動経過を記録し、保管する。

ウ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

- (ア) 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- (イ) 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- (ウ) 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

##### (2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄りないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)のウの(ア)から(ウ)までの措置を講ずる。

##### (3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他

の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### (4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### (3) 疫学調査班

防疫総括班と連携を密にして、当該農場に立ち入った防疫員が作成した発生農場における（病性判定日から少なくとも21日間遡った期間を対象とした）家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師、地方自治体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収業者車両、堆肥運搬車両、集乳車等）の出入りに関する疫学情報について、「農場疫学調査票（様式15）」、「家族行動調査表（様式16）」、「発生場所へ出入りした人の行動表（様式17）」、「発生場所からの家畜及び物品の移動状況調査表（様式18）」により、次の方法で調査を行う。

ア 病性決定後、関係者の協力を得ながら直ちに調査を開始する。調査結果を「農場疫学調査票（様式15）」に記録し、以下、参考に示す疫学関連家畜であることが明らかとなったものは、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

イ 調査の対象が、管轄区域外である場合には、防疫総括班（防疫指導担当）を經由して該当する家保への追跡調査を依頼する。また、対象が県外の場合は、防疫総括班（防疫指導担当）に動物衛生課及び該当県への調査を依頼する。

ウ 調査中、罹患の疑いのある家畜を発見した場合は、初動防疫に準じた措置をとり、現地対策本部に直ちに連絡する。

エ 調査中、患畜と接触したおそれのある感受性動物を新たに確認した場合も、ウと同様とする。

オ 口蹄疫ウイルスに汚染した可能性が考えられる車両、衣服その他の物品については、徹底した消毒を指示するとともに消毒の完了を確認する。

#### 【参考：疫学関連家畜】（防疫指針 第11の1の（2））

疫学調査の結果、次の1から4までに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う（疫学調査又は発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し、動衛研に送付する。

- 1 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- 2 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（防疫指針第4の2の（2）の②に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- 3 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜（防疫指針第4の2の

(2)の②に掲げる家畜に限る。)から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

4 防疫指針第4の2の(2)の④から⑥に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家畜について、疫学関連家畜とする。

【参考：疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置】(防疫指針 第11の1の(3))

疫学関連家畜を飼養する農場においては、疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- 1 生きた家畜
- 2 生乳(臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。)
- 3 採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
- 4 家畜の死体
- 5 排せつ物等
- 6 敷料、飼料及び家畜飼養器具

【留意事項：疫学調査に関する事項】

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問(当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。)、その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、複数の農場等に入出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施すること。

【留意事項：疫学関連家畜の検査における採材頭数】

防疫指針第11の1の(2)の疫学関連家畜について、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に行う血清抗体検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することが可能な数として、以下のとおりとする

飼養頭数	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

(4) 検診班

発生地を中心とした偶蹄類家畜の飼養者名簿に基づき、立入計画を立てる。班編成については、原則として家畜防疫員（検査、指導）1人、地元地理に精通した補助員（案内、記録）1人の2人を1つの班とし、人為的なウイルスの伝播防止には特に留意して巡回する。

ア 検査の実施

(ア) 発生状況確認検査（患畜の判定後直ちに実施する）

a 電話調査

市町村の協力の下、発生農場から半径10キロメートル以内の移動制限区域内の偶蹄類家畜飼養農場を対象に電話等により異常家畜の有無を確認する。

なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、必要に応じて適宜行うこととする。

b 立入検査

(a) 動物衛生課から、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に以下の農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（鼻腔スワブ及び血清）を採材し、動衛研に送付する。

i 少なくとも発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上を飼養する農場及びaの電話調査で異常家畜がいることが確認された農場）

ii 移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下（b）において同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）

(b) (a)の検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及びaの電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体（鼻腔スワブ及び血清）を採材し、動衛研に送付する。なお当該検査は、原則として同心円状に発生農場から近い順に実施する。

(イ) 清浄性確認検査（移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に実施）

当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上を飼養する農場に限る。）に立ち入り、1頭ごとに臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動衛研に送付する。

検査は、望診及び聞き取り調査を主とするが、異状を認めた家畜については、水泡、びらん、潰瘍形成の有無を詳細に検査する。

#### イ 検診における注意事項

(ア) 検診に当たっては、「検診台帳（様式28）」を使用し、毎日の業務終了時に防疫総務班長（家保衛生課長）に報告する。

(イ) 口蹄疫の疑い、又はおそれのあるものを発見した場合は、電話で現地対策本部に報告し、第4章の1の(1)のアに準じて対応する。その後は、当面の防疫措置を行うため、現地に常駐し作業に当たる。

(ウ) 乳量の急激な低下は、口蹄疫の症状の一つであることから、県酪連、農協指導員を通じ農家ごとの乳量を調査し、異状を認めた場合は防疫総務班長（家保衛生課長）に電話で連絡する。また、必要に応じて家畜防疫員による当該農家の立入検査を実施する。

#### 【参考：検査員の遵守事項】（防疫指針 第11の5）

疫学調査及び移動制限区域内の周辺農場の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- 1 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、疫学調査及び移動制限区域内の周辺農場の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- 2 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- 3 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- 4 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 立ち入った農場の家畜について疫学関連家畜又は移動制限区域内の周辺農場の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

#### 【留意事項：発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数】

発生状況確認検査及び清浄性確認検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

## 2 発生農場等における防疫対策

発生農場の防疫対策は、事前調査班の調査に基づき、現場責任者（原則、発生家保防疫課長）、連絡補助員、農場防疫補佐、捕獲・保定班、殺処分班、搬出班、評価班、埋却班及び畜舎清掃消毒班により実施する。準備を整えた後、迅速な防疫措置により病原体を封じ込め、口蹄疫の早期清浄化を図る。

### (1) 発生農場における指揮命令系統

指揮命令系統については、現場責任者とそれを補佐する農場防疫補佐（家畜防疫員）、農林水産部職員等を作業班リーダーとして配置し、効率的な作業体系を確保する。

また、現場責任者ととも連絡補助員を置き、防疫作業の進捗状況を県本部に連絡する等、迅速な情報共有を図る。

防疫作業を円滑に実施するため、農場防疫補佐と各作業班員の交代は時間をずらして実施する。

なお、現場責任者、農場防疫補佐及び作業班リーダーは、外観で区別できるよう青色の防疫服を着用し、さらにその上から現場責任者は赤色、農場防疫補佐は黄色のベストを装着する。一般の防疫作業者は白色の防疫服を着用する。

#### ア 現場責任者の役割

作業開始前に、農場主、建設業協会現場責任者、支援センター総括責任者、地域本部総務係、その他連絡調整において必要となる者との連絡方法について、携帯電話番号を記録するなどにより確認しておく。また、農場防疫補佐等との相互の役割とともに、防疫措置に関する作業計画を確認しておく。

動員者到着時の協力依頼及び全体の進捗状況説明、建設業協会現場責任者へ埋却その他に係る協力依頼、防疫措置従事者の作業時間の把握と休憩時間の確保など、全体の作業が円滑に遂行されるよう打ち合わせる。

なお、多数の動員者に説明を行うときは、拡声器等を用い、指示内容を確実に伝える。

#### (ア) 現地対策本部等との連絡調整

殺処分、埋却、清掃消毒等について検討した実施案、家畜共済及び家畜防疫互助事業への加入の有無、消毒面積等の防疫措置に必要な事項、作業進捗状況、作業遂行に係る課題等を現地対策本部に報告し、原則として同本部の指示を受けて発生地での防疫措置を行う。防疫総括班（畜産課）から直接指示又は報告要請があった場合はそれに従い、その旨を現地対策本部に報告する。

#### (イ) 発生地防疫措置の指揮、作業進捗状況と課題の把握

各農場防疫補佐及び各作業班リーダーと動員者の振り分けを含む作業実施案を協議し、現地対策本部からの指示を共有する。また、各農場防疫補佐又は各作業班リーダーから作業進捗状況について一定時間ごとに報告を受け、作業遂行に係る課題について聴取する。

#### (ウ) 現場事務所等との連携

各農場防疫補佐から発生農場の防疫措置に係る不足資機材の要請があった場合は、現場事務所工程管理責任者にその調達を依頼する。

#### (エ) 家畜の所有者に対する説明等

家畜の所有者に対し、次の点について確認と十分な説明を行い、理解を得るものとする。

- a 口蹄疫の概要、法の趣旨、所有者の義務、防疫措置方針、法52条の3の規定により「行政不服審査法」（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限があること。

- b 殺処分対象家畜の頭数（所有者立ち会いの下、複数の人員で確認）及び殺処分方法、死体処理方法等
- c 家畜共済等への加入状況
- d 家畜防疫互助事業（別添関係資料及び各種様式の1資料2参照）に加入している場合は、患畜、疑似患畜として手当金の交付対象となった家畜にはとう汰互助金は交付されないこと、焼却・埋却等互助金は定額が支払われること。

イ 農場防疫補佐の役割

農場防疫補佐（家畜防疫員）は自ら作業を行わず指示に徹し、各班の作業状況を十分監督する。体調不良者等がある場合は、早急に休憩を指示し、必要に応じ応援を要請する。

トランシーバーを携帯し、進捗状況や各班の作業時間等を定期的に、また課題発生時には速やかに現場責任者に報告する。

農場防疫補佐は、班員への指示が的確に伝わるよう拡声器等を活用する。

ウ 連絡補助員の役割

現場責任者と連携して発生地での防疫作業に係る情報を共有し、以下の業務を行う。

(ア) 現地対策本部等への進捗状況報告

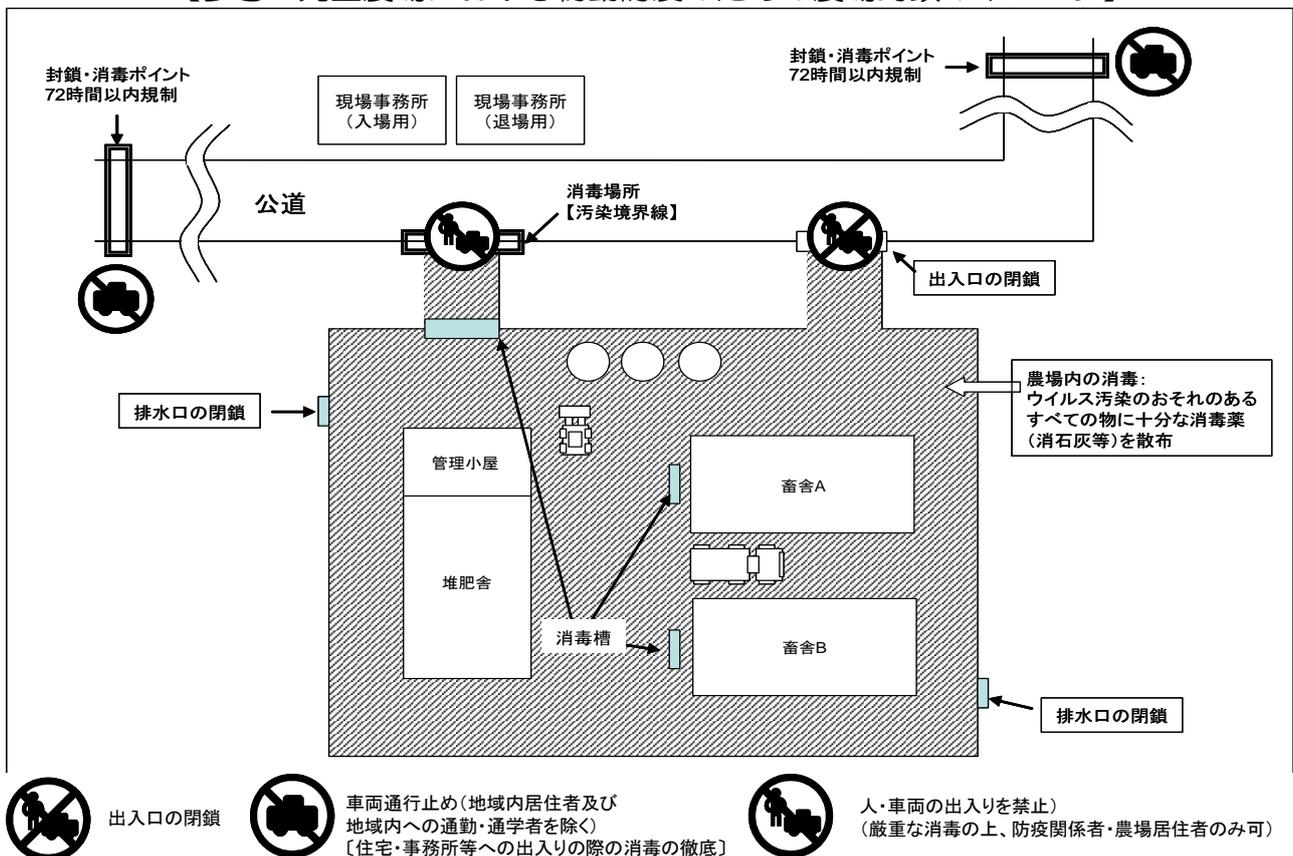
防疫作業進捗状況について、定期的に現場責任者から指示のあった部署（防疫総括班（畜産課）、現地対策本部、地域本部等）に報告する。

(イ) 防疫進捗状況を記録するとともに、現場事務所のホワイトボードに作業進捗状況等の情報記入を行う。

(ウ) 防疫資機材の調達に係る連絡を行なう。

(エ) 情報が途切れることがないように従来型携帯電話と充電器、トランシーバー等を用いる。

【参考：発生農場における初動防疫のための農場封鎖のイメージ】



【参考：防疫作業従事者の発生農場入退場に係る標準的な手順】

■支援センター（発生地市町村公共施設等を想定）

- 1 集合（着替え用の衣服、下着、靴下等持参）
- 2 総合受付（班の確認）
- 3 センターに用意している防疫服（2枚重ね着）、現地用サンダルを着用
- 4 班割りの確認、作業手順等のオリエンテーション。  
「防疫措置従事者の方へ（様式31）」
- 5 マイクロバス等で支援センターから現場事務所に向け出発

■発生農場

- 6 現場事務所の着衣エリアで、準備してあるゴーグル、手袋（インナーとアウター）、長靴、マスクを装着。防疫服、手袋、長靴はガムテープで目張りする。
- 7 現場責任者から防疫作業の方法等を説明。各班で確認
- 8 埋却班は、埋却地が発生農場から離れている場合は、マイクロバス等で移動。長靴着用のタイミング等については、防疫員等リーダーから指示する。
- 9 各リーダーの指示に従い作業実施。手が空いた班は現場責任者の指示により他班の作業を補助
- 10 休憩は原則、現場事務所内。トイレ等、一時班から離脱する際はリーダーに報告する。  
※トイレは衛生管理区域外に設置してあるため、11の手順を経ることとする。手洗い場で新しい防疫服等を受取り、着用後、農場内に入る。
- 11 作業終了後、現場事務所の消毒場所（汚染境界線）で、長靴の消毒及び防疫服の上から全身噴霧消毒。防疫服を1枚脱ぎ捨て、手洗い、うがいを行なう。
- 12 着衣エリアで、現地用サンダルに着替える。
- 13 サンダル接地面を消毒しマイクロバスに乗車、支援センターへ帰る。

■支援センター（発生地市町村公共施設等を想定）

- 14 現地用サンダルの消毒、手指消毒、うがいを行った後、更衣場所等で防疫服を脱衣。作業時着用していた衣類は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ外装を噴霧消毒した後、持ち帰る。  
着替え用の衣服、下着に着替える。

■帰宅後

- 15 自宅に直帰し、直ちに着用していた全ての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。
- 16 現地防疫作業従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しない。ただし、防疫作業実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、15の措置を再度実施する。
- 17 なお、従事者の動員に当たっては、あらかじめ、家畜飼養の有無を調べ、偶蹄類の動物を飼養し、自ら管理に当たっている場合は、原則として直接防疫業務に当たさせない又は16の対応をとるなど慎重を期する。

※上記は、防疫作業従事者に対する標準的な対応である。初動対応の時期、作業状況、天候等、様々な要因により状況は変化する場合があるが、常にバイオセキュリティを念頭に置き対応を判断する。

## (2) 事前調査班

### ア 基本方針

事前調査班は病性決定後の防疫措置がスムーズに行われるように、迅速に殺処分家畜の処理方法を協議するとともに、殺処分方法、作業手順、必要人員、必要資材等の検討を行う。

埋却地の選定については、家畜の所有者の責任において確保することを原則としつつ、事前準備及び口蹄疫発生時のいずれにおいても、周辺住民との関係や農地に関する情報をよく把握している市町村に加え、県、関係団体が一体となって迅速かつ円滑に処理するよう支援するものとする。

### イ 業務内容及び作業要領

事前調査班の構成員は、発生家保防疫課長、地域振興局等の畜産・農業土木技術者、市町村担当者とし、以下の作業を行う。また、必要に応じ、建設業協会に協力を依頼する。

- (ア) 現地対策本部は、口蹄疫の発生を否定できないと判断した段階で、事前調査班の編成を指示する。
- (イ) 埋却は、発生農場内又は発生農場の周辺で行うことを原則とする。発生農場内で不可能な場合でも、病原体拡散防止の観点から、可能な限り近隣地において埋却地を選定する。
- (ウ) 事前調査班が当該家畜の所有者が埋却候補地を選定しているかを確認し、適当な埋却候補地が確保されている場合には、地域本部が市町村に連絡し、関係機関の確認を取るとともに、市町村と協議の上、必要な住民に対して説明を行う。
- (エ) 埋却地選定に当たっては、家畜の所有者、市町村及び関係住民と下記の項目等について事前に十分協議する。
  - a 人家の密集地、飲料水の汚染のおそれのある場所からの距離
  - b 地質、地下水の高低、水源との関係
  - c 原則として4m程度の掘削が可能であること
  - d 埋却後3年以上発掘される可能性がないこと
  - e 臭気対策が考慮されること
  - f 機械資材の搬入が可能であること
- (オ) 発生農場から埋却地まで死亡畜を移動する必要がある場合は、移動ルートにおいて、市町村が必要と判断する住民等関係者についても説明を行う。
- (カ) 家畜の所有者があらかじめ選定した埋却候補地が適当でない場合、埋却候補地を選定していない場合は、直ちに現地対策本部に報告するとともに、発生地市町村に連絡し、農地等提供者の斡旋、農業関係団体の保有地等の提供等により新たな埋却候補地の選定を開始する。また、市町村、発生地地域振興局間で、当該市町村内又はできるだけ近傍地にある公有地等の提供について検討、協議する。

なお、県有地又は国有地を対象とする場合は、関係機関と十分調整する。
- (キ) 飼養頭数、畜舎の配置、畜舎形態等に留意しながら、殺処分方法、作業手順、必要人員、必要資材等の検討を行う。また、埋却地への搬出から埋却の作業に係る必要資材と人員、作業重機の必要数、その後の畜舎清掃と汚染物品の埋却、畜舎消毒に必要な資材と人員等について調査、検討を行い、「防疫作業事前調査票（様式14）」を作成し、家保に送付する。

## (3) 事前準備班

### ア 基本方針

事前準備班は、事前調査班が行った調査内容を基に、殺処分前の発生現場での資器材の受取及び現場事務所設置、殺処分作業前の簡易消毒を行う。

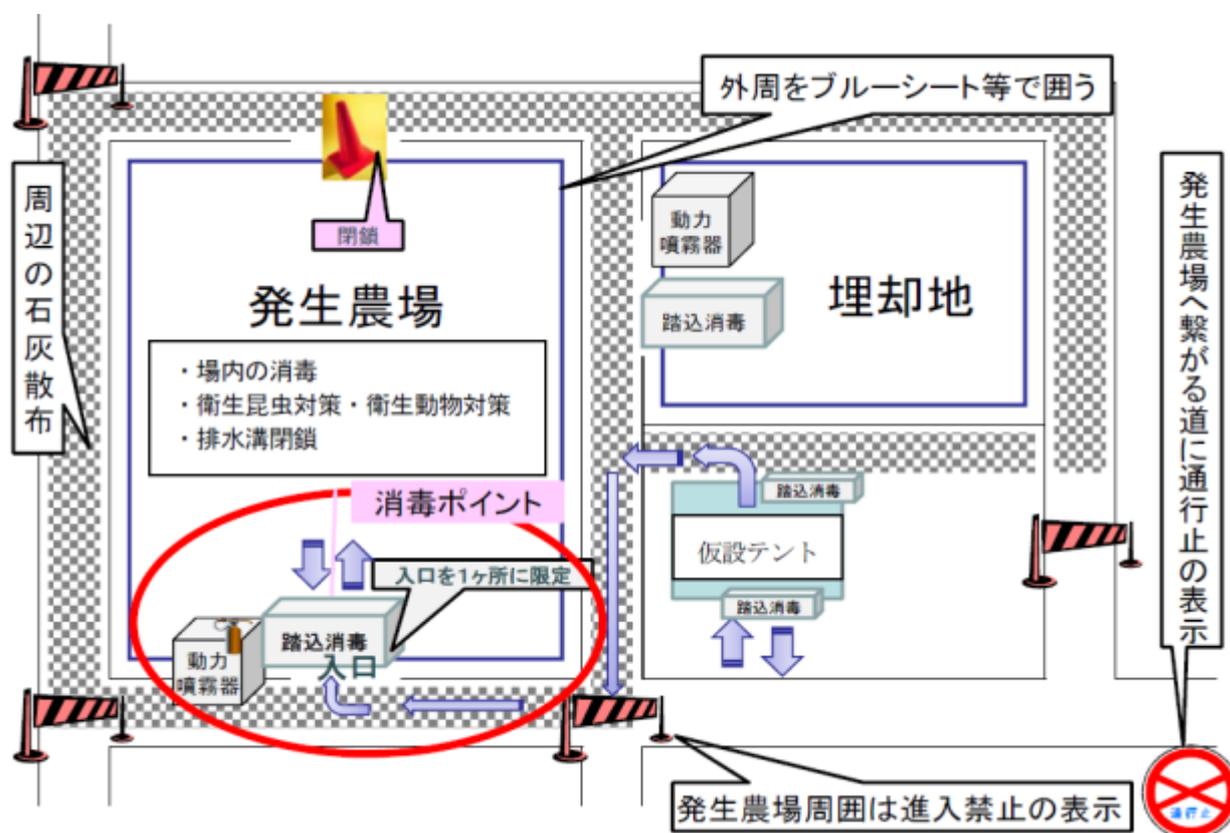
#### イ 業務内容及び作業要領

事前準備班は、事前調査班に続いて、発生地家保に集合する。家保で、必要資材を受取り、指示を受け現地へ向かう。

現地では、家畜防疫員の指示に従い、下記作業を実施する。

- (ア) 殺処分等作業が始まるまでに、農場周辺を消石灰で消毒し、ねずみ、はえ等の捕獲又は駆除のため、粘着シートの設置等を実施する。
- (イ) 現場事務所と連携して、農場入口の封鎖に伴う「発生の表示（様式29）」と法第15条に基づく立入禁止「立入禁止の表示（様式30）」の掲示を行い、門を閉じる、綱を張るなどにより、出入口を制限し、出入口に消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。
- (ウ) ウイルスマン延防止及び殺処分等の目隠しのため、必要に応じて柵等を用意する（フェンス等の設置は、建設業協会へ委託することも検討）。

【参考：事前準備班の作業のイメージ】



#### (4) 捕獲・保定班

##### ア 基本方針

捕獲・保定班は、家畜の評価や殺処分作業を円滑に進めるための要となることから、評価班及び殺処分班と連携して作業を行う。

##### イ 業務内容及び作業要領

- (ア) 現地対策本部は、地域本部と連携し捕獲・保定班を組織する。同班の構成員は家畜の扱いに慣れた者、経験のある者を条件に選定する。
- (イ) 捕獲・保定班は、家畜の所有者、殺処分班、搬出班と事前に打合せを行い、家畜の移動、保定方法等を確認し、各班が効率的に作業できる順序で捕獲・保定を開始する。

【 参考：牛の保定方法 】

一般的には、ロープを用いて牛を牛舎等に結んで保定する。処置するためには、頸部から上の部分を保定する必要があり、牛に鼻環が付いている場合は、これらを利用して保定する。また、暴れる個体や種雄牛等については、必要に応じて枠場を用いて保定する。

(1) ロープの装着

① 保定のためのロープを準備する。

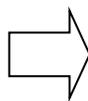


保定用に用いる頭絡

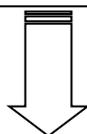


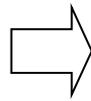
頭絡がない場合の保定用ロープ

② 保定のためのロープを装着する。頭絡のない個体の場合には餌を給餌し、採食している間に頭絡及び保定のためのロープを装着する。

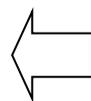
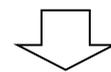
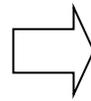


ロープで輪を作り、口吻部から首にかける。その際、手を頭部とスタンションの間に挟まれないように注意すること。





ロープを首にかけて後、結び目を牛の顎横に持ってくる。



- ③ 牛の扱いに慣れている場合は、ロープを投げ縄のように用いて牛を捕獲する。
- ④ また、ロープの輪の部分やさおの端にかけて、遠くの牛の頭部にかける。
- ⑤ 牛と牛の間に、安全に作業するためのスペースが確保できているかを考慮しながら、牛を保定する。

## (2) 頭部の保定

### ① スタンション方式の場合

連続スタンション方式の牛舎であれば、給餌して牛がスタンションに首を通したことを確認後、スタンションを閉めてロープの装着を行い、牛を保定する。



連続スタンションをはめたままでは注射が困難な場合や注射後に頭部がスタンションに挟まり移動ができない場合には、スタンションから頭部を外して内側に固定し直してから保定する。



固定したロープは、牛が倒れることを想定して直ぐ解けるようにし、強固な横の柱に頭部より高い位置で固定する。さらにロープを鼻環又は頭絡に再度潜らせ比較的低い位置で固定する。

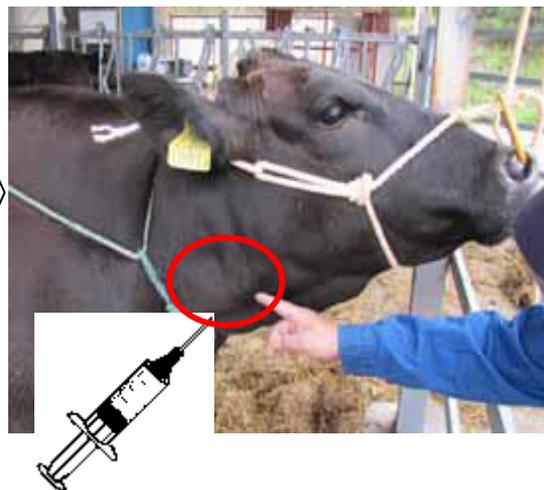
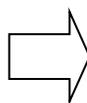
### ② 放牧又はフリーストール牛舎の場合、牛が放れた状態で、かつ、牛舎が狭くローダー等の運搬用車両が入れないときには、舎外の牧柵等にロープを用いて保定する。

また、フリーストール牛舎の牛についても、柵などを利用して保定する。

### (3) 血管確保のためのロープの使用

ロープを首の回りに巻き、駆血帯として使用することにより血管が怒張し、注射針を確実に刺すことが可能となる。

駆血用ロープには、頭絡がない場合の保定用ロープを使用する。



#### 【参考：豚の保定方法】

豚には鋭い牙があるため、「鼻保定器」を使って保定するが、保定器の輪を口に入れられると激しく抵抗するので十分に気を付けて作業を進める。

##### 1 鼻保定器による保定

- (1) 豚を壁際などに追い込んでから、鼻先に保定器の輪をぶら下げる。
- (2) 口の中（牙の奥）へ輪を一気に押し込んでから輪を閉める。
- (3) 輪を閉めた状態で、豚の前に移動して保定器を腰から胸の間の高さで保持する。
- (4) 豚は後方に力を掛けて逃げようとするので、保定者は豚の動きに合わせて後の方へ体重をかけて、バランスを取る（バランスを崩さないようにするため、保定者は腕や膝を少し曲げておく。）。
- (5) 豚が倒れてから、保定器のストッパーを外して輪を緩めて抜き取る。なお、簡易鼻保定器は豚が倒れてから、手で輪を広げて抜き取る。

##### 2 子豚の心臓へ注射する際の保定

- (1) 子豚の腋の下に両手を入れ、しっかりと保定する。
- (2) 注射する際には、後肢をばたつかせるため、後肢を柵に押しつけたり、股に挟んだりして子豚を安定させる。

## (5) 評価班

### ア 基本方針

家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認された直前時の状態についてのものとし、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは考慮しないものとする。

評価額の算出は、原則として当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費(統計データを用いて算出する。)を加算して行い、これに、当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖共用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

評価班は、捕獲・保定班、殺処分班と連携して殺処分予定家畜の評価を速やかに実施し、その後の防疫措置に支障が出ないように、殺処分班の作業開始までにできる限り進めておく。また、評価前後は所有者に評価について十分な説明を行う。

なお、評価は発生農家に飼養されている家畜全頭だけでなく、飼料及びその他の物品についても実施する。

### イ 業務内容及び作業要領

#### (ア) 評価人の選定

家畜伝染病予防法施行規則第62条に基づき、次のa、b、cに該当する者から1人ずつ計3人選定し、場合によりdの者を追加する。

- a 家畜防疫員
- b 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事する者
- c 地方公務員以外の者で畜産業に経験のある者
- d 家畜の評価の事務に従事する者

したがって、bにあつては市町村畜産担当者、cにあつては畜産団体職員、dにあつては農業共済組合家畜共済担当者を中心に選定する。

#### (イ) 評価基準表の作成

評価に当たっては、適正を期すために別添関係資料及び各種様式の1資料1「家畜評価額の算定方法」を参考に、該当家畜ごとの基準表を作成し、その基準に従って当該畜を評価していくものとする。このため、基準表は慎重かつ明瞭な基準で作成する。

#### (ウ) 評価方法

- a 牛においては、個体識別番号を記したホワイトボード等とともに、物品についてはカラスプレー等で番号を附して、各汚染物品の内容や数量がわかるように写真撮影を行う。
- b 評価に当たっては、「動物評価記録簿(様式32)」、「物品評価記録簿(様式33)」に記録するものとし、評価基準表を参考として迅速かつ適正に行う。
- c 肥育豚等の集団評価については同一群のうちから平均的な数頭についての評価額を頭数倍するものとする。
- d 適正を期すため、原則として個体(ただし、多頭群飼養されている育成家畜、肥育豚にあつては群ごとの代表的な個体)ごとに当該家畜の体型、骨格がわかるように写真を撮影しておく。
- e 殺処分家畜の頭数が相当多い場合については、畜産課を通じて動物衛生課と協議し、評価の手法について検討する。
- f 評価終了後、殺処分家畜の記録等と照合し、「動物評価書(様式34)」、「物品評価書(様式35)」を作成する。その後、速やかに現地対策本部に報告する。

#### (エ) 手当金等交付申請関係書類の作成

家畜防疫員は評価人の評価を基にへい殺畜等手当金交付規定(昭和32年農林

省告示第119号、平成23年農林水産省告示第1199号)による下表の評価関係書類を作成し、所有者に提示するとともに、手当金の申請に係る委任状に署名してもらう。

へい殺畜等手当金等交付規程の別記様式について

	様式	患畜・疑似患畜、物品				指定家畜			
		手当金	手当金(概算払)	焼却埋却費交付金	補償金	飼料費等交付	補償金(概算払)	飼料費等(概算払)	焼却埋却費交付金
へい殺畜等手当金等交付申請書	様式第1号	○		△					
指定家畜補償金等交付申請書(新設)	様式第2号				○	○			△
へい殺畜等手当金等概算払申請書	様式第3号		○	△					
指定家畜補償金等概算払申請書(新設)	様式第4号					○	○		△
へい殺畜等焼却埋却費交付金交付申請書(新設)	様式第5号			△					△
飼料費等証明書(新設)	様式第6号					○			
焼却証明書	様式第7号			△					△
埋却証明書	様式第8号			△					△
動物評価意見具申書	様式第9号	○							
胎子評価意見具申書	様式第10号								
物品評価意見具申書	様式第11号	○							
指定家畜評価意見具申書(新設)	様式第12号				○				
動物概算評価意見具申書	様式第13号		○						
物品概算評価意見具申書	様式第14号		○						
指定家畜概算評価意見具申書(新設)	様式第15号						○		

○：必須、△：必要に応じて作成

【殺処分疑似患畜評価書(様式36-1)】

【埋却物品評価書(様式36-2)】

【動物評価意見具申書(様式37)】

【物品評価意見具申書(様式38)】

【評価人依頼書(様式39)】

【へい殺畜等手当金等交付申請書(様式40)】

【手当金等交付一覧表(様式41)】

【焼却(埋却)報告書(様式42)】

【委任状(様式43)】

【請求書(様式44)】

【手当金の指定銀行振込について(様式45)】

(オ) 評価に伴う資材

第7章「発生地における必要防疫資機材一覧」に、評価班1班当たりの必要資材を示す。班数分の資材が必要となる。

(カ) その他

畜主には、家畜の導入伝票、出荷伝票、飼料の購入伝票、各種納付書、日報等、評価の参考となる資料をあらかじめ用意しておいてもらい、可能な限り情報を事前に整理する。

(6) 殺処分班

ア 基本方針

殺処分班は、評価を終えた家畜について、捕獲・保定班、搬出班と連携し、速やかに殺処分を行い、円滑な埋却につなげウイルスの封じ込めを行う。臨床症状が確認されている家畜の殺処分を優先して行う。また、複数の畜種については、殺処分を行う必要がある場合には、豚を優先する。

患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、患畜又は疑似患畜であると判明した後、原則として24時間以内に殺処分を完了する。

イ 業務内容及び作業要領

現地対策本部は、地域本部と連携し殺処分班を組織する。

(ア) 殺処分の準備

殺処分班の家畜防疫員は、家畜の所有者に、殺処分の方法及び頭数について十分説明し理解が得られたのち、防疫指針に規定された「と殺指示書(様式46)」を交付する。その後、殺処分班は、殺処分の方法・場所や死体処理、運搬等について、家畜の所有者、捕獲・保定班、搬出班と事前に打合せを行い、評価が終了した家畜から順に殺処分を開始する。

(イ) 殺処分

a 殺処分は、畜舎内あるいは死体搬出に支障のない場所で行う。畜舎外で殺処分を行う場合には、以下の措置を講じる。

(a) 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

(b) 家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

b 殺処分の対象家畜は、患畜、疑似患畜及び農林水産大臣が指定する指定家畜(法第17条の2 患畜等以外の家畜の殺処分)とする。

c 殺処分は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、発症家畜に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚の殺処分については、電殺や炭酸ガスによる殺処分など効率的な方法で行う。

薬殺の場合、家畜防疫員、民間獣医師等が薬殺を行い、他の者は注射筒に薬剤の充填や受渡し、家畜保定などの補助作業を行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。

d 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で発生し、当該農場における迅速な殺処分の実施が困難な場合には、動物衛生課と畜産課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。この場合、農林水産省は、殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確

保する。

また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

- e 円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、殺処分時に発症している家畜の場所や頭数を記録するとともに、当該家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- f 防疫総括班は、積極的に民間獣医師及び畜産関係者に協力を求めることにより、迅速に殺処分を完了させる。

## 【 参考：牛の殺処分 】

### 1 作業場所の確保と保定

- (1) 殺処分班リーダーは、事前に行った農場調査の結果に基づき、殺処分後にホイールローダー等により死体を効率良く搬出できる場所を選定し、班員に作業方針を伝達する。
- (2) 普段から人に接する機会が多く、人に馴れている乳用牛や繁殖雌牛と比べると、肉用肥育牛は、一般的には繋留されることなく、フリーストール型の畜舎で飼養されているので、より注意する必要がある。柵を使ったり、大きく手を広げて声を発することにより、牛を牛房の四隅に誘導し、ロープを角に掛けるなどして捕獲する。
- (3) 体格の大きな牛が興奮して暴れる場合には、捕獲に先立って臀部又は頸部の筋肉へ鎮静剤を注射し、鎮静効果が現れた後にロープを掛ける。  
また、鼻環が付けられていない場合には、投げ縄による仮留めの後、頭絡を付けて繋留するなど、作業者の安全確保に留意する。
- (4) 牛を捕獲した後、作業できる場所まで移動させ、牛を一定間隔で保定するようにする。
- (5) 注射をし易くするため、鼻環にロープを通したり、頭絡を頭部にとりつけるなどにより馬栓棒（ませんぼう）や柱にくくりつけ、牛の頭部を拳上伸張させて確実に保定する。

### 2 注射

- (1) 鎮静剤投与（キシラジン製剤の筋肉内注射）
  - ア 連続注射器を用いて、臀部又は頸部の筋肉内に鎮静剤を注射する。その際には、重複して注射することを避けるため、注射済みの個体にはスプレーを吹き付けるなどして印を付けておくこと。
  - イ 鎮静作用が数分後に現れてくるので、よく確認してから殺処分用薬剤の注射を開始する。
- (2) 薬剤投与
  - ア 血管をよく確認してから、致死量の薬剤を確実に静脈内に注射する。
  - イ 肉用牛のように頸部の筋肉が発達している個体や鎮静剤がよく効いたために静脈がわかりにくい場合には、ロープを使って駆血すると、静脈が容易に確認できる。
  - ウ 薬剤投与後、牛が転倒することを念頭に置き、作業者の安全確保に留意する。

### 3 死亡確認

- (1) 家畜の呼吸の停止だけではなく、眼瞼反射（睫毛に触れた際の瞬きの有無の確認）及び角膜反射（角膜表面を静かに指で触れた際の瞬きの有無の確認）の喪失を確認する。
- (2) 死亡確認は、牛の動きや周りの作業状況に注意しながら進めること。
- (3) 死亡牛については、個体識別番号など必要な情報を記録し、スプレー吹き付けによってマークしておくこと。

【参考：豚の殺処分（電殺：種雄豚、母豚、肥育豚）】

1 作業場所の確保と保定

殺処分班のリーダーは、事前に行った農場調査の結果に基づき、殺処分後にホイールローダー等により死体を効率良く搬出できる場所を選定し、班員に作業方針を伝達する。

(1) 種雄豚

ア 豚舎の出入口近くで、搬出が容易な場所（通路、豚房）で実施する。

イ 母豚や肥育豚に比べると体がかなり大きく、気性も荒いため、細心の注意が必要である。1頭ごとに誘導して高さや強度のあるコンパネ等で囲む。

(2) 母豚

ア 豚舎の出入口の近くで、作業できる場所に数頭から10頭程度を1群として誘導する。

イ コンパネ等で群の周囲を囲む。

(3) 肥育豚

ア 豚舎の出入口の近くで、作業できる場所に数頭から50頭程度を1群として誘導する。

イ 作業場所が広すぎて豚が逃げる可能性がある場合には、コンパネ等を用いて誘導路及び殺処分場所を確保する。

2 殺処分方法

(1) 事前の準備

電殺のみで死に至らない場合や、電殺と薬剤注射を組み合わせる場合は、シリンジに殺処分用薬剤を充填してベニユーラ留置針を装着しておく。

(2) 電殺

両頸部を端子で挟んで「350V / 10秒」程度通電して倒れた後、心臓部を同様に端子で挟んで死亡するまで通電する（通常は30秒～数分間程度の通電を要する）。端子を両頸部に的確に当てれば、苦しむことなく一瞬で倒れるが、心臓部を先に通電すると苦痛を与えてしまうので避けること。

(3) 死亡確認

心臓部への通電後、牛の場合と同様に呼吸の停止だけではなく、眼瞼反射（睫毛に触れた際の瞬きの有無の確認）及び角膜反射（角膜表面を静かに指で触れた際の瞬きの有無の確認）の喪失を確認する。反射がある場合は再度心臓部に端子を当てて通電する。ただし、電殺だけでは時間を要することから、失神して横臥した豚の心臓へ薬剤を注射することによって、より迅速かつ確実に殺処分することができる。

3 その他の留意事項

電殺機は必ずしも獣医師が取扱う必要はなく、と畜場関係者を始めとする現場経験がある作業者が中心となって操作することによって、効率的、かつ、円滑に作業を進めることができる。ただし、端子を豚に当てる作業は疲労しやすいので、端子を当てる者、電殺機のコードを持つ者、電殺機のスイッチを扱う者の3人で1班を構成し、班内で役割を適宜交代しながら進める。

(1) 電殺機等の消毒しにくい機器については、外側をポリ袋などで覆い、消毒しやすい状態にしておく。

(2) 電殺の作業スペースに隙間がないほど豚を入れてしまうと、作業しにくくなることに加え、豚が興奮して事故が起こりやすくなるので注意する。特に、誤って自分に端子を当てるなどして感電しないよう、十分に注意して機器を操作する。

(3) 電殺機が故障すると作業が中断してしまうため、予備の機器を準備しておく、あるいは、薬剤注射へ切り替える準備をしておく必要がある。

## 電殺法(肥育豚、種雄豚)



① 頭部への通電  
通電時間：10～20秒

通電時の電圧：  
250Vまたは350V

② 胸部への通電  
通電時間：20～30秒



【参考：豚の殺処分（ガス殺：子豚、肥育豚）】

### 1 作業場所の確保と保定

- (1) 豚舎の出口付近でダンプカーに直接積み込める場所、又はフォークリフトに掲載できる豚用コンテナ（約20頭程度収容可）に追い込むことができる場所を作業場所として確保する。保定班はコンパネ等を用いてダンプカー、あるいはコンテナへ豚を誘導する。
- (2) ダンプカーは、ビニールシート等で覆い、病原体の散逸防止措置を講じておく。

### 2 ガス殺

#### (1) 殺処分用薬剤の準備

炭酸ガスのみで死に至らない場合に備え、シリンジに殺処分用薬剤を充填、ベニューラ留置針を装着しておく。

#### (2) 豚の追い込み

豚舎の出荷口からダンプカーの深型荷台へ直接追い込むか、移動用檻に追い込んでから、フォークリフトを用いて檻を荷台に置く。

#### (3) 液化炭酸ガスの注入

ア ダンプカーの荷台をブルーシートで覆い、作業者をトラックの周りに配置し、シートから炭酸ガスが漏れないように押さえる。シートの端から液化炭酸ガスを噴射するためにドライアイス噴射機（スノーホーン）を荷台の内側に差し込んでガスを十分に注入する。注入を開始してから、約5分間はそのまましておく。

イ 畜舎からダンプカーへの搬出が困難な場合には、コンテナに豚を収容し、ホイールローダーなどを用いて搬出可能な場所にコンテナを移動し、コンテナをブルーシートでしっかりと覆った上で、ガスを注入して殺処分を行う。

#### (4) 死亡確認

ブルーシートを取り除きガスを拡散させた後、牛と同様に死亡確認を行う。反射がある場合には、苦痛を軽減するためにも、心臓へ薬剤を注射して確実に致死させる。

#### (5) 搬出

死体をフレコンバックへ収容するなどの措置を講じた上で、牛に準じて搬出する。

#### (6) 注意事項

- ア 炭酸ガス充填時に豚が外へ飛び出したりしないように、シートをしっかりと押さえて短時間で死に至るようにする。
- イ ダンプカーの荷台に豚を積み込む際には、豚が骨折したりしないよう慎重に作業する。
- ウ ダンプカーの荷台に豚を積み込みすぎると、豚が圧死するおそれがあるため、適切な頭数で止める。
- エ 液化炭酸ガスボンベは大変重いため、ボンベが転倒したり、落ちたりした場合大きな怪我を負ってしまうおそれがある。作業中はボンベをしっかりと固定するなど、十分に注意しながら作業を進めること。
- オ 豚の追い込み作業はかなりの重労働であるため、適宜休憩を取ること。あるいは作業者を適宜交代しながら作業を進めること。
- カ 死亡確認後、炭酸ガスを作業者が吸い込むことがないように、十分にガスを拡散させる。

【参考：豚の殺処分（薬注：種雄豚、母豚、肥育豚、子豚）】

## 1 種雄豚への薬剤注射

### (1) 作業場所の確保と保定

- ア 殺処分班のチームリーダーは、事前に行った農場調査の結果に基づき、数頭から数十頭の種豚を収容でき、かつ、殺処分後にホイールローダー等により処分畜を効率良く搬出できる場所を選定し、班員に作業方針を伝達する。
- イ コンパネ等により誘導路を作り、殺処分場所へ誘導する。
- ウ 殺処分場所の囲いについてもコンパネ等を利用するが、豚が逃げることがないように十分に注意する。
- エ 蹄の脱落等によって歩行困難な豚については、あらかじめ鎮静剤を注射した後に殺処分場所へ誘導する。
- オ 誘導した後、保定器を用いて豚を保定する。

### (2) 殺処分

#### ア 鎮静剤と殺処分用薬剤の準備

(ア) 連続注射器に鎮静剤を充填する。

(イ) シリンジに殺処分用薬剤を充填し、静脈接種用には21G注射針、また耳静脈用にはベニユーラ留置針を装着する。

#### イ 鎮静剤投与（マホプラジン製剤又はイミダゾール系製剤の筋肉内注射）

臀部又は頸部の筋肉内に鎮静剤を注射し、スプレーを吹き付けてマークしておく。

#### ウ 薬剤投与

殺処分用薬剤を静脈に注射する。

鎮静剤が効き過ぎ、横臥してしまった場合には、血管が目視で確認できる耳静脈へ注射するとよい。

#### エ 追加投与

死亡確認時に生体反応が見られた場合には、心臓へ薬剤を注射する。

## 2 母豚及び肥育豚への薬剤注射

種雄豚の方法を基本とし、搬出作業が行い易い豚房内や豚舎出口にコンパネで豚を囲んで殺処分を行い、必要に応じて、鎮静剤を注射した上で、保定器を用いて保定し、薬剤注射を行う。

## 3 子豚及び離乳豚への薬剤注射

### (1) 作業場所及び保定

ア 哺乳中の子豚又は離乳子豚で分娩豚房にて飼養されている場合は、分娩豚房に付帯する小室に子豚を追い込む。離乳子豚で離乳豚舎に飼育されている場合は、コンパネ等を用いて一方に集めてから殺処分を行う。

イ 保定者が1頭ずつ捕獲した後、横臥位させ、他の保定者が後肢を押さえて保定する方法のほか、保定者が豚の後ろから直接前肢をつかみ持ちあげた状態（万歳させた状態）にして後足を股に挟むなどし、殺処分を行う。なお、鎮静剤を注射しておく、容易に保定できる。

## (2) 殺処分方法

保定後、注射を行う。

# 薬殺法（繁殖豚）



事前に、麻酔薬等で鎮静



頸部や耳翼の静脈へ注入

または

心臓へ直接注入



### 薬液量

頸部の静脈：20～60ml

耳翼の静脈：5ml

心臓へ直接：20～40ml

## 薬殺法（哺乳・離乳豚）



人手による保定

薬液量  
哺乳豚：10ml  
離乳豚：10～20ml

心臓へ直接注入



## (7) 搬出班

### ア 基本方針

搬出班は、殺処分が行われた家畜を迅速に処理できるよう、殺処分班と連携して円滑に死体の搬出を行う。また必要に応じて、畜舎清掃消毒班と連携して汚染物品の搬出を行う。

### イ 業務内容及び作業要領

(ア) 搬出班は、家畜防疫員の指導の下、死亡した家畜を殺処分場所から埋却地等まで搬出する。搬出を円滑に行うため、殺処分の場所や死体処理・運搬方法等について、家畜の所有者、捕獲・保定班、殺処分班と事前に打合せを行う。

(イ) 農場敷地又は農場周辺に埋却できず、死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じる。

a 当該死体を十分消毒する。

b 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。

c 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

d 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

e 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。

f 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

g 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

h 移動経過を記録、保管する。

(ウ) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。

焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（イ）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（イ）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（9）のアの場所に行く。

(エ) 焼却又は化製処理する場合は、以下の措置を講じる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。

a 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

b 化製処理の場合、死体置場を通常の製品置場と隔てて設置すること等の措置を講じる。

c 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

d 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立会う。

## (8) 埋却班

### ア 基本方針

埋却班は、埋却溝の掘削と患畜等の死体及び汚染物品の埋却、埋め戻しを行い、ウイルスの速やかな封じ込めを行う。患畜等の死体については、患畜等と判定した後、原則として72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

なお、汚染物品は、①生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性鑑定日から遡って過去21日の日より前に採取され、区分管理さ

れていたものは除く。)、②排せつ物、③敷料、④飼料、⑤その他ウイルスに触れたおそれのある物とする。汚染物品は、原則として、発生農場等又はその周辺(人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。)において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理又は消毒を行う。

また、埋却作業に入る前に、周辺住民への説明及び周辺住民の同意確認が完了していることを確認した上で作業にかかる。

#### イ 業務内容及び作業要領

(ア) 現地対策本部は、事前調査班の作業と平行して、埋却班の編成を指示する。作業員は、殺処分された家畜の数や現場状況により複数班体制を検討する。

(イ) 埋却班は、関係業者等に掘削方法や必要な機材、オペレーター等を確認した上で、次の点に留意しつつ掘削及び埋却を実施する。

##### a 埋却溝の掘削

(a) 埋却する穴の深さは基本的には4mとし(死体又は物品を入れて地表まで最低2m以上の余地を残す深さを確保する。)、地形が許す限り、牛2頭程度を並列で細長く埋却できるよう短辺約6m(底面で約4m)幅の溝を掘削する。

(b) 成牛24頭、豚又はめん羊144頭を併列で細長く埋却するためには、長辺約10m(底面で約8m)の用地を必要とする(図1、図2参照)。法面勾配の決定に当たっては、土質等を考慮し安全な勾配を確保する。

##### b 埋却の準備

(a) 溝を掘削したら、底面を中心に掘削面全体に消石灰を散布する。

(b) 状況に応じ、防水資材として掘削断面にブルーシート(10m×15m)を設置する。シートは約2m間隔に打った杭にロープで結束し止めておく(家畜投入時シートが破けないようたるみを持たせる)。(図5参照)

(c) 殺処分した家畜を吊り下げるため、直径7~9mm程度の頑丈なロープで図3のような輪を作成する。

##### c 家畜の埋却及び汚染物品の埋却

(a) 準備したロープを家畜の前肢管部にかけ、図4のように吊し埋却溝に投入する(ロープは一緒に埋却)。なお、後ろ足を吊ると胃の内容物等が出る可能性があるため、してはならない。

(b) ダンプトラックでの溝への直接投入は転落の危険性があることから、原則として行わない。腐敗した家畜など、ロープが使用できない場合に限り、鉄板等の使用や誘導員による作業など、安全を確保した上で行うこと。

(c) 効率よく並べるために、牛は「並列」、豚は「将棋倒し状態」とする。

##### d 埋却後の処理・埋め戻し

(a) 並べ終わったら、死体の上に消石灰を散布(2回目)する(図5参照)。

(b) 消石灰を散布した後、シートを止めていた杭を引き抜き、投げ入れてブルーシートを折り返す(図6参照)。

(c) 掘削土を埋め戻し、消石灰を散布(3回目)する(図7参照)。

##### e 埋め戻し後の処理

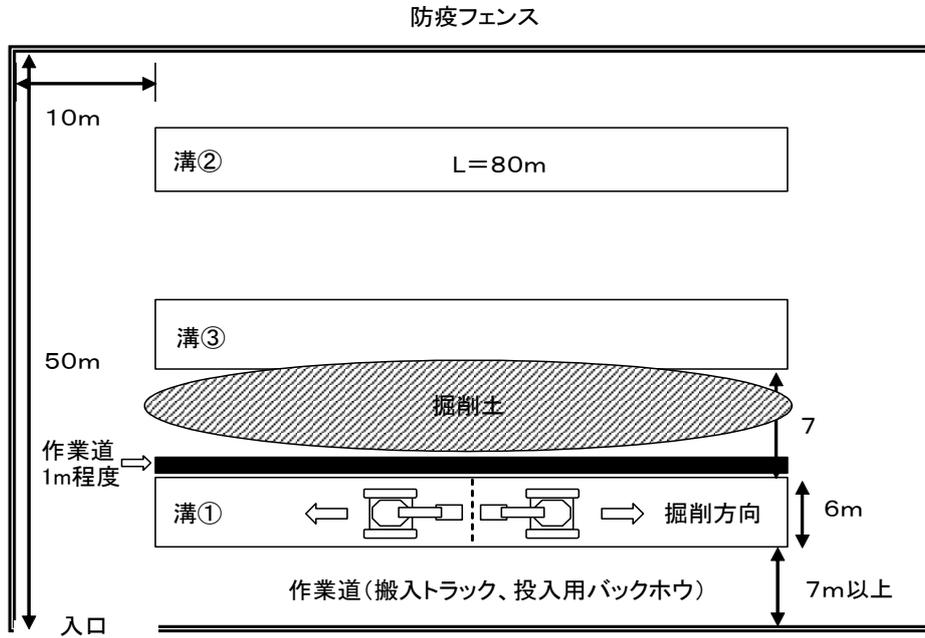
(a) 埋却場所には、口蹄疫により家畜を埋却した年月日及び3年間発掘禁止であることを明記した看板を立てる(図8参照)。

(b) 埋却した場所については、関係機関と協議の上、環境への影響(特に臭気や水質等)の有無について定期的に調査する。

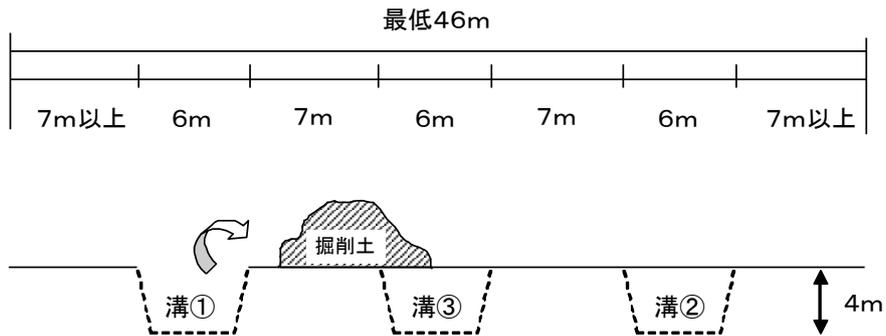
【参考：埋却班作業手順】

(図1) 埋却溝掘削手順

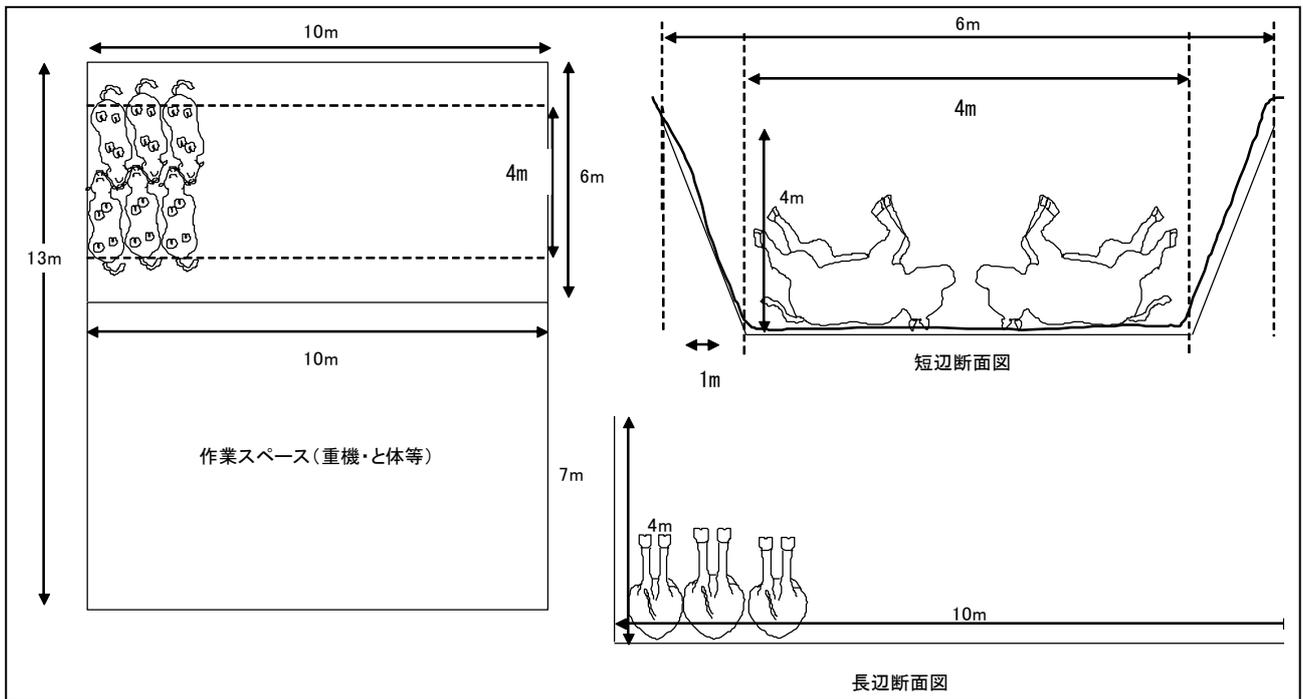
<平面図>



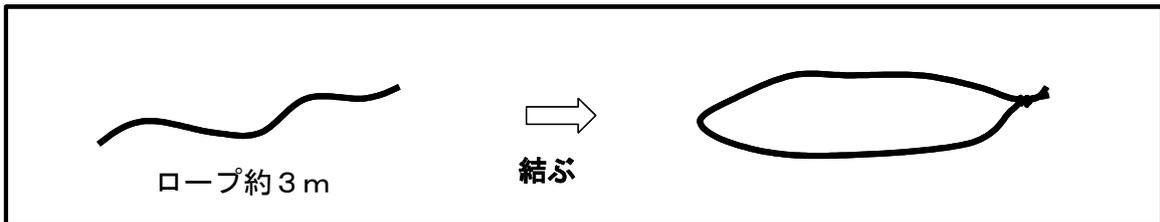
<断面図>



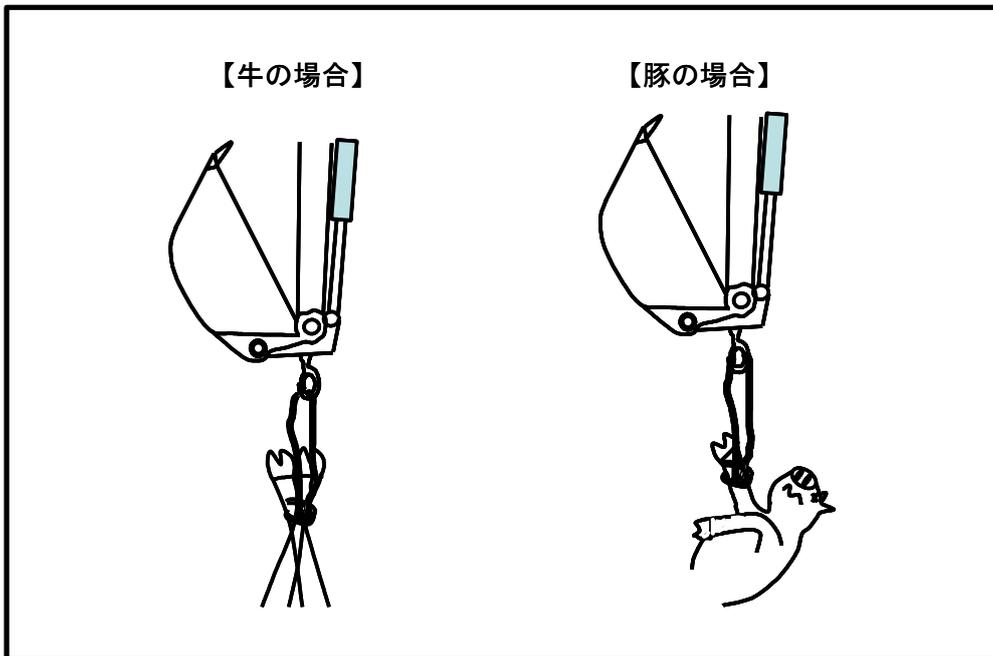
(図2)



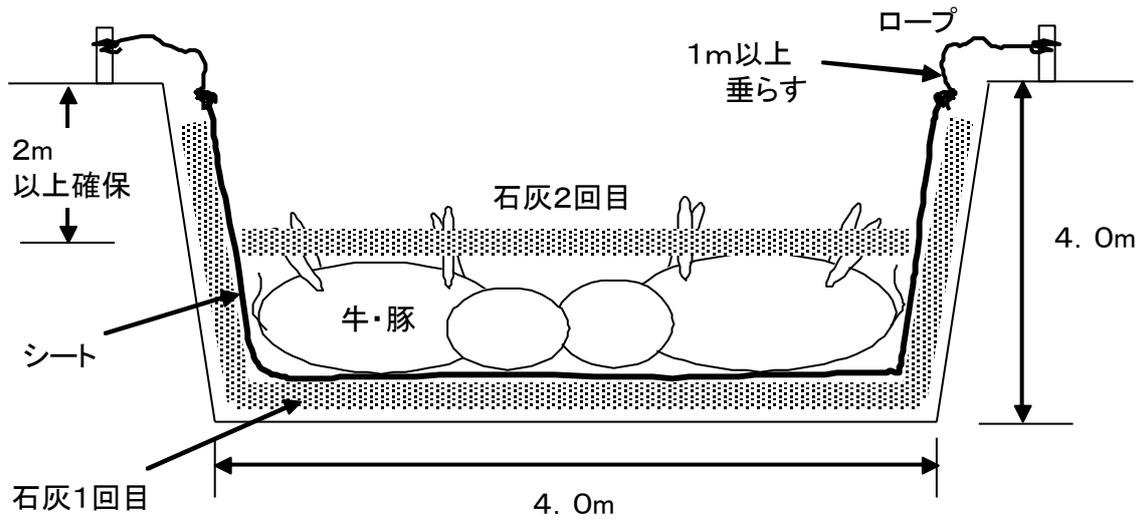
(図3)



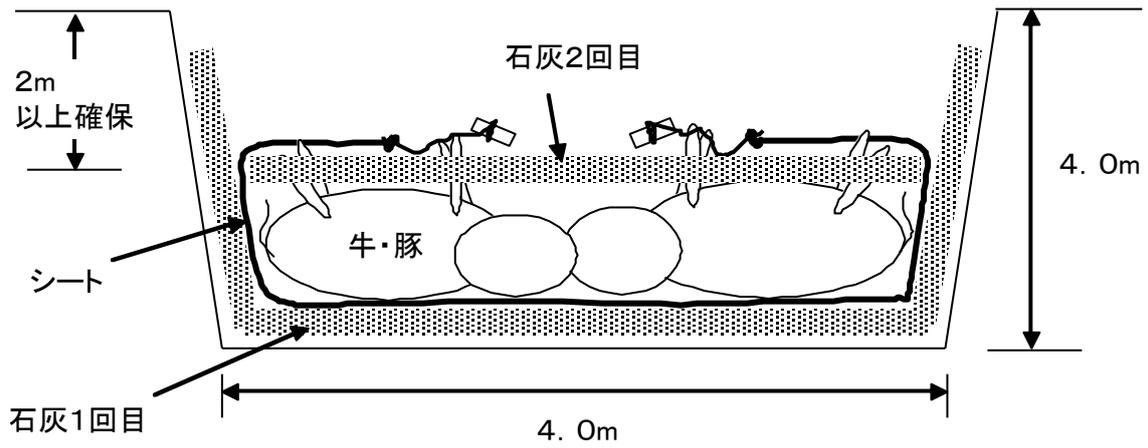
(図4)



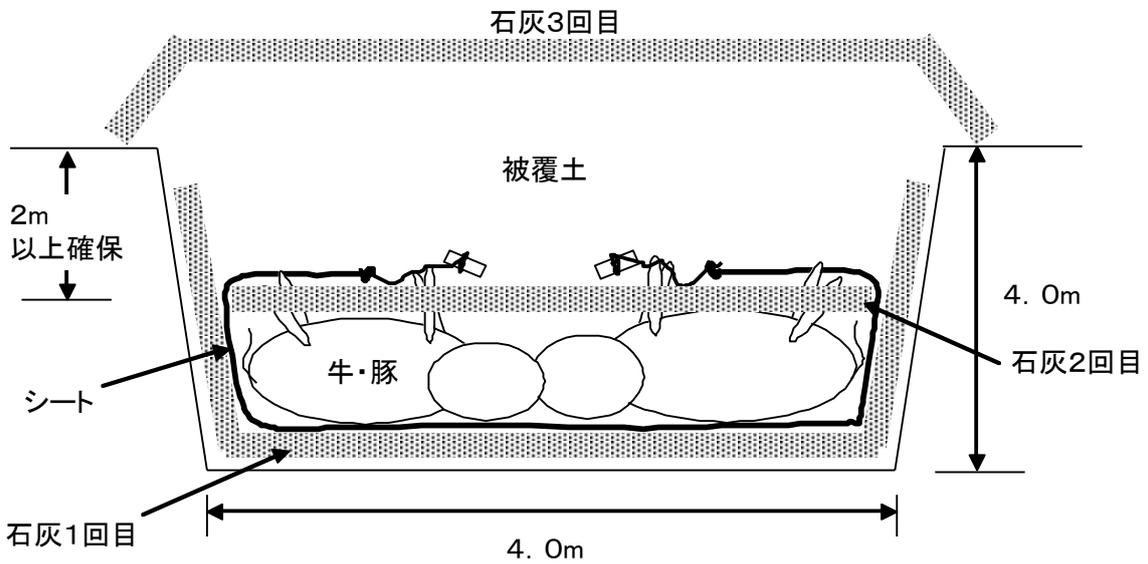
(図5) 【埋却後の処理】



(図6) 【シートの折り返し】



(図7) 【最終断面】



(図8)

殺処分に伴う埋却場所の標示（例）

<b>発掘禁止</b>			
埋却物	牛、飼料		
病名	口蹄疫		
埋却年月日		年 月 日	
発掘禁止期間		3 年間	
<b>熊本県</b>			

【参考：体液等の噴出を防止するための注意事項】

- 1 家畜の埋却量を抑える（埋却厚は原則1.5mを最大とする。）。
- 2 家畜を上から被覆するビニールシートは設置しない。
- 3 底面のシートについては地下水汚染への配慮から設置しているが、家畜の生物分解を促進する観点からは設置しない方が望ましいとされている。このことから、周辺住民の理解が得られ、水源等への影響がないと判断される現場においては省略することは可能。
- 4 埋却溝上に不必要な圧力を生じさせないこと。  
例：重機で乗らない。溝上の余盛りは、山盛りにせず均平にする。
- 5 被覆土の空隙を確保し、土被りの厚い上方へ体液を浸透させる。  
例：盛り土をバケツ等で押さえない。
- 6 埋却溝は可能な限り等高線に平行に掘削するなど、底面の水平確保を行うこと。（傾斜地では最下点での体液噴出が見られる。）
- 7 必要に応じて「おがくず」を使用する。

【参考：処分家畜の埋却に必要な面積の算出方法】

1 基本的な考え方

- (1) 埋却に必要な面積は、埋却地の地形や土質、地下水の水位などによって、埋却溝の深さや法面の取り方が違ってくる。また、埋却溝自体に必要な面積に加え、作業スペースとして必要となる面積も加える必要があるが、この作業スペースについても、作業方法や周辺の状況によってかなり違ってくることに留意する必要がある。
- (2) 過去の埋却事例を参考にして、必要面積の算出に関する基本的な考え方と標準的な必要面積を以下に示す。実際の埋却地の準備に当たっては、埋却地に関する各種要件を考慮した上で、飼養頭数に見合った面積を算出すること。
- (3) なお、下記の考え方に従って算出した最も標準的と考えられるケースにおける全体の必要面積（埋却溝の法面と作業スペースとして必要な面積を含む）は以下のとおりである。  
ア 成牛：  $5\text{m}^2/\text{頭}$ （平均で500～600kg程度を成牛として想定）  
イ 肥育豚：  $0.9\text{m}^2/\text{頭}$ （平均で75kg程度を肥育豚として想定）  
（注）上記の体重については、畜種ごとの月齢（日齢）別体重等から推計

2 具体的な算出方法

必要面積の基本的な算出方法は、以下のとおりである。

○ 全体の必要面積＝埋却溝としての必要面積＋作業スペースとしての必要面積

○ 埋却溝の必要面積＝飼養頭数（成畜等換算）×成畜等1頭当たりの必要面積（法面を含む）

（注1）豚は成畜ではなく、肥育豚換算

（注2）必要面積の算出に当たっては、標準的なケースを参考にして埋却溝の深さや作業スペースの取り方を考慮して必要に応じて補正

(1) 畜種別の埋却溝の必要面積

埋却溝の掘削方法は様々である。標準的な埋却溝の場合、底面の幅が4m程度（法面は前後左右で各々1m）になる。畜種別の埋却溝の必要面積（底面ベース）は以下のとおりである。

ア 成牛：  $1.33\text{m}^2/\text{頭}$ （平均で500～600kg程度を成牛として想定）

底面の幅4m × 長さ1mに平均3頭を並べることが可能。なお、処分家畜を二段

に重ねると、埋却後、体液が噴出するおそれがある。

イ 肥育豚：0.222m<sup>2</sup>/頭（平均で75kg程度を肥育豚として想定）

通常は二段に重ねることができるため、底面の幅4m × 長さ1mに平均18頭を並べることが可能。

## (2) 作業スペースとしての必要面積

埋却溝の掘削方法などに応じて作業スペースを確保する必要がある。過去の事例を参考にして標準的と考えられる四つのパターンを別添に示すが、これらのうち「長さ10mの埋却溝を2本掘削した場合」であるパターン③を最も標準的なケースとした。

## (3) 成畜等への換算

畜種別の埋却溝の必要面積は、成畜等換算で示しているが、各畜種の月齢別の体重等を考慮し、子畜等への換算は以下のとおりである。

各農場は、子畜等の飼養頭羽数に成畜等への換算係数を乗じて、成畜等換算頭羽数を算出する。

(算出例) 酪農経営で、2歳以上が60頭、2歳未満が40頭の場合

$$\text{成牛換算頭数} = 60 + 40 \times 1/2 = 80 \text{頭}$$

ア 酪農経営：

- ・ 2歳以上 1頭（平均で1頭が600kg程度と想定）
- ・ // 未満 1/2頭（後継牛、平均で290kg程度）

(注) 10日齢前後までの又し子は頭数に含めない。

イ 肉専用種繁殖経営

- ・ 2歳以上 1頭（平均で500kg程度）
- ・ // 未満 1/3頭（大半は10か月未満の肉用子牛、平均で160kg程度）

ウ 肉用牛肥育経営

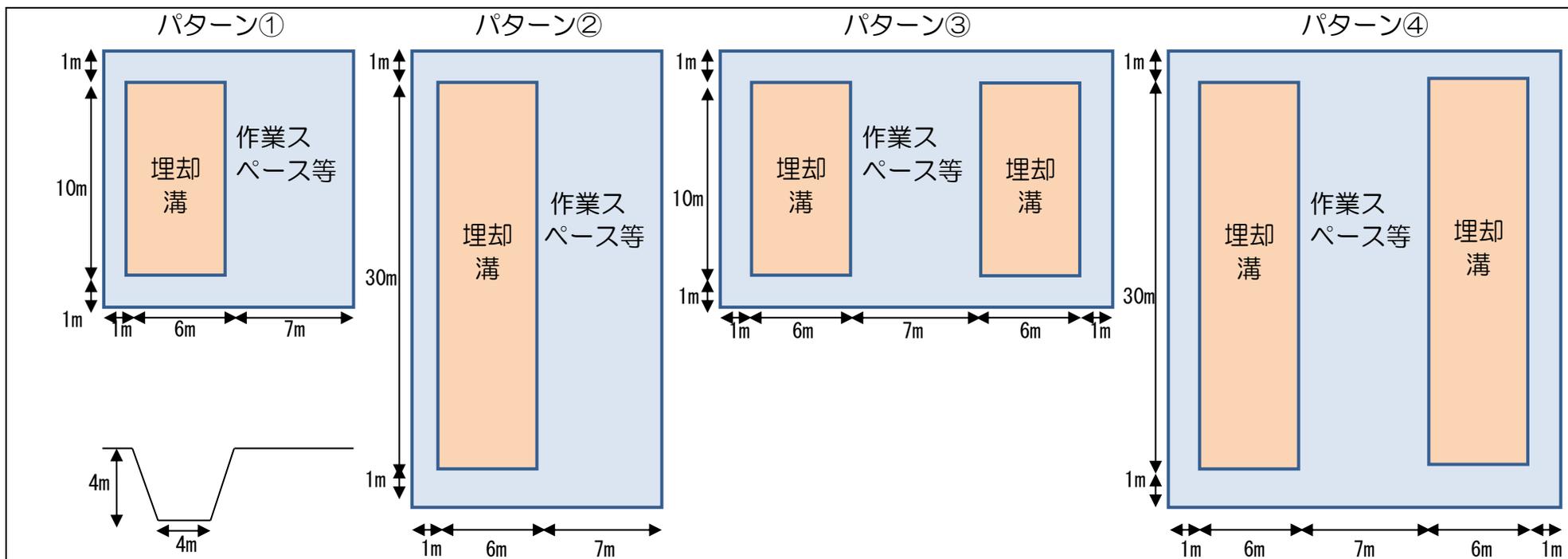
- ・ 肥育牛 1頭（平均で500kg程度）
- ・ 子牛 1/3頭（一貫経営の場合、平均で160kg程度）

(注) 肥育経営の場合は、全て成牛として考えるが、一貫経営では、和牛では9か月未満を、乳用種及びF1では7か月未満を子牛とする。

エ 養豚経営

- ・ 母豚等 3頭（平均で200kg程度）
- ・ 肥育豚 1頭（平均で75kg程度）
- ・ 子豚 1/4頭（離乳後、3か月齢未満、平均で20kg程度）

(注) 離乳前の哺育豚は頭数に含めない。



畜種	埋却溝							
	長さ 10メートルの埋却溝を 1 本掘る場合の必要総面積		長さ 30メートルの埋却溝を 1 本掘る場合の必要総面積		長さ 10メートルの埋却溝を 2 本掘る場合の必要総面積		長さ 30メートルの埋却溝を 2 本掘る場合の必要総面積	
	12m×14m	168	32m×14m	448	12m×21m	252	32m×21m	672
	埋却可能頭羽数	必要面積 (m <sup>2</sup> /頭) (m <sup>2</sup> /100羽)	埋却可能頭羽数	必要面積 (m <sup>2</sup> /頭) (m <sup>2</sup> /100羽)	埋却可能頭羽数	必要面積 (m <sup>2</sup> /頭) (m <sup>2</sup> /100羽)	埋却可能頭羽数	必要面積 (m <sup>2</sup> /頭) (m <sup>2</sup> /100羽)
成牛 (600kg)	24頭	7.0	84頭	5.3	48頭	5.3	168頭	4.0
肥育豚 (75kg)	144頭	1.2	504頭	0.9	288頭	0.9	1,008頭	0.7
成鶏 (1.8kg)	18,000羽	0.9	63,000羽	0.7	36,000羽	0.7	126,000羽	0.5

(9) 畜舎清掃消毒班

ア 基本方針

農場に残存する口蹄疫ウイルスを一掃するための重要な任務であることを念頭に、殺処分された死体の搬出後、農場の清掃、消毒を行う。また、搬出班と連携し、汚染物品の搬出を行う。

イ 業務内容及び作業要領

- (ア) 次の点に留意しながら、評価班、殺処分班、搬出班等と連携し、作業が終了した他の班員の協力を得て実施する。
- a 発生農場においては、当初の通報に基づき、病性鑑定を行った家畜防疫員が応急的消毒と仮設消毒槽を設置しているが、畜舎清掃消毒班が現地に到着後、改めて消毒を実施する。
  - b 農場全体を十分に消毒することとし、下水及び排水溝への消毒薬投入、農場のねずみ等野生動物の駆除を実施する。
  - c 汚染物品の処理は、次の方法により行う。
    - (a) 疑似患畜の死体を解体した一部（肉、骨、臓器、皮等）は、焼却又は埋却する。
    - (b) 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。
    - (c) 家畜の排せつ物及びそれを含む敷料等は、原則として埋却する。これが困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理又は散逸防止措置を行った上で堆肥化する（発酵消毒）。
    - (d) 飼料、乾草及びわらはは、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却する。
    - (e) 畜舎及び農場作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。
    - (f) 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き、焼却又は埋却する。
  - d 消毒方法については、別添関係資料及び各種様式の1資料4「消毒について」を参照のこと。
  - e 畜舎消毒実施後、消毒を行った場所、方法、使用薬剤等について「農場消毒実施状況（様式55）」に記録する。
  - f 農場等に対し、必要に応じ「農場消毒証明書（様式56）」を発行する。
- (イ) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合は、動物衛生課と協議の上、搬出班と協力して以下の措置を講じることとする。
- a 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いて運搬する。これらが無い場合は、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。
  - b 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
  - c 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - d 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。
  - e 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - f 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - g 移動経過を記録、保管する。
- (ウ) 焼却又は化製処理する場合は、以下の措置を講じる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて以下の措置を講ずる。

- a 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - b 汚染物品置場を産物置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - c 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- (工) 殺処分の終了後、患畜等の所在した畜舎等における消毒を、農林水産省令で定める基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する(法第25条)。

【留意事項：汚染物品の処理について】

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点で、
  - 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期した、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、
  - 3 スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加によりpHが5以下に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」(平成24年8月10日付け24消安第2402号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に準じた処理が確認された時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第8の3の(1)の汚染物品の処理が完了したとみなす。
- また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。ただし、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

【参考：家畜排せつ物の処理】

- 1 初期の対応
 

畜舎内の排せつ物及び飼槽の残飼・ロープなど消毒しにくいものをフレコンバックに詰めて埋却し、堆肥舎の堆肥についても可能な限り埋却しておく。

  - (1) 乾燥した汚染物品は風に飛ばされて汚染源になるため注意する。家畜排せつ物や乾草等に消毒薬を散布するなど、乾燥しないように注意する。
  - (2) 尿などについてはクエン酸を投入しpH5以下に調整するが、石灰などの消毒薬が多量に混入して強アルカリ性になっている場合は、炭酸ソーダなどを用いてpH10以上に調整する。
  - (3) 領収書や繁殖台帳など評価や納税、胎子確認等に必要な重要書類については、むやみに捨てないように注意し、家畜防疫員の指導の下、消毒して保管する。
  - (4) 炭酸ソーダの噴霧消毒の際は、防疫服に浸透することがあるので、カップとゴーグルを使用して作業する。
- 2 後期の対応
 

初期の対応で埋却できなかった家畜排泄物について、飛散しないように農場内で封じ込めした後、堆肥化処理して発酵熱でウイルスを死滅させる。時間と埋却場所が許せる範囲内で、ウイルスの汚染度の高いものから順に埋却を進める。

  - (1) 畜舎内で封じ込めする場合は、排せつ物を畜舎内に一箇所から数箇所に集め、消石灰散布後ブルーシートで覆う。
  - (2) 堆肥舎に余裕があり、畜舎内の糞を移動させて封じ込めする場合は、排せつ物が乾燥して飛散しないように注意しながら、堆肥舎に移動させ集積後、消石灰を散布してブルーシート等で覆う。畜舎から堆肥舎までの通路は、後に十分消毒を行う。なお、

飛散防止を考慮すると、畜舎内での封じ込めがよい。

### 3 堆肥が上手く発酵していなかった場合の対応

堆肥の温度確認時に堆肥の温度が上手く上がっていない場合は、次の要領で比重を確認し水分調整する。

- (1) 10リットルのバケツに堆肥を山盛りに入れて、10回ほど底を床に打ち付ける。
- (2) 沈んだ分に堆肥を追加して、再度5回ほど底打ちして、上面に盛り上がった分を取り除く。
- (3) この重さが、バケツの重さを除いて6~7kgであれば、ちょうどよい水分量となる。
- (4) 堆肥が重過ぎる場合は、水分が多すぎるためにうまく発酵していないことが考えられるため、堆肥にもみがら・おがくず・稲ワラ（できれば細断したものが望ましい）・鶏糞などを混ぜ込み、水分調整をしてから切り返しを行う。
- (5) 堆肥が軽過ぎる場合は、水分が足りないためにうまく発酵しないことが考えられるため、堆肥に水を振りかけて（ホースでシャワー状の水をまく、動噴などで霧状に水をまくなど）から切り返しを行う。

※ 水分の目安としては、水をまいて切り返しを行った後、手でぎゅっと握ると、水分がじんわりしみ出す程度とする。

※ 水分量に問題がないのに発酵が進んでいない（温度上昇が見られない）場合、堆肥の中の微生物の栄養が足りなくなっていることが考えられるため、水分量の調整と同時に、米ぬか・尿素・鶏糞などを混ぜ込むと栄養が補給されて、微生物の分解・発酵促進につながる。

### 4 農場での汚水等の処理

汚水中のウイルス量は、水温20℃なら11日間で10%に減少すると考えられるが、ウイルスを完全に不活化するための相当な追加措置を実施する必要がある。

- (1) 浄化槽がある場合、浄化処理過程における凝集・沈殿の際にウイルスは汚泥中に取り込まれるため、上水は放流可能であるが、汚泥中にはウイルスが存在する可能性があるため不活化する必要がある。

ア 汚泥が堆肥化されている場合は、温度が60℃以上あるかを確認し、発酵しにくい場合は副資材等を十分に用いる。

イ 堆肥化されていない場合で、畑等へ散布する場合は排出時にクエン酸処理を実施する。また、産廃処理業者へ処理を委託している場合は、処理業者へ処理方法の確認を行う。なお、浄化槽の修理のために曝気槽より前の工程（原尿槽など）の汚水を除去する必要がある場合には、該当部分の槽でクエン酸処理を行う。

- (2) 汚水等のクエン酸処理

浄化槽等がない場合、次の要領でクエン酸処理を行う。なお、クエン酸処理後は液肥として施肥可能である。

#### ア 予備試験

(ア) 処理対象汚水を1リットル採取し、消泡剤を1g入れ、pHを測定する（このとき、畜舎の消毒薬等の影響でpHが10以上あればクエン酸処理は不要）。

(イ) クエン酸10gを入れ、よくかき混ぜる。泡ができててもすぐに消えることを確認する。

(ウ) pHを測定し5以下であれば、投入クエン酸量を合計し、必要な濃度（投入したg数×0.1%）を計算し、イの汚水量計測に進む。pHが5以上の場合は、

(イ) にもどりクエン酸10g投入し攪拌、pH測定を繰り返す。

#### イ 汚水量計測

実測可能であれば、汚水の量を計測する（槽の幅・奥行きをメジャーで測り、深さを竿などを用いて測る。）。地下式など実測不可能な場合は農家からの聞き取り

とする。

#### ウ 投入量計算

(ア) クエン酸：アの濃度×イで計算した汚水量 $1\text{ m}^3$  (1,000 kg)

【通常1%で十分なので、 $1\text{ m}^3$ 当たり10 kg】

(イ) 消泡剤：汚水量 $1\text{ m}^3$ 当たり1 kg

#### エ 薬剤投入

(ア) まず、可能な限り換気をよくする。屋外で投入できれば一番よい。畜舎内で投入する場合は、酸欠になる危険性があるので、窓を開け換気扇をつける。また、酸素ポンペを携帯するようにする。

(イ) 消泡剤を投入する。

(ウ) クエン酸を少量ずつ (5~6 kg ずつ)、泡の発生状況を見ながら、槽の内容物が噴出しないように慎重に加える (泡があふれそうな場合は消泡剤を噴霧する。実地試験では $7\text{ m}^3$ の汚水処理に20分以上必要であった。)

(エ) 投入作業終了後に槽のpHを測定し、5以下であることを確認する。

#### オ 注意事項

(ア) 酸欠に注意し、作業中に気分が悪くなったら無理せず中断する。

(イ) 万一同僚が倒れても、不用意にかけよらず、119番通報を優先する。そのうえで自分の口に酸素ポンペを当てながら、同僚を屋外に搬出する。必要に応じて人工呼吸などの応急措置をしながら救急車の到着を待つ。

(ウ) 熱中症にも注意。適宜休憩して水分を補給すること。

(エ) クエン酸投入から泡の発生までの間隔は、徐々に長くなるので注意

#### カ 必要資材

(ア) クエン酸 (25 kg 袋、実地試験用の10 g 袋、1 g 袋)

(イ) 消泡剤 (原液、噴霧用の30倍希釈液)

(ウ) pHメーター

(エ) 噴霧器

(オ) 酸素ポンペ

(カ) 1リットルを計測できる容器

(キ) 目盛りつきバケツ

(ク) ひしゃく

(ケ) 防疫用品 (防疫服、手袋、タオル、長靴など)

### 3 地域会議・地域本部

本病の病性決定を受けて、各地域振興局等に地域会議を設置する。また、口蹄疫防疫対策の円滑な推進を図るために地域本部を設置する。

#### (1) 総務班

##### ア 基本方針

口蹄疫防疫の円滑な推進のため、人員の確保、各種資材の調達管理及び出納事務を行う。地域会議を開催し、県本部、市町村、関係機関及び団体と連携を図るとともに、人員の割り振り、地域本部及び現地対策本部の調整を行うことにより、迅速かつ的確な感染拡大防止対策を講じる。

##### イ 業務内容及び作業要領

地域会議及び地域本部の事務局は、各地域振興局等農業普及・振興課に置く。

##### (ア) 総務係

- a 防疫活動を円滑に行うため県本部、現地対策本部、市町村対策本部、関係機関等と連絡調整を行う。
- b 必要に応じて、畜産関係職員の応援を防疫総括班（畜産課）に要請する。
- c 家保が行う緊急打合せに発生市町村等とともに出席し、発生農場に関する情報や今後の対応等について打ち合わせる。
- d 地域会議の開催と同時に地域本部を設置し、地域会議、地域本部及び現地対策本部の設置を関係機関へ通知「地域対策会議の通知（様式2）」する。
- e 発生地地域振興局においては、県本部会議及び幹事会終了後に地域会議を開催するとその後の対応が遅れる場合は、県本部会議及び幹事会は代理出席で対応する。
- f 総務班各係及び防疫支援班との連絡調整を行う。
- g 消毒ポイント及び通行制限に係る「道路占用許可申請書（様式47）」及び「道路使用許可申請書（様式49）」を作成し申請する。
- h 発生、その他防疫情報の収集、伝達、広報資料の作成等「広報（様式3）」を行う。
- i 各種の報告文書、指示等の様式の作成と発送を行う。
- j 勤務台帳及び経理台帳等の管理を行う。
- k 市町村、地元県議対応を行う。
- l 報道機関対応（原則として防疫総括班で対応）を行う。
- m 相談窓口を設置する。

##### (イ) 動員係

- a 管内関係機関、防疫総括班（畜産課）総務・動員担当に動員要請を行う。
- b 動員者の配置後、家保、関係機関及び防疫総括班（畜産課）総務・動員担当に配置表を送付する。
- c 動員者に変更が生じた場合は、直ちに調整し配置表を関係機関等に送付する。

##### (ウ) 資材係

- a 防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当が発注する消毒ポイントや現場事務所等におけるレンタル機材の種類、数量及び搬送時間について、防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当に確認し、機材の納品確認、受取を各係に指示する。
- b 各消毒ポイント係からレンタル機材の状況（不具合等）を確認し、防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当へ適宜報告する。報告を受けた畜産課の消毒ポイント・資機材担当は、レンタル会社へ発注する。また、不足する資材の発注を行い、資材管理係に配送を指示する。

- c 支援センターの資材管理係と連携し、常に資材の在庫量等の数量を把握する。不足する資材の発注を行い、資材運搬係に配送を指示する。

#### (工) 業務委託係

- a 地元建設業協会と埋却等に係る作業や消毒ポイントにおける機材・組立型車両消毒槽等に係る打合せを行い、内容について畜産課消毒ポイント・資機材担当と協議する。
- b 畜産課消毒ポイント・資機材担当はレンタル等手引きに基づきレンタル契約業務等を進める。

### (2) 防疫支援班

#### ア 基本方針

発生が確認された場合、現地対策本部と連携し、発生農場等の事前準備や資材確保等を行うと同時に、各班が迅速かつ的確な感染拡大防止措置がとれるよう、現場事務所及び支援センターを設置し、現地対策本部が実施する防疫作業について、各方面から支援する。

また、警察署、道路管理者の協力を得ながら主要道路に消毒ポイント、発生農場周辺に通行制限場所を設置し、車両の消毒等を行う。

#### イ 業務内容及び作業要領

##### (ア) 総括係

- a 防疫支援班各係への指示、総務班及び防疫総括班（畜産課）との連絡調整を行う。
- b 家保が行う緊急打合せに出席する。
- c 地域会議に出席する。
- d 埋却場所、通行制限場所等に係る市町村の住民説明会に対する支援を行う。
- e 市町村対策会議に対する支援を行う。

##### (イ) 支援センター係

- a 支援センターは、発生農場における牛豚等の殺処分、埋却、消毒等の防疫作業を円滑に進めるため、防疫措置従事者が発生農場に入る際の事前準備、防疫措置従事者の健康相談等及び必要資材等の中継を行うための施設である。係は、支援センター総括責任者と連携し、支援センターの設置、運営、撤収を支援する。
- b 防疫措置従事者等が発生農場に入る際の事前準備、必要資材の中継等を行うため、支援センターの設置場所は、発生農場等に比較的近く、かつ、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）が理想である。設置場所の選定については、地域振興局等と当該市町村が平時に事前選定したものの中から、防疫総括班長（畜産課長）が発生農場からの距離や周辺住民等の協力が得られることなどを考慮し、決定するものとする。
- c 市町村、地域本部総務班と連携し、支援センターに必要な防疫資材以外の資機材を準備する。
- d 支援センターレイアウト案及び地図情報を防疫総括班（畜産課）に送付する。
- e 管外からの支援センターへの動員者の誘導や、支援センター内での誘導案内を設置する。
- f その他、支援センターの運営について、防疫総括班（畜産課）現場事務所・支援センター担当と協議し、決定する。

##### (ウ) 現場事務所係（運営事務所係を兼務）

- a 防疫総括班（畜産課）及び現地対策本部で決定した現場事務所について、市町村等の協力を得ながら現場事務所設置の準備をする。

- b 現場事務所レイアウト案及び地図情報を防疫総括班（畜産課）に送付する。
- c 現場責任者及び現場事務所工程管理責任者、支援センター係と連携し、現場事務所における必要な資機材等の手配を行う。
- d その他、現場事務所の運営について、防疫総括班（畜産課）現場事務所・支援センター担当、現地対策本部、現場事務所、支援センターと協議し、決定する。

発生農場から離れた埋却地に運営事務所を設置する場合は、運営事務所係を兼務し、所掌事務は、埋却作業責任者との連携の他、現場事務所係に準じる

#### (エ) 消毒ポイント係

- a 防疫総括班（畜産課）は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺への感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- b 具体的な消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、地域本部は、管轄する各警察署及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。また、消毒対象車両の誘導スペースや消毒用機材、作業用テント等設置可能な場所であることに加え、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界、その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

(a) 道路網の状況

(b) 一般車両の通行量

(c) 畜産関係車両の通行量

(d) 山、河川等による地域の区分

- c 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等による病原体の拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、引き込み方式の消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、口蹄疫ウイルスに有効な塩素系又はアルカリ系消毒薬については、車体を腐食させる可能性や人体への影響を考慮し、適正な消毒薬を選択する。

- d 消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法は、引き込み方式の動力噴霧器によるものや、設置場所の特性も踏まえた道路上等への組立型車両消毒槽・消毒マット方式等の設置により行う。特に、畜産関係車両について確実な消毒を実施する場合は、消毒ポイントのスペースを十分確保した上で、駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、消毒マットは、大型車両のタイヤが最低1回転するようにタイヤの直径を考慮して設置する。

(a) 畜産関係車両

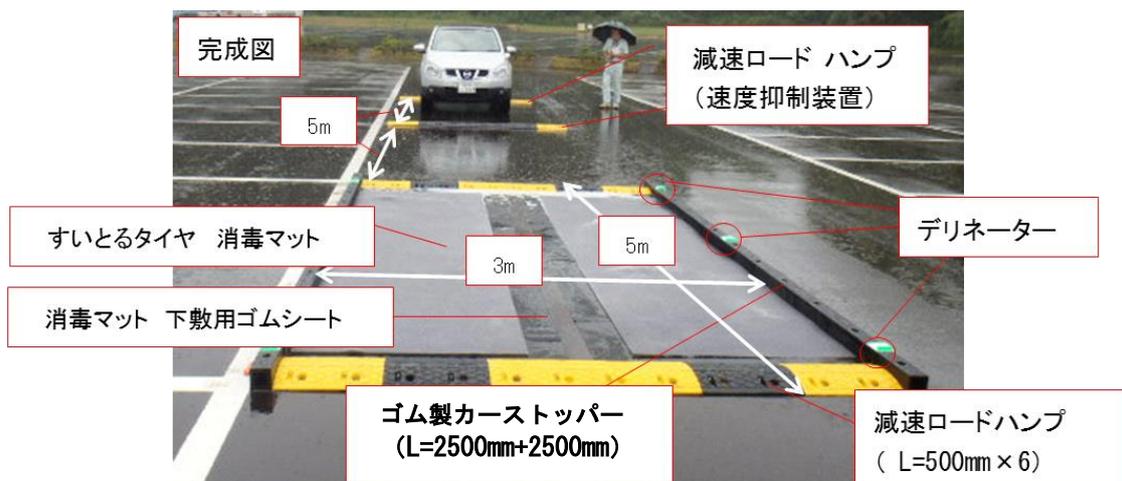
口蹄疫ウイルスに有効な消毒薬のうち、比較的腐食しにくい4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等を用い、引込み方式の消毒を実施する。消毒にあたっては、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りだけでなく、荷台や運転席も含めて車両全体を消毒する。なお、運転手の手指及び靴底の消毒には0.2%クエン酸等を用いる。



(b) 一般車両

最低限、組立型車両消毒槽及び消毒マットを用いた消毒を実施する。この際、常に十分な消毒の効果を得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。一般車両であっても、農場に出入りした車両は畜産関係車両と同様に動力噴霧器等を用いて消毒する。

また、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう、消毒薬がなるべく散逸しないように注意する。



組立型車両消毒槽

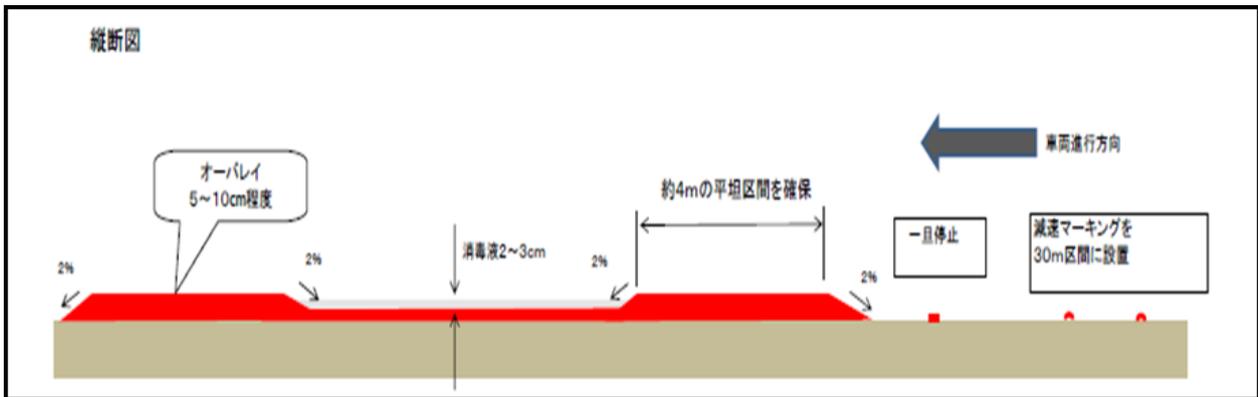


プール方式車両消毒



消毒マット方式車両消毒

〔消毒ポイントの配置図例 プール方式例〕



(c) 公共施設等における消毒

口蹄疫の発生状況及び発生リスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導する。

e 正確な情報提供・指導

他県で発生した場合は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

f 消毒ポイントの設置・運営・撤去

(a) 実施期間

消毒ポイントの設置は、疑い発生時から準備するものとする。消毒作業は発生確定時から最終発生に係る防疫措置の完了後概ね21日間以上とし、終了時期は県本部が決定する。

(b) 消毒ポイントの設置と計画

地域本部の防疫支援班消毒ポイント係が、協定に基づき建設業協会に設置を依頼し、市町村及び関係団体と協力して実施するものとする。

(c) 消毒ポイント運営計画

i 消毒ポイントは、24時間体制で業務を行うが、原則8時間交代、1組3人で運用する。このため1日当たりの必要人員は、以下のとおりとする。

(消毒ポイント12か所・1日3交代制・1組3人の場合)  
 $12\text{か所} \times 3\text{交代} \times 3\text{人/組} = 108\text{人/日}$

なお、プール式と引き込み式を併用する場合は、4～5人／組で運営する。

- ii 消毒ポイント業務開始初期（1日目～3日目程度）は、動員等が遅れる可能性を加味し、発生地域の地域振興局等職員及び市町村職員等で対応できる計画を作成しておく。また、開始初期については、設置準備が完了した地点から随時稼働する。

- iii 資材の確保

設置・運営に必要な資機材は、基本的には建設業協会支部に依頼し設置する。なお、消毒ポイントを速やかに設置するため、地域振興局等はあらかじめ動力噴霧器、ポリタンク等必要な資機材の借り入れ可能な機関と賃借協議を行い、資機材到着まで借り入れ資機材で対応する。更に不足する場合は、防疫総括班（畜産課）へ資機材の確保を依頼し、レンタル等で確保する。この情報は、防疫総括班（畜産課）、地域本部消毒ポイント係及び契約先と共有する。

防疫資材とは別に中央家畜保健衛生所から地域支援対策本部のある振興局等に搬入する資材（看板、組立型車両消毒槽）については、建設業協会に振興局等から消毒ポイント設置場所への搬入・設置を依頼する。コンテナハウスや簡易トイレ、水タンク等、ユニック車での設置運搬を行うときは、消毒ポイント係が現地での設置に立ち会い指示を行う。

また、使用方法や燃料などを確認し、誰もがわかる使用方法、手順等の情報をコンテナハウス又は当該機材に設置し、不足する資材（消毒に使う薬剤や防疫服等防疫資材等）については防疫総括班（畜産課）へ連絡する。消毒薬の濃度や防疫服装着方法等が不明な場合は地域本部の指導を受ける。

- iv 消毒ポイントの開始までの事務的手続き等

地域本部は、道路管理者に、道路使用許可申請を、また、管轄警察署に道路占用許可申請を行う等、必要な書類を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受け、動員計画等の見直し調整を行う。

建設業協会支部との協定に基づき、資機材の設置や人員の動員だけでなく、消毒に要する水の配送・組立型車両消毒槽等の配送・設置を依頼する。簡易トイレや発電機等の機材を借り受けた場合、その燃料や洗浄水の補給、汲み取り作業等も併せて依頼する。

防疫総括班（畜産課）は、この情報をもとに、協定に基づいた協力要請の文書・仕様書を作成し建設業協会等に送付する（負担金としての支払を想定）。

【道路占用許可申請書（様式47）】

【道路占用料免除申請（様式48）】

【道路使用許可申請書（様式49）】

【道路工事届（様式50）】

【道路通行止申請書（様式51）】

また、消毒ポイントの情報として必要な、緯度・経度や道路情報、制限区域情報など、技術管理課と連携し、地図情報や一覧表を作成する。

さらに、県警本部警備部や土木部等の各担当と随時情報共有を行い、円滑な設置、運営、撤去までを遂行する。

- v 消毒ポイントの運営

消毒ポイントの運営は、設置場所を管轄する地域振興局等が中心となり、市町村や建設業協会及び農協等と連携して実施するものとする。

作業実施期間内において、建設業協会等が消毒業務等、受託可能と判断された場合には、防疫総括班（畜産課）及び業務委託係は、消毒作業の業務を協力要請できるものとする。

なお、消毒ポイントにおける具体的な作業内容の指示等については、消毒ポイント係が担当する。特に、一般の動員者に、作業内容のみならず、消毒ポイントの意義、目的、交代時の引き継ぎ等十分指導を行う。

(d) 実施内容

i 設置場所の設定及び設置場所の周知徹底

平時において、地域振興局等が事前調査を行い、飼料運搬車等関係車両通行ルート进行を勘案し、下の(i)の選定基準を満たす場所を下見しておき、農場の位置とともに設置可能箇所を防疫マップ上に記入しておく。

発生時には、制限区域内でなるべく清浄区域との境界に近いところに設定する。

(i) 設置場所の選定基準

- ・主要幹線道路沿いであること。
- ・大型車両も誘導可能で、旋回等のための広いスペースがあること。
- ・車両の出入りの際に事故等の危険性がない場所であること。
- ・動力噴霧器や自家発電機及び照明器具等による騒音と光害等に配慮し、周辺の住宅から離れていること。

(ii) 設置場所の周知

口蹄疫発生確定後、防疫総括班（畜産課）は、関係機関にメール及びファクシミリ等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うとともに、県のホームページへも掲載する。

ii 消毒ポイントにおける作業実施内容

(i) 消毒ポイントでは、表示板により場所を明示する。また、「移動制限立て看板」を設置する。

(ii) 別紙必要資材一覧に基づく資材を搬入する。

(iii) 消毒の実施

飼料運搬等関係車両の運転手に、消毒ポイント設置の目的を十分理解させ、円滑に消毒実施を行うよう努めるものとする。

消毒の実施手順については、(エ)のdにより、実施するものとする。

(iv) 消毒済確認書の発行及び報告

消毒ポイント運営担当者は消毒終了後、運転者に「車両消毒確認書（様式52）」の発行を行い、「車両消毒台数報告書（様式53）」に実施状況を取りまとめる。一日の作業終了後、設置時間と消毒車両数を防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当に報告する。

(e) その他注意点

i 高速道路

高速道路ICは、NEXCOの管理となるため、地域本部は、高速道路を管轄する警察署（高速道路交通警察隊）に消毒ポイント設置にかかる事前協議を行う。必要に応じ、道路使用許可申請等、必要な書類を提出する。

防疫総括班（畜産課）消毒ポイント・資機材担当は、NEXCOとの協定に基づいた協力要請の文書を作成送付する（負担金としての支払を想定）。

ii 市町村や団体独自の消毒ポイント（家伝法に基づく消毒ポイント以外）

について

設置運営費については、市町村又は団体負担となることを考慮し、設置については地域会議等で慎重に検討すること。

iii 貸借機材取扱い等

建設業協会支部の機材を設置後、これまで貸借した機材については、貸出し者に速やかに返却する。故障やメンテナンス等が必要な場合は、その都度、防疫総括班（畜産課）に連絡する（県の支払を想定）。

iv 在庫確認

地域本部は、消耗品だけでなく、トイレの状況（汲み取り作業）、消毒用水、薬剤等の管理を適宜行う。

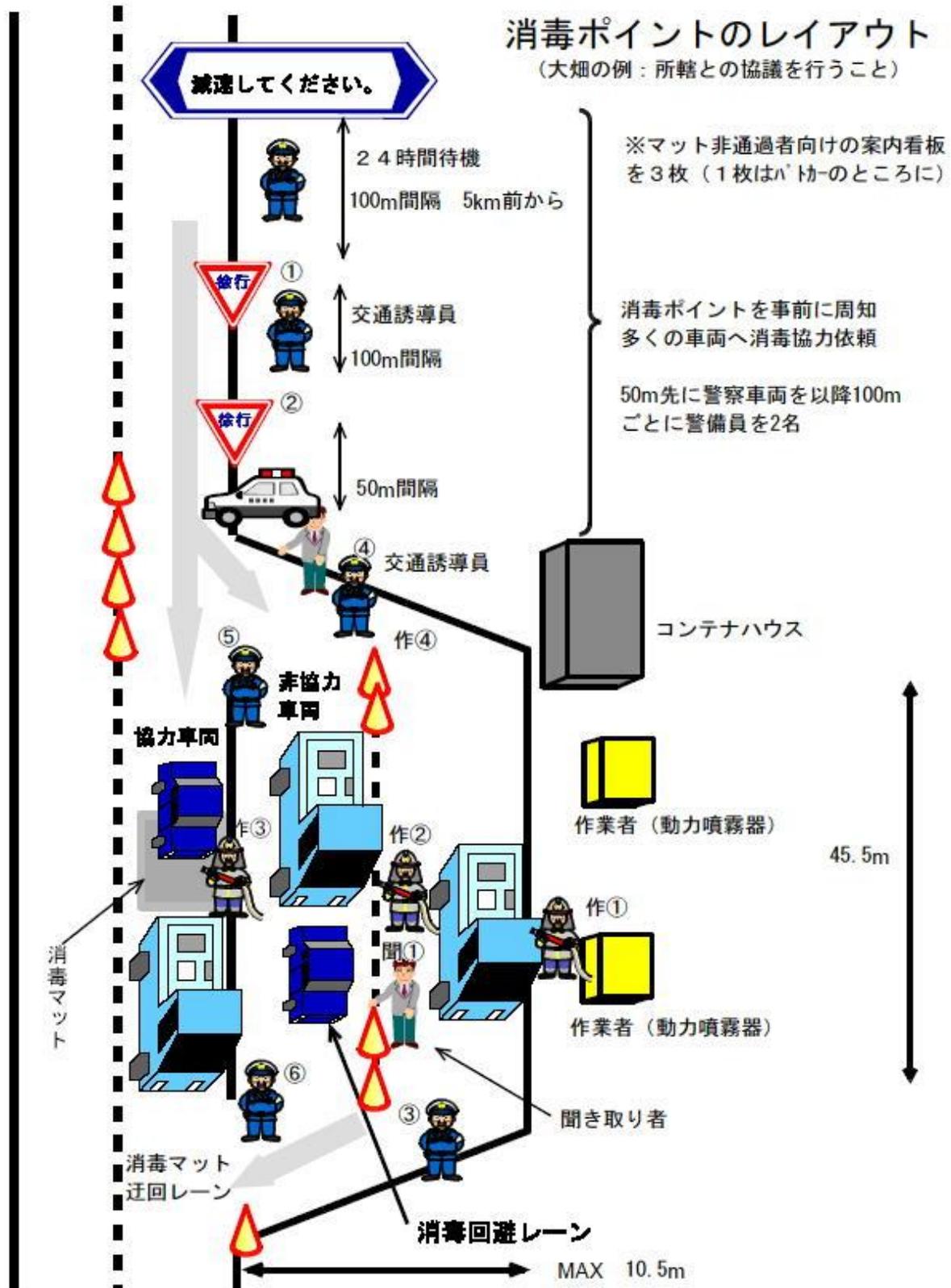
v リースレンタル機械

リースレンタル機械の不具合、故障等については、その都度、発生現場にて現状を確認し記録を残すこと。

(オ) 通行規制・消毒係

- a 地域本部は、畜産課と協議の上、本病の発生の確認後、速やかに管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。ただし、通勤、通学、医療、福祉、生活必需品確保及び郵便配達等のための通行については、十分な消毒等（靴底消毒、着衣の消毒、通行路の制限等）を行った上で、これを認めることとする。
- b 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようあらかじめ調整する。
- c 通行制限を実施する場合は、立入禁止の立札やバリケードテープ等を張り、立入制限を明示する。また必要に応じて、地図等を用い、周辺住民や報道機関へ周知する。
- d 家畜伝染病予防法施行令第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。
- e 原則として、警察官を含む地域振興局等、市町村、団体による警戒従事者を必要数配置し、トラブルが発生した場合には警察官の協力の下、対応する。
- f 防疫作業に従事する以外の人及び物品の移動、搬出及び搬入を制限する。
- g 報道機関に対しては、総合指揮所から写真等の情報提供する旨を説明し、一般の人と同様に通行を禁止する。

【参考：消毒ポイントの配置図】



【参考：消毒ポイントにおける必要資材一覧（例：1か所1日当たり）】

チェック	区分	品目	規格	数量	備考
<input type="checkbox"/>	家保備蓄	防疫服	M,L,LL	30	3人×3交代
<input type="checkbox"/>	家保備蓄	アウター手袋	M,L	4	
<input type="checkbox"/>	家保備蓄	軍手	10双	1	
<input type="checkbox"/>	家保備蓄・消耗品	簡易マスク	50枚入	1	
<input type="checkbox"/>	家保備蓄・消耗品	インナー手袋	100枚入	1	
<input type="checkbox"/>	家保備蓄・消耗品	消毒薬	1L	18	引込み式
<input type="checkbox"/>	消耗品	消毒薬	18L	1	マット・プール
<input type="checkbox"/>	消耗品	乾電池	1式	2	
<input type="checkbox"/>	県備蓄	消毒証明書様式	枚	50	
<input type="checkbox"/>	消耗品	消毒台数記録用紙	枚	10	
<input type="checkbox"/>	消耗品	ティッシュペーパー	12個入	2	
<input type="checkbox"/>	消耗品	ゴミ袋大		1	

【参考：消毒ポイントにおける必要資材一覧（例：1か所当たり）】

チェック	区分	品目	規格	数量	備考
<input type="checkbox"/>	家保備蓄・消耗品	レインコート	3L、LL、L	3	
<input type="checkbox"/>	家保備蓄	長靴	28,27,26,25	各2	
<input type="checkbox"/>	県備蓄	デジタルカメラ		1	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	懐中電灯		2	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	ガソリン缶	20L	1	燃料券
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	軽油缶	20L	1	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	灯油缶	20L	1	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	決裁板	1枚	1	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	筆記道具	1式	1	
<input type="checkbox"/>	消耗品	計量カップ		1	
<input type="checkbox"/>	消耗品	水（消毒用） ポリバケツ	8L,10L	各1	
<input type="checkbox"/>	消耗品	タイヤブラシ		1	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗品	蓄圧式消毒器		1	
<input type="checkbox"/>	借用等	自家発電機		2	
<input type="checkbox"/>	借用等	水（消毒用） タンク	1000L	2	

<input type="checkbox"/>	借用等	ストーブ		1	必要に応じ準備
<input type="checkbox"/>	借用等	防寒シート		5	必要に応じ準備
<input type="checkbox"/>	借用等	照明器具	1式	2	燃料確認
<input type="checkbox"/>	借用等	プレハブ事務所	4坪	1	
<input type="checkbox"/>	借用等	コードリール	防雨型	1	
<input type="checkbox"/>	借用等	クッションドラム		3	看板代わり
<input type="checkbox"/>	借用等	動力噴霧器		2	燃料確認
<input type="checkbox"/>	借用等	簡易トイレ		1	
<input type="checkbox"/>	借用等	コーン（誘導用）	一式	2	
<input type="checkbox"/>	借用等	警告灯		1	
<input type="checkbox"/>	借用等	安全ベスト		5	
<input type="checkbox"/>	借用等	携帯電話		1	
<input type="checkbox"/>	借用等	矢印版		3	
<input type="checkbox"/>	借用等	LED表示板		1	
<input type="checkbox"/>	借用等	LED回転灯		2	
<input type="checkbox"/>	借用等	拡声器		1	
<input type="checkbox"/>	借用等	長テーブル		2	
<input type="checkbox"/>	借用等	折りたたみイス		6	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・看板 関係	設置表示立看板 A	1×1.5m	1	「消毒ポイントを100m 先に設置しています」
<input type="checkbox"/>	県備蓄・看板 関係	設置表示立看板 B	1×1.5m	1	「消毒ポイントを50m 先に設置しています」
<input type="checkbox"/>	県備蓄・看板 関係	設置表示立看板 C	1×1.5m	2	車両消毒ポイント
<input type="checkbox"/>	県備蓄・看板 関係	土のう （看板の場合）	1×1.5m	20	看板倒状防止のため
<input type="checkbox"/>	県備蓄・看板 関係	設置表示立看板 D	1×1.5m	5	徐行
<input type="checkbox"/>	県備蓄・看板 関係	設置表示立看板 E	1×1.5m	2	最徐行
<input type="checkbox"/>	消耗品	凍結防止剤	道路用・プ ール式用	1	必要に応じて

【参考：消毒ポイントにおける必要資材一覧（地域本部用）】

チェック	区分	品目	規格	数量	備考
<input type="checkbox"/>	借用等	トラック	750kg	1	緊急水搬送等
<input type="checkbox"/>	借用等	水中用ポンプ	一式	2	
<input type="checkbox"/>	借用等	水（消毒用）タンク	500L	1	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗 品	ガソリン缶	20L	2	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗 品	軽油缶	20L	2	
<input type="checkbox"/>	県備蓄・消耗 品	灯油缶	20L	2	
<input type="checkbox"/>	消耗品	懐中電灯		2	
<input type="checkbox"/>	借用等	携帯電話		1	各ポイント連絡

借用等は、市町村等からの借用、建設業協会への要請、レンタル会社への借用依頼の順とする。

### (3) 支援センター

#### ア 基本的事項

支援センターは、発生農場における牛豚等の殺処分、埋却、消毒等の防疫作業を円滑に進めるため、防疫措置従事者が発生農場に入る際の事前準備、防疫措置従事者の健康相談等及び必要資材等の中継を行うための施設として設置する。

支援センターには、資材管理・作業員支援を行なう職員のほか、市町村職員、体育館運営者等がそれぞれ活動し、さらに多数の動員者が集合することとなる。このため、地域本部は、指揮命令系統を確立するため、総括責任者を支援センターに配置する。

また、総括責任者を補助する役割として、連絡補助員を配置する。

#### イ 責任者及び係等の配置

支援センターには以下の責任者及び係を配置する。各係は防疫措置従事者と区別するために、ベスト等を着用する。

##### (ア) 総括責任者（係名を表示したベスト等を着用する）

地域振興局次長（広域本部総務部長）を充て、支援センターの運営を総括するとともに、県本部、地域本部及び現場事務所等との連絡調整を行う。

##### (イ) 連絡補助員（係名を表示したベスト等を着用する）

総括責任者が行う連絡調整業務等を補佐する。

##### (ウ) 総合受付係（係名を表示したベスト等を着用する）

防疫措置従事者の受付及び動員リスト（配置表）に基づく班の振分けと動員者への伝達を行う。

##### (エ) 資材管理・作業員支援責任者（係名を表示したベスト等を着用する）

畜産課、地域本部、現場事務所工程管理責任者と連携し、支援センターの資材管理及び動員者の作業支援業務の総括を行う。

##### a 資材管理係（係名を表示したベスト等を着用する）

地域本部資材係と現場事務所の工程管理責任者と連携し、支援センターへ運搬された資材の受け入れ、仕分け及び在庫管理を行う。発注依頼や発注品受取を把握し、資材の過不足予測や報告を行う。

##### b 資材運搬係（係名を表示したベスト等を着用する）

支援センターへ運搬された資材の積み下ろしや支援センターから現場事務所まで運搬する資材の積み込み等を行う。

##### c 作業員支援係（係名を表示したベスト等を着用する）

防疫措置従事者への作業内容の説明、進捗状況等の周知を行う。

##### d 防疫服着衣補助係

防疫服着衣の補助を行う。

#### ウ 支援センターにおける主な業務

##### (ア) 支援センター総括責任者は、現地対策本部との連絡調整を行い、配布物や防疫服着脱方法の張り出し等、オリエンテーションに備える。

##### a 殺処分方法の確認（電殺・薬殺等）

##### b 殺処分家畜の搬出・運搬方法の確認（使用機材、重機等）

##### c 清掃、消毒方法の確認（使用機材、使用薬剤、散布方法等）

##### d 埋却方法の確認（重機の搬入、埋却溝、面積等）

##### e 汚染物品処理方法の確認

- f 各係の人員、班編制等の確認
- g 作業日程の確認
- (イ) 支援センターの運営
  - a 会場の運営
    - (a) 駐車場の確保、誘導、整理
 

駐車場は、自家用車だけでなく、バス、トラック等の大型車両が駐車できる場所を支援センター敷地内、又は近隣に確保する。誘導については、遠方から、現場の地理に不案内な資材運搬者、動員者等が多数集合することを十分考慮する。
    - (b) 受付場所、防疫資材の配布場所、更衣室、集合場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、専用バス等への乗り込み場所等の設置
  - b 防疫措置従事者の受付・誘導
- (ウ) 資材管理・作業員支援
 

資材管理係は、運営前に中央家保等から支援センターに荷物が届くため、資材の振り分け（運搬先ごと）を行い保管する。資材運搬係が、必要に応じて現場事務所へ運搬を行う。

また、随時資機材の在庫管理を行い、情報を防疫支援班と共有しておく。

  - a 移動用の履物等、現場事務所へ持っていく資材の準備、配布
  - b 在庫の確認、補充
  - c 防疫総括班（畜産課）が手配した飲食物の受取り、保管、配布等
  - d 動員者の靴や貴重品等の管理
 

貴重品は、現地に持ち込まない。持ち込むものは、タバコ等現地にて廃棄できるものに限る。

準貴重品等の預かりについては、袋に名前を書いて担当者に預ける。
- (エ) その他、発生農場や現場事務所での作業に必要な事項
 

支援センターにおいて新たに必要な事項が生じた場合、総括責任者は、地域本部、現地対策本部と協議を行う。
- (オ) 支援センターにおける作業前の準備
  - a 支援センターへの集合
 

防疫作業従事者は、各自又は県本部が用意した専用バス等を利用して集合する。防疫服の下に着用する服装（つなぎ等）で集合し、着替え、タオル等を持参する。
  - b 受付
 

従事者は支援センター到着後、受付を行う。
  - c 情報の共有
 

情報共有のため支援センターにはホワイトボード等を利用し、防疫作業の進捗状況、スケジュール等を表記する。
  - d 作業前の健康確認
 

防疫作業従事者は、体調不良等がある場合は必ず自主申告する。
  - e 防疫服着用等の準備
 

作業班リーダーは青色と白色の防疫服を受け取り、一般の動員者は白色防疫服2着を受け取る。作業員支援係は防疫服の着脱方法の説明や現場事務所及び農場内におけるバイオセキュリティ確保のための動線、担当する具体的作業内容、留意事項等について説明する。

動員者は、最初に白色の防疫服を着用し、その上から担当班名及び氏名をマジックで記入した残りの防疫服を着用する。現場事務所への移動の際はサンダ

ルを履く。

作業班リーダーは業務内容及び班員を把握する。現地では、赤ベストを着用した現場責任者、黄ベストを着用した農場防疫補佐に随時不明点等を確認し、各班員に指示を出す。

f バイオセキュリティと従事者の安全を確保するために遵守すべき事項

(a) 基本的な留意事項

発生農場において、汚染エリアには口蹄疫ウイルスが濃密に存在している可能性がある。防疫措置従事者を介してウイルスが散逸することを防ぐため、防疫措置従事者は、作業動線、汚染エリア及び清浄エリアが設定されていることを理解し、清浄エリアへの退出は原則として作業の終了後のみとし、退出時には必ず消毒・更衣を行う。

(b) 持参品

- i 防疫服、長靴などの防疫作業に必要な物品は、支援センター及び現場事務所に用意してあるので、通常は持ち込む必要はない。
- ii 支援センターへの集合時に防疫服の下に着用する服装は、作業服等動きやすいものにする。作業終了後に更衣する着替えと洗顔用のタオルを持参する。作業時に着用していた衣類はビニール袋へ入れて持ち帰り、帰宅後に洗濯すること。
- iii 農場内に持ち込む物は必要最小限とする。持ち帰る物については十分に洗浄・消毒する必要があることから、腕時計、携帯電話、カメラ等は持込みを禁止する。やむを得ず、携帯電話等を農場内に持ち込む必要があるときは、ビニール袋に入れ、退出時に消毒ができるようにする。

(c) 作業終了後の留意事項

- i 作業終了後には、所定の場所で全身を噴霧消毒し、所定の場所でゴーグル、マスク、手袋、長靴、防疫服等を脱ぎ、手洗い、うがいをする。その後、新たな防疫服を1枚着用し、支援センターに移動する。
- ii 支援センターで、帰宅用の服に更衣し、帰宅後は入浴するとともに、農場内で着用していた衣服を洗濯する。入浴の際、鼻や耳の穴も含めて全身を入念に洗う。その際、眼鏡等の身につけている物もよく洗浄する。

(d) 帰宅後の留意事項

- i 当日は、十分に睡眠をとり、体を休めること。
- ii 防疫作業に従事した日から原則7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しない。

エ 設置期間

発生農場における殺処分等防疫作業開始日から、防疫措置終了日までとする。

オ 運営担当

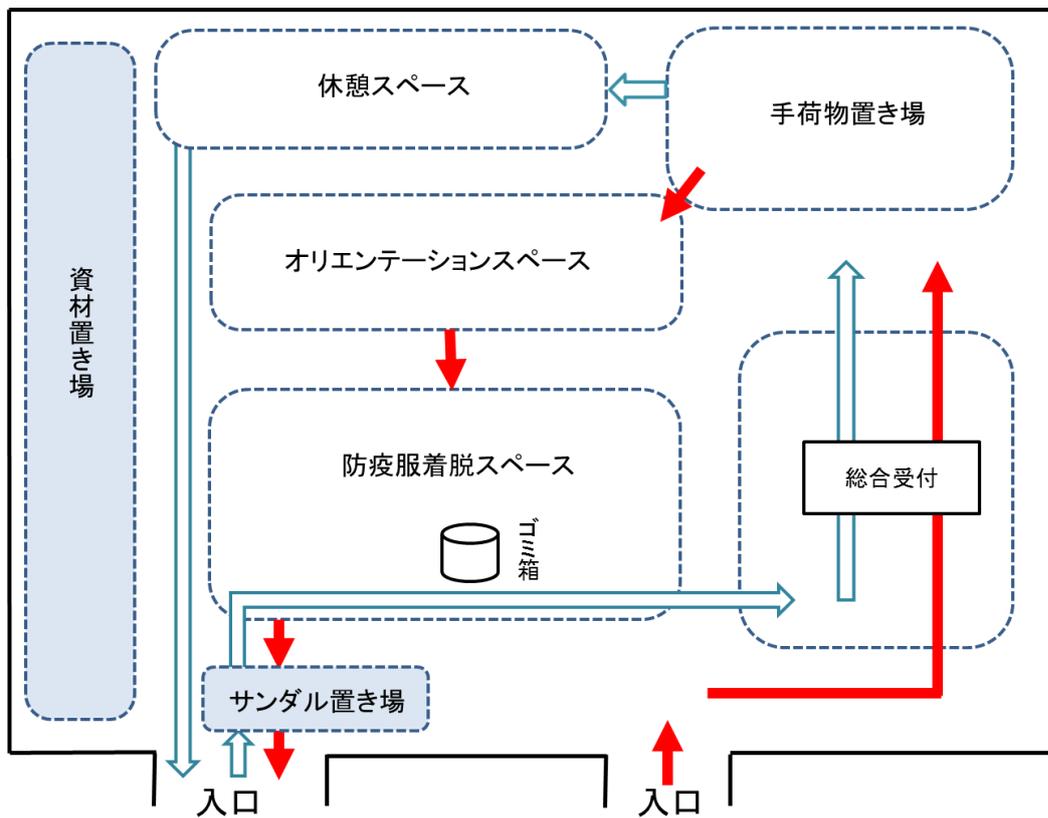
支援センターの運営主体は地域振興局等とし、市町村と連携して運営するものとする。



支援センターでの防疫服着用の説明

【参考：支援センターのイメージ図】

支援センターレイアウトの例      → 作業前動線      ⇨ 作業後動線



※支援センター等設置に係る主な必要資材

- ・ 長机、パイプ椅子
- ・ ホワイトボード
- ・ 消毒マット
- ・ ストープ 等

(4) 現場事務所

ア 基本的事項

発生農場及びその周辺には口蹄疫ウイルスが多量に存在するため作業を終えた防

疫措置従事者が農場から他の地域へウイルスを持ち出すことなく、家畜等の殺処分や畜舎消毒などの防疫措置を円滑に推進するため、発生農場の隣接地にコンテナハウスやテントを使って現場事務所を設置する。

また、「清浄区域」と「汚染区域」を明確に区分し、その境目を「防疫ライン」として設定する。

#### イ 現場事務所の役割

(ア) 防疫措置を行うための防疫措置従事者の詰め所としての役割

(イ) 発生農場で使用する防疫資材の保管庫としての役割

(ウ) 発生農場での防疫措置従事者の防疫服の着脱、待機及び休憩所の役割

(エ) 発生農場での防疫措置従事者からのウイルス拡散を防止するための消毒ポイントの役割

(オ) 防疫措置従事者の事故等への対応

#### ウ 現場事務所の選定

(ア) 現場事務所の設営

a 現場事務所設営開始指示

畜産課→家畜保健衛生所、地域振興局等

b 現場事務所（発生農場）設置に係る検討事項

(a) 土地の所有者、権利者の調査

(b) 1日当たりの動員数の推定

(c) 敷地、テント等のレイアウト決定

(d) 防疫服着脱、手洗い場所及び消毒場所（踏込消毒槽、動力噴霧器の設置台数は、動員者数を考慮する）のレイアウト決定、除染テントの設置検討（水道や排水路の確保）

(e) 進入路、退出路確保

(f) 水道、電気確認（特に水の確保、排水確認）

(g) 看板・駐車場確認

(h) 休憩場所、トイレ、資材保管場所、ゴミ置き場・感染性廃棄物保管場所の設置

(i) 支援センターから現場事務所までの物資の輸送方法・搬入計画決定

(j) 現場事務所への情報伝達方法決定

(k) 業者の（資材）搬入方法、誘導方法、退出方法決定

(l) 感染性物資の保管・搬出方法決定

(m) 作業車両、人員進入退出方法決定

c 地域本部総務班から防疫総括班（畜産課）への決定事項の連絡

(イ) 現場事務所の役割分担

a 設置場所は、事前調査班の調査に基づき、現地対策本部が畜産課と協議して決定する。設置場所は農場所有地以外になる場合もあり、用地交渉などの用務は原則として発生市町村に協力を願う。

b 工程管理責任者は、現場での作業の進捗状況に応じて、現場責任者及び支援センターの資材管理・作業員支援責任者と協議の上、現場での資材管理（資材調達の連絡等も含む）、作業支援の人員管理を行う。

c 防疫総括班（畜産課）現場事務所・支援センター担当は、上記（ア）の報告を基に防疫措置従事者の詰め所、衛生資材保管庫、作業要員の待機等に用いるテント等の必要数をレンタル会社に発注する。

#### エ 工程管理責任者の配置

現場事務所には工程管理責任者を配置する。工程管理責任者は、殺処分等を行っ

ている畜舎の資材使用状況や在庫を把握し、その情報を支援センターの資材管理・作業員支援責任者に伝達して補給する。また、現場事務所に、以下の係を配置し運営に当たるものとする。

なお、各係は防疫措置従事者と区別するために、担当名と氏名を記載した色つきベスト等を着用する。

(ア) 資材管理・作業員支援係（係名を表示したベスト等を着用する）

必要資材のリスト化や在庫管理、発注依頼や発注品受取を管理し、工程管理責任者へ資材の過不足予測や報告を行う。また、支援センターから運搬された飲食物の管理、防疫作業従事者への提供を行う。

(イ) 防疫服着脱補助係（係名を表示したベスト等を着用する）

防疫作業で着用する防疫服の着脱の指導及び補助を行う。

(ウ) 現場撮影係（係名を表示したベスト等を着用する）

防疫作業の記録及び報道機関へ写真・映像等を提供するため、現場の状況を撮影し定期的に総合指揮所に通信機器を用いて報告する。

オ 現場事務所運営要員

現場事務所運営要員は発生地振興局員を主体とし、防疫作業を実施する職員は、原則として当該発生地地域振興局以外の職員で構成する。

カ 運営のための業務

(ア) 防疫服等着脱補助

着脱補助作業については、原則、防疫服、長靴、手袋、マスク、ゴーグルを着用して作業を行う。

防疫服の着脱に不慣れな防疫措置従事者が多いことも予想されるため、防疫服着脱補助係が着脱の補助を行う。

また、殺処分などの防疫措置従事者は、気象条件や作業に応じて定期的に入れ替わる（休息等のため）ため、その都度、着脱補助を行う。長靴は消毒後に農場入口に移動させ、交替要員に使用させる。

(イ) 発生農場内での防疫措置従事者の消毒

防疫措置従事者からのウイルス拡散を防止するため、農場出口付近において防疫服の上から噴霧器による全身及び長靴の消毒を行う。

(ウ) うがい等の補助

ウイルス拡散を防止するため、防疫服脱衣後、休憩前に手指の消毒、洗顔及びうがいを行う。このため、手指消毒薬、ペーパータオル、うがい薬、水、コップ等の準備と補充を行う。

(エ) 作業に伴う汚染物品の整頓

使用後の防疫服や手袋、ペーパータオルなどの汚染物品は所定の感染性廃棄物処理箱に収納させ、適切に処理する。

(オ) 現場事務所を離れるときの消毒

防疫作業が終了し現場事務所を離れるときは、うがい、洗顔、手指、作業服及び履物の消毒を十分に実施する。

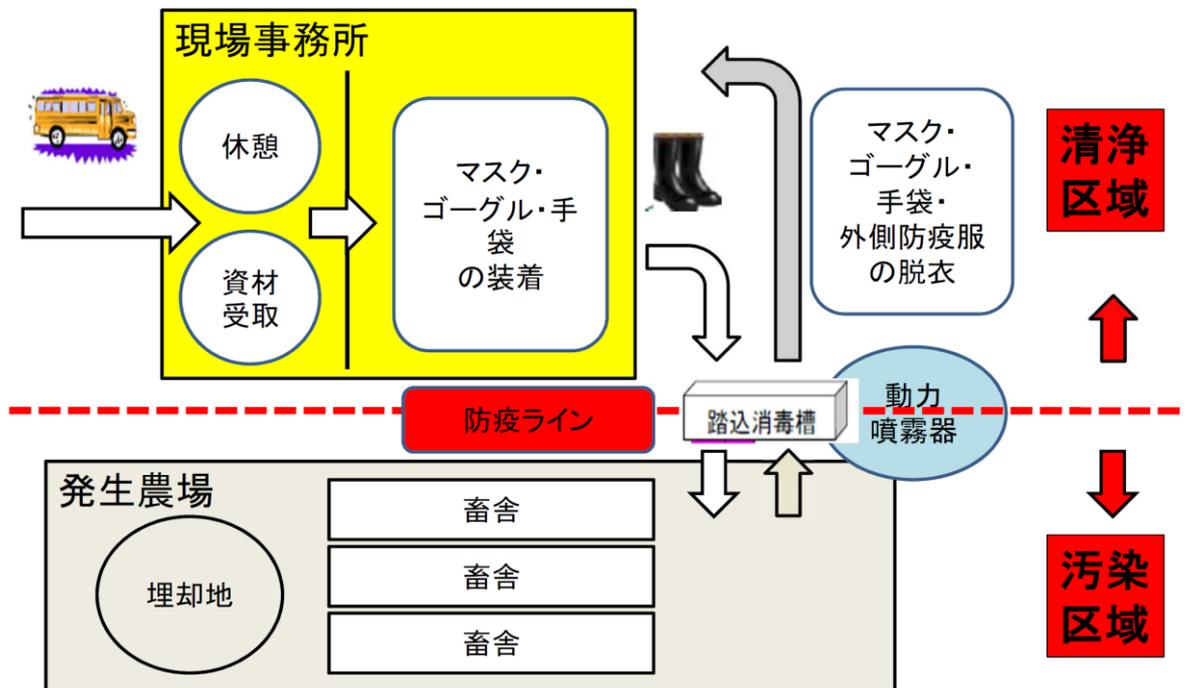
(カ) 現場事務所運営の注意点

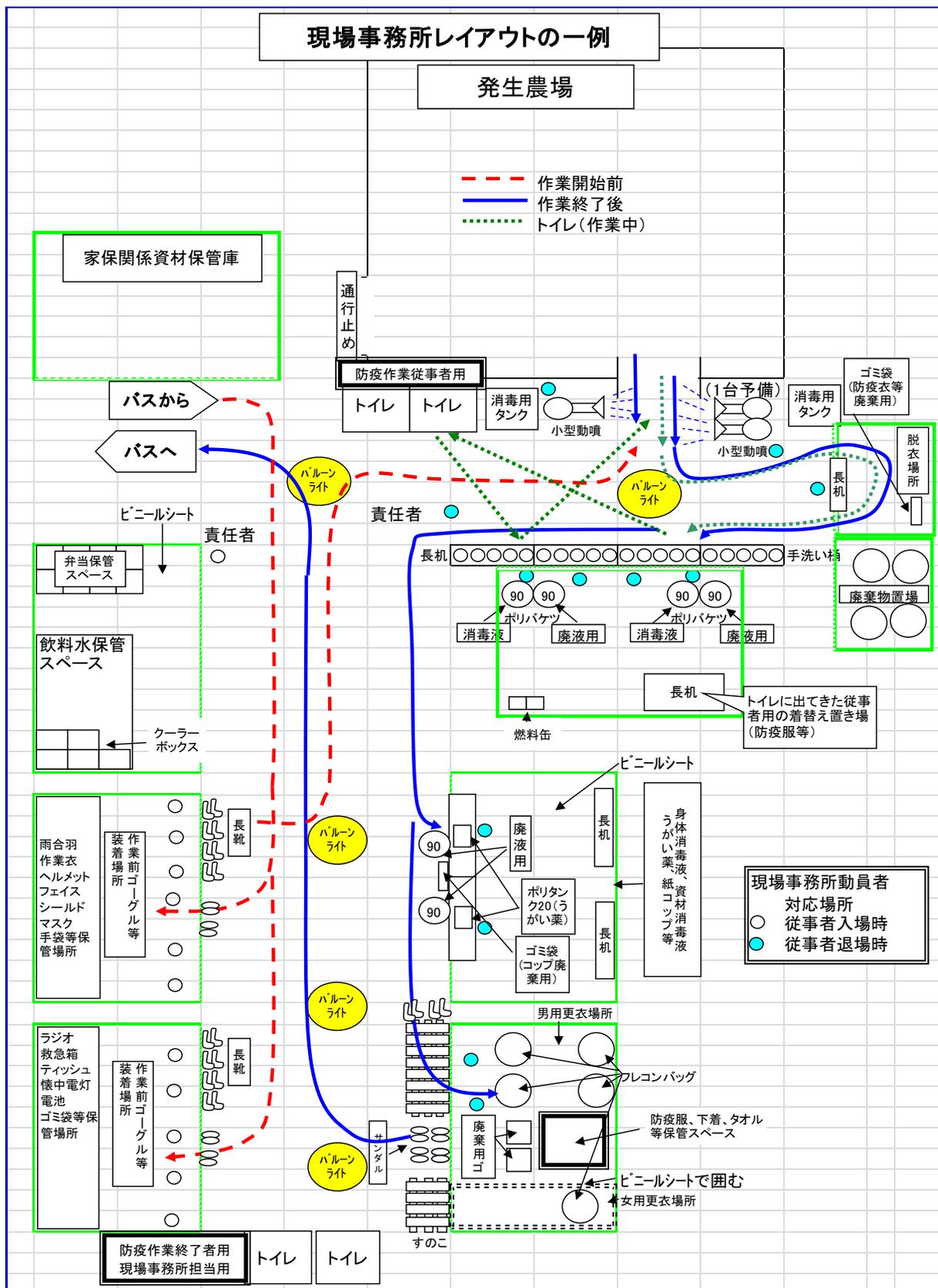
防疫措置実施中は常に設置し、防疫措置従事者への緊急連絡やケア及び現場事務所の資材管理・補給等を行う。

(キ) 情報共有のためホワイトボード等を利用し、防疫作業の進捗状況、スケジュール等を表記する。

(ク) 現場事務所には防疫作業従事者が時間を確認できるように、大型の時計を設置する。

【参考：現場事務所の概要イメージ図】





(5) 運営事務所の設置（発生農場から離れた埋却地等に設置）

運営事務所は、現場事務所に準じ、状況及び規模に合わせて設置する。また、消毒が必要な際には消毒場所を出入口に設置する。

(6) 防疫措置従事者の健康管理

ア 作業中の留意事項

(ア) 熱中症及び脱水症を起こさないように、作業班リーダーは定期的に休憩時間を確保し、防疫措置従事者へ水分補給（スポーツドリンク等）を促す。

(イ) 体調不良やケガをした場合は、すぐに作業班リーダーへ申し出る。

(ウ) 防疫作業に使用する消石灰、炭酸ソーダなどは、水分に触れると強アルカリ性となり、皮膚や粘膜に障害を起こす。肌や眼等に触れないように注意して取扱う。

(エ) 消毒薬が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗う。

(オ) 消毒薬が皮膚に付着した場合は、現場事務所に戻って服を脱ぎ、皮膚を流水と石けん等でよく洗う。

(カ) 消毒薬を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動して休憩する。

(キ) 消毒薬を誤って飲み込んだ場合は、応急措置としてきれいな水で口をすすぐ。

(ク) 体調不良の作業員に対し、作業班リーダーは、必要に応じて支援センターに帰還させるなどの適切な対応を行う。

ウ 作業終了後の留意事項

(ア) 作業終了時には現場事務所で脱衣し、手洗い、うがいを必ず行う。

(イ) 作業終了後、気分がすぐれないなどの症状がある場合には、工程管理責任者に報告し、支援センター到着後、総括責任者に連絡する。

## 第7章 発生地等における必要防疫資機材の調達

### 1 基本方針

#### (1) 迅速な対応

口蹄疫発生から防疫措置完了まで、迅速（殺処分は原則 24 時間以内）に処理する必要があることから、中央家保及び各家保に備蓄、点検・管理してある資材に加え、防疫協定先と連携し、不足する資材を即時対応できる体制に整えておくとともに迅速な処理を心がける。

発生時は、必要資材を迅速に搬送するとともに、搬送先において区分及び識別ができるようにする。

#### (2) 各本部との連携

発生農場における防疫措置を実行する現地対策本部と、防疫総括班（畜産課）及び地域本部が連携し、迅速かつ的確な資材を調達できるよう相互に協力して取り組む。

#### (3) 事前の準備

短時間で資機材を調達する必要があることから、調達先についても事前に供給可能な事業者を選定しておくなど、調達に係る準備をしておく。

また、協定先等と緊急連絡先について、毎年確認し名簿を整理しておく。

### 2 各本部等における調達要領

#### (1) 現地対策本部

現地対策本部は、口蹄疫が発生又は疑われる事案が発生した場合は、発生農場の規模や構造等についての事前調査班の報告を受け、直ちに必要な資機材の種類や数量を把握し、防疫総括班（畜産課）及び地域本部に連絡するとともに、資機材の調達を依頼する。

また、家保においても、直ちに担当する資機材（防疫に要する特殊な物品等）を発注するとともに、備蓄資材についても、数量等を確認し、現地への搬送を行う。

#### (2) 県本部防疫総括班（畜産課）

現地対策本部からの情報により調達が必要な資機材を確認し、直ちに資機材（レンタル物品等）を発注する。

また、他地域の家保や地域振興局等と連携し、備蓄されている資機材の搬送を依頼するとともに、搬出後の補充を速やかに行うなど、資機材の調達を総合的に管理する。

#### (3) 地域本部

現地対策本部からの情報により調達が必要な資機材を確認し、直ちに資機材（消耗品等）を調達する。

また、現地対策本部と連携し、家保や地域振興局等に備蓄してある資機材の搬送や搬送先での資機材の整理等調達の円滑化に努める。

### 3 発生時の備蓄資材の搬送

#### (1) 防疫資材運搬用車両の手配

防疫総括班（畜産課）は、総務班（資材係）及び防疫支援班（現場事務所係、支援センター係）と連携し、防疫資材の種類と数量等を踏まえ運搬用車両を手配し、その台数、運搬方法、搬出先等を発生農場の管轄家保（管轄家保の資材を搬送する場合）、中央家保及び防疫支援班（現場事務所係、支援センター係）へ連絡する。

#### (2) 中央家保での搬出準備

連絡を受けた中央家保は、事前に作成していた搬出資材一覧表（様式54）を基に搬出資材の種類、数量、保管箇所、搬出順序を検討し、搬出の準備をする。

#### (3) 積み込み要員の動員（資材搬送班）

防疫総括班（畜産課）は、防疫支援班と連携し、中央家保と資材搬出に従事する要

員数を協議し、農林水産部及び地域振興局等に必要人数の動員を要請する。

なお、中央家保内での発生の場合は、県庁農林水産部及び想定される制限区域外に位置する振興局からの動員を要請する。

#### (4) 中央家保からの資材の搬出

運搬用車両及び動員者が中央家保に到着後、イで検討した結果に基づき車両に積み込みを開始する。

積み込み時は、搬出資材一覧表を搬送車両の運転手に手渡すとともに、防疫総括班（畜産課）、地域本部防疫支援班支援センター係及び現地対策本部へファクシミリ又はメールで連絡する。

#### (5) 中央家保以外での資材調達

中央家保で備蓄する資材だけで不足する場合は、防疫支援班は、防疫総括班（畜産課）を通じ他家保等に調達を依頼する。依頼を受けた家保等は、搬出の準備をする。なお、運搬用車両は防疫総括班（畜産課）が手配する（状況によっては、各家保が管轄する市町村や農業団体に資材の積み込み及び輸送を依頼する可能性がある）。

### 4 備蓄資材の管理・点検

#### (1) 資材一覧表

一覧表には、名称、規格、数量、容積、用途等を記載し、常に備蓄状況が確認出来る様にしておく。

#### (2) 搬出計画表

発生規模や飼養形態に対応した資材一覧表を、搬出先別に作成しておくとともに、積み込み作業等に必要の人員及びトラックの種類と台数を記載した搬出計画表を作成し、搬出に備える。

#### (3) 点検

##### ア 作動状況確認

以下の機器類については、原則として毎月の定期点検で、作動状況を確認する。

##### (ア) 動力噴霧器

##### (イ) 発電機

##### (ウ) 照明機器等、電気、電池を使用する機器

##### イ 使用期限のある物品の交換

使用期限のある消毒薬等については、資材一覧で期限を確認し、期限が間近なものについては定期的に交換しておく。

##### ウ 劣化資材の点検

ゴムを使用している資材等、劣化が予想され資材一覧表に更新年度が記載してある資材については、定期的な点検を行い、必要に応じて更新する。

### 【参考：防疫協定先一覧（平成30年2月現在）】

区 分	協 定 先	協定締結日
高速道路の消毒ポイント	西日本高速道路株式会社	H22.3.29
焼・埋却、消毒ポイント	一般社団法人熊本県建設業協会	H23.3.2
動物用医薬品及び資器材	熊本県動物薬品器材協会	H25.7.22
炭酸ガスボンベ	熊本酸素協会	H27.1.16
資機材リース	日本建設機械レンタル協会九州支部熊本県部会	H27.2.20
防疫資材の調達	NPO法人コメリ災害対策センター 株式会社ホームセンターサンコー 株式会社ナフコ	H27.2.25
防疫資材等の運搬	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合	H28.6.29
獣医師の確保	一般社団法人熊本県獣医師会	H29.4.19
軽食の緊急確保	株式会社リョーユーパン	H29.8.2
防疫資材等の運搬	熊本県トラック協会	H29.11.29

【参考：発生地における必要防疫資機材一覧（農場防疫作業：3日間）】

区分	チェック	品名	規格	牛飼養規模				母豚飼養規模				備考
				100頭	250頭	500頭	1000頭	100頭	250頭	500頭	1000頭	
作業用衣類等	<input type="checkbox"/>	防疫服(白M)	白M	200	600	1,000	2,000	400	1,200	2,000	4,000	
	<input type="checkbox"/>	防疫服(白L)	白L	1,000	3,000	5,000	10,000	2,200	5,500	11,000	22,000	
	<input type="checkbox"/>	防疫服(白XL)	白XL	200	600	1,000	2,000	400	1,200	2,000	4,000	
	<input type="checkbox"/>	防疫服(青L)	青L	50	150	250	500	100	300	500	1,000	家畜防疫員・作業班長用
	<input type="checkbox"/>	防疫服(青XL)	青XL	20	60	100	200	40	120	200	400	家畜防疫員・作業班長用
	<input type="checkbox"/>	識別ベスト(赤)	赤	10	10	15	20	15	20	20	20	現場責任者用
	<input type="checkbox"/>	識別ベスト(黄)	黄	25	40	70	200	50	120	200	400	防疫補佐用
	<input type="checkbox"/>	ディスボ帽子		1,200	3,600	6,000	12,000	2,400	7,200	12,000	24,000	
	<input type="checkbox"/>	防護マスク(N95)		600	1,800	3,000	6,000	1,200	3,600	6,000	12,000	
	<input type="checkbox"/>	マスク		600	1,800	3,000	6,000	1,200	3,600	6,000	12,000	
	<input type="checkbox"/>	ゴーグル		1,200	3,600	6,000	12,000	2,400	7,200	12,000	24,000	
	<input type="checkbox"/>	曇り止め液		10	30	50	100	20	60	100	200	
	<input type="checkbox"/>	インナー手袋(双)M	M双	600	1,800	3,000	6,000	1,200	3,600	6,000	12,000	
	<input type="checkbox"/>	インナー手袋(双)L	L双	600	1,800	3,000	6,000	1,200	3,600	6,000	12,000	
	<input type="checkbox"/>	アウター手袋(双)青M	M双	200	600	1,000	2,000	400	1,200	2,000	4,000	男性用
	<input type="checkbox"/>	アウター手袋(双)青L	L双	1,000	3,000	5,000	10,000	2,000	6,000	10,000	20,000	男性用
	<input type="checkbox"/>	アウター手袋(双)青LL	LL双	200	600	1,000	2,000	400	1,200	2,000	4,000	男性用
	<input type="checkbox"/>	アウター手袋(双)ピンクM	M双	200	600	1,000	2,000	400	1,200	2,000	4,000	女性用
	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴(24)	24cm	50	75	125	150	100	150	250	300	
	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴(25)	25cm	50	75	125	150	100	150	250	300	
	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴(26)	26cm	200	300	500	600	400	600	1,000	1,200	
	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴(27)	27cm	50	75	125	150	100	150	250	300	
	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴(28)	28cm	30	45	75	90	60	90	150	180	
	<input type="checkbox"/>	男性用下着上下(使い捨て)	M.L.LL	300	500	900	2,000	600	1,500	2,500	4,500	
	<input type="checkbox"/>	女性用下着上下(使い捨て)	S.M.L	100	150	250	300	200	300	500	600	
	<input type="checkbox"/>	靴下	フリー	300	500	900	2,000	600	1,500	2,500	4,500	
	<input type="checkbox"/>	軍手	双	20	60	100	200	40	120	200	400	
	<input type="checkbox"/>	ヘルメット		10	30	50	100	20	60	100	200	
	<input type="checkbox"/>	ホワイトボード	90cm*90cm	2	6	10	20	4	12	20	40	記録、連絡、予定表など
	<input type="checkbox"/>	雨合羽	セット	15	45	75	150	30	90	150	300	消毒者用及び豚追込み時
	<input type="checkbox"/>	スリッパ	足	100	300	500	1,000	300	600	1,000	2,000	消毒者用
	<input type="checkbox"/>	ガムテープ	5cm*25m	30	90	150	300	60	180	300	600	防疫服の目張り
<input type="checkbox"/>	マジック		30	90	150	300	60	180	300	600	防疫服への名前等表示用	
<input type="checkbox"/>	ゴミ袋	45L	300	500	900	2,000	600	1,500	2,500	4,500	私服入れ	
<input type="checkbox"/>	感染性廃棄物容器	50L	50	150	250	500	100	300	500	1,000		
<input type="checkbox"/>	帯電手袋						10	30	50	100	電殺を実施する場合	
<input type="checkbox"/>	帯電長靴						10	30	50	100	電殺を実施する場合	

区分	チェック	品名	規格	牛飼養規模				母豚飼養規模				備考
				100頭	250頭	500頭	1000頭	100頭	250頭	500頭	1000頭	
評価班	<input type="checkbox"/>	筆記用具		10	10	10	10	10	10	10	10	評価班、記録、連絡
	<input type="checkbox"/>	紙挟み		5	10	10	15	5	10	10	15	
	<input type="checkbox"/>	評価記録様式		3式	6式	6式	6式	3式	6式	6式	6式	
	<input type="checkbox"/>	防水紙		10	20	20	20	10	20	20	20	
	<input type="checkbox"/>	電卓		2	3	5	5	2	3	5	5	評価班
	<input type="checkbox"/>	デジタルカメラ		2	3	5	5	2	3	5	5	作業記録、評価班用
	<input type="checkbox"/>	カウンター		2	3	5	5	2	3	5	5	評価班
	<input type="checkbox"/>	メジャー	50m	1	2	3	3	1	2	3	3	
	<input type="checkbox"/>	ホワイトボード		2	2	2	2	2	2	2	2	
	<input type="checkbox"/>	カラスプレー	黄赤緑	10	10	20	20	10	10	20	20	
	<input type="checkbox"/>	体重推定尺		2	2	2	2					
	<input type="checkbox"/>	体高計		2	2	2	2					
	<input type="checkbox"/>	マジック		10	10	10	10	10	10	10	10	
捕獲・保定 殺処分 搬出 清掃・消毒 各班	<input type="checkbox"/>	電気自動と殺装置						3	5	7	10	電殺を実施する場合
	<input type="checkbox"/>	ディスポシリンジ	10ml	20	30	60	120	40	60	120	240	1本/10頭
	<input type="checkbox"/>	ディスポシリンジ	20ml					20	50	100	200	1本/10頭
	<input type="checkbox"/>	ディスポシリンジ	30ml	40	100	200	400	200	500	1,000	2,000	牛(3本/10頭)
	<input type="checkbox"/>	注射針	18G	300	600	1,200	2,200	300	600	1,200	2,200	牛(2本/1頭)豚(1本/2頭)
	<input type="checkbox"/>	注射針	21G					200	500	1,000	2,000	耳静脈用
	<input type="checkbox"/>	ベニューラ針	14G					300	600	1,200	2,200	繁殖・肥育豚(1本/2頭)
	<input type="checkbox"/>	鎮静剤(牛)	25ml	20	50	100	200					セラクター(3~5ml)
	<input type="checkbox"/>	鎮静剤(豚)	25ml					60	150	300	600	ドミトル(15ml/頭)・マフロパン(10ml/頭)
	<input type="checkbox"/>	殺処分用薬液	1L	10	25	50	100	5	25	50	100	牛(60~100ml)・豚(30ml)
	<input type="checkbox"/>	針廃棄箱		2	6	10	20	4	12	20	40	
	<input type="checkbox"/>	バケツ	15L	10	20	50	100	15	60	100	200	3個以上/班
	<input type="checkbox"/>	スプレーペンキ	黄・赤・緑	50	150	250	500	50	150	250	500	
	<input type="checkbox"/>	ポリバケツ	90L					10	30	50	100	子豚ガス殺の場合
	<input type="checkbox"/>	台車(炭酸ガス用)						2	2	3	5	
	<input type="checkbox"/>	炭酸ガスポンベ						5	10	25	50	子豚及び肥育豚の場合
	<input type="checkbox"/>	スノーホーン						2	2	3	5	子豚及び肥育豚の場合
	<input type="checkbox"/>	フレコンバック		10	30	50	100	20	60	100	200	
	<input type="checkbox"/>	コンパネ	1m*1.8m					20	30	40	50	豚追込み用
	<input type="checkbox"/>	ブルーシート	3.6×5.4m					5	15	25	50	子豚及び肥育豚の場合
<input type="checkbox"/>	ブルーシート	2.7×3.6m					5	15	25	50	子豚及び肥育豚の場合	
<input type="checkbox"/>	消毒槽	20L	10	15	25	30	10	15	25	30	入口用、送迎バス昇降時	
<input type="checkbox"/>	キムタオル 24束	24束	10	30	50	100	20	60	100	200	手指、洗面など	

区分	チエツク	品名	規格	牛飼養規模				母豚飼養規模				備考	
				100頭	250頭	500頭	1000頭	100頭	250頭	500頭	1000頭		
捕獲・保定 殺処分 搬出 清掃・消毒 各班	<input type="checkbox"/>	キムワイプ 72箱	72箱	10	30	50	100	20	60	100	200	ゴーグルの汚れ、曇り除去用	
	<input type="checkbox"/>	ホース	50m	3	6	10	15	3	6	10	15	消毒用	
	<input type="checkbox"/>	動力噴霧器(タンク含む)		4	5	6	10	4	5	10	20	一部レンタル	
	<input type="checkbox"/>	ガソリン缶(携行)	20L	2	4	8	10	2	4	8	10		
	<input type="checkbox"/>	動噴用タンク 500L		4	5	6	10	4	5	10	20		
	<input type="checkbox"/>	携帯電話		2	2	2	2	4	4	4	4	本部との連絡用	
	<input type="checkbox"/>	保定用ロープ	10~12mm×100m	4	8	16	32						3m/1頭
	<input type="checkbox"/>	駆血用ロープ	8~10mm×5m	5	10	20	40						頸静脈駆血
	<input type="checkbox"/>	豚保定器(トキーパー、ワイヤー)						10	15	20	40		
	<input type="checkbox"/>	ビニールテープ	10m	20	60	100	200	40	120	200	400		消毒時の目張りなど
	<input type="checkbox"/>	塩素系消毒薬	5kg	20	60	100	200	40	120	200	400		畜舎内外消毒
	<input type="checkbox"/>	消石灰	20kg	200	600	1,000	2,000	400	1,200	2,000	4,000		畜舎内外消毒
	<input type="checkbox"/>	竹ぼうき		50	75	125	150	100	150	250	300		畜舎清掃用
	<input type="checkbox"/>	剣スコップ		50	75	125	150	100	150	250	300		畜舎清掃用
	<input type="checkbox"/>	角スコップ		50	75	125	150	100	150	250	300		畜舎清掃用
	<input type="checkbox"/>	一輪車		10	30	50	100	20	60	100	200		畜舎清掃用
	<input type="checkbox"/>	小型リヤカー		5	10	15	15	10	20	30	30		畜舎清掃用
	<input type="checkbox"/>	投光器		2	6	10	20	4	12	20	40		夜間作業用
	<input type="checkbox"/>	台車		2	4	6	8	4	8	12	16		
	<input type="checkbox"/>	フロントローダー、ポブキャット		2	3	5	10	4	6	10	20		畜舎除糞、搬出用(レンタル)
	<input type="checkbox"/>	フォークリフト		1	1	2	2	1	1	2	2		資材配送用(レンタル)
	<input type="checkbox"/>	ダンプカー	4t	0	0	1	2	0	0	1	2		糞搬送用(レンタル)
	<input type="checkbox"/>	農業用ビニールシート	5.4×100m					1	2	5	10		豚搬出用
	<input type="checkbox"/>	ブルーシート	3.6×5.4m					5	15	30	50		豚ガス殺用
	<input type="checkbox"/>	ガス室(4t箱型ダンプ)						2	2	4	8		豚ガス殺用
	<input type="checkbox"/>	大型ケージ付フォークリフト						2	2	4	8		豚ガス殺用
	<input type="checkbox"/>	吊上げ用ロープ	10mm×50m	5	15	25	50	10	30	50	100		
	<input type="checkbox"/>	水タンク	250L	2	6	10	20	4	12	20	40		
	<input type="checkbox"/>	水道ホース		2	6	10	20	4	12	20	40		
	<input type="checkbox"/>	ポリバケツ	16L	5	15	25	50	10	30	50	100		
<input type="checkbox"/>	発電機		2	4	5	10	4	8	10	20			
<input type="checkbox"/>	コードリール		4	12	20	40	8	24	40	80			
<input type="checkbox"/>	懐中電灯		4	12	20	40	8	24	40	80			
<input type="checkbox"/>	電池	単1	8	24	40	80	16	48	80	160			
<input type="checkbox"/>	トランシーバ		4	5	7	12	6	10	12	22			
<input type="checkbox"/>	ハンドマイク		3	4	6	11	5	9	11	21			

区分	チェック	品名	規格	牛飼養規模				母豚飼養規模				備考
				100頭	250頭	500頭	1000頭	100頭	250頭	500頭	1000頭	
埋却班	<input type="checkbox"/>	バックホウ(0.7㎡以上)	0.7㎡以上	1	2	3	3	1	2	3	6	埋却溝掘削(レンタル)
	<input type="checkbox"/>	バルーンライト		2	3	4	5	4	6	8	10	レンタル
	<input type="checkbox"/>	ブルーシート(20×20)	20m*20m	5	10	20	30	10	20	40	60	埋却溝用
	<input type="checkbox"/>	ブルーシート(15×15)	15m*15m	5	10	20	30	10	20	40	60	埋却溝用
	<input type="checkbox"/>	ブルーシート(10×10)	10m*10m	5	10	20	30	10	20	40	60	雨天時畜舎出入口の雨避け
	<input type="checkbox"/>	木杭	1.5m	30	90	150	300	60	180	300	600	
	<input type="checkbox"/>	ブルーシート又は寒冷紗	5×10m	5	15	25	50	10	30	50	100	目隠し用
	<input type="checkbox"/>	ロープ	200m	1	3	5	10	2	6	10	20	
	<input type="checkbox"/>	標識用ロープ	50m	1	3	5	10	2	6	10	20	
	<input type="checkbox"/>	鎌又はカッター		3	3	5	10	6	6	10	20	ロープ切断用
	<input type="checkbox"/>	ハンマー		5	7	10	20	10	14	20	40	
	<input type="checkbox"/>	はしご		1	1	2	2	2	2	4	4	
	<input type="checkbox"/>	消石灰	20kg	50	150	250	500	100	300	500	1,000	埋却溝に散布
	<input type="checkbox"/>	標識		2	6	10	20	4	12	20	40	
<input type="checkbox"/>	動力噴霧器(タンク、ホース)	セット	1	1	2	2	1	1	2	2	埋却出入口及び埋却溝用	
検診班	<input type="checkbox"/>	消毒用コンテナボックス	20L	10	10	10	10	10	10	10	10	検診長靴消毒用
	<input type="checkbox"/>	簡易消毒器	15L	10	10	10	10	10	10	10	10	発生状況調査1戸+疫学調査
	<input type="checkbox"/>	体温計		20	20	20	20	20	20	20	20	
	<input type="checkbox"/>	タワシ		20	20	20	20	20	20	20	20	
	<input type="checkbox"/>	懐中電灯(含予備電池)		10	10	10	10	10	10	10	10	
	<input type="checkbox"/>	畜圧式噴霧器		10	10	10	10	10	10	10	10	
	<input type="checkbox"/>	消毒薬	1kg	10	10	10	10	10	10	10	10	
	<input type="checkbox"/>	検診台帳		3	3	3	3	3	3	3	3	
	<input type="checkbox"/>	現地調査票		2	2	2	2	2	2	2	2	
	<input type="checkbox"/>	家畜隔離の指示書		2	2	2	2	2	2	2	2	
	<input type="checkbox"/>	リーフレット		20	20	20	20	20	20	20	20	
	<input type="checkbox"/>	血清及び水疱材料採材資材		10	10	10	10	10	10	10	10	
<input type="checkbox"/>	デジタルカメラ		10	10	10	10	10	10	10	10		
その他	<input type="checkbox"/>	トイレトペーパー	12ロール	2	3	5	10	2	3	5	10	簡易トイレ5台分
	<input type="checkbox"/>	キッチンペーパー	4ロール	2	3	5	10	2	3	5	10	ゴケル、手拭き等

## 第8章 関係者の対応

### 1 家畜の所有者の対応

#### (1) 基本方針

家畜の飼養者は、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、家畜伝染病予防法施行規則第21条に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに、飼養家畜の健康観察に努め、「口蹄疫の特定症状」を見つけた場合は家畜保健衛生所への速やかな連絡を行う。発生時は、防疫の円滑な推進を図るため、地域本部、現地対策本部、市町村、関係団体と協力し、本病の迅速かつ的確な防疫措置に万全を期することとする。

#### (2) 発生地の家畜の所有者の対応

ア 人及び物品全ての移動、搬出、搬入を制限する。

イ 出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の立入を禁止する。

ウ 速やかに殺処分ができるように家畜防疫員等防疫作業従事者に協力し、作業責任者の指示に従う。

エ 死体の焼却・埋却及び汚染物品の焼却・埋却・消毒において、速やかな処理ができるように防疫関係者に協力する。

オ 畜舎・器具等の消毒を実施する。

カ 必要に応じて、農場が所有する重機等の貸出やオペレーターとして協力する。

#### (3) 移動制限区域の家畜の所有者の対応

ア 次に掲げるものの移動を禁止する。

(ア) 生きた家畜

(イ) 発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（発生状況確認検査で陰性が確認された農場は除く。）で搾乳された生乳

(ウ) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(エ) 家畜の死体

(オ) 排せつ物等

(カ) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

イ パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止する。

ウ 農場への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒を徹底する。

エ 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、以下により消毒を行うこと。

(ア) 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部について、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒薬等を用いて消毒する。

(イ) 畜舎内は、塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒する。

オ 生草の給与を中止する。

カ 野生動物等の侵入防止のために設置している金網等の再点検を行うなど、防疫措置の強化に努める。

キ 過去21日間に出入りのあった人、物等についての記録を要求されたら、すぐに出せる準備をしておく。

ク 家畜の導入先、購入領収書、登記簿、種付け台帳、授精証明書、飼養管理簿、飼料・薬品購入伝票、治療請求書等の評価に関わる資料を整理し、必ず保管しておく。

ケ なるべく、外出は控える。やむを得ず外出する際は、家畜運搬車の利用を制限するとともに、作業服などの着替えを徹底し、また手指の消毒、うがいを励行する。

- コ 万一の発生に備え埋却予定地を確認する。
  - サ 異常家畜を発見したら、家保、獣医師に連絡する。
  - シ 県、市町村及び関係団体が行う防疫作業について、作業責任者の指示に従う。
- (4) 搬出制限区域の家畜の所有者の対応
- ア 次に掲げるものの搬出制限区域外への移動を禁止する。
    - (ア) 生きた家畜
    - (イ) 家畜の死体
    - (ウ) 排せつ物等
  - イ 新たな放牧の実施は行わない。放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。
  - ウ 農場への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒を徹底する。
  - エ 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、以下により消毒を行うこと。
    - (ア) 畜舎の出入口、畜舎周辺及び家畜飼養区域外縁部について、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒薬等を用いて消毒する。
    - (イ) 畜舎内は、塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒する。
  - オ 生草の給与を中止する。
  - カ 野生動物等の侵入防止のために設置している金網等の再点検を行うなど、防疫措置の強化に努める。
  - キ 過去21日間に出入りのあった人、物等についての記録を要求されたら、すぐに出せる準備をしておく。
  - ク 家畜の導入先、購入領収書、登記簿、種付け台帳、授精証明書、飼養管理簿、飼料・薬品購入伝票、治療請求書等の評価に関わる資料を整理し、必ず保管しておく。
  - ケ なるべく外出は控える。やむを得ず外出する際は、家畜運搬車の利用を制限するとともに、作業服などの着替えを徹底し、また手指の消毒、うがいを励行する。
  - コ 万一の発生に備え埋却予定地を確認する。
  - サ 異常家畜を発見したら、家保、役場、獣医師に連絡する。
  - シ 県、市町村及び関係団体が行う防疫作業について、作業責任者の指示に従う。

【参考：口蹄疫の防疫対応に係る移動制限区域と搬出制限区域】

項目	移動制限区域	搬出制限区域
範囲	原則、発生農場を中心として半径10キロメートル以内の区域 状況により半径10キロメートルを越えて設定可能	原則、発生農場を中心として半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域 状況により、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域
家畜市場またはと畜場で発生した場合	原則、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径1キロメートル以内の区域 当該家畜の出荷元の農場を中心として、上記の区域	当該家畜の出荷元の農場を中心として、上記の区域
制限の解除	次の二つの要件を満たした時に解除する。 ①全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査で全て陰性を確認すること。 ②全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること。	
生きた偶蹄類の家畜	移動禁止	搬出制限区域以外への移動を禁止
生乳	発生農場及び当該農場から半径1キロメートル圏内の農場（発生状況検査で陰性が確認された農場は除く。）で搾乳された生乳	
家畜飼養器具	移動禁止	搬出制限区域以外への移動を禁止
敷料、排せつ物及び家畜の死体 ※2	移動禁止	搬出制限区域以外への移動を禁止
	発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。 移動時には次の※1の措置を講じる。	
移動制限区域内で採材された精液、受精卵	移動禁止 ただし、病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていた物は除く。	ただし、病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていた物は除く
家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物	新たな家畜の受入業務を停止。（判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。）	
と畜場（食肉加工場を除く。）	新たな家畜の受入業務を停止（判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）	（規制なし）
放牧	停止パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止する	停止新たな放牧の実施は行わない。 放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する
家畜の人工授精	（規制なし）ただし、移動禁止の精液や受精卵を使用しないこと。	（規制なし）ただし、移動禁止の精液や受精卵を使用しないこと。

※1 移動時の措置

- (1) 移動当日に家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
- (2) 原則、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合は、運搬物が漏洩しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載後、上部も覆う等の必要な措置を講じる。
- (3) 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- (4) 原則、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (5) 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- (6) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。
- (7) 移動時には、制限の例外適用を受けていることを証明する書類を携行し、消毒ポイントで掲示する。
- (8) 移動先の処理施設及び運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (9) 移動経過を記録、保管する。

※2 制限区域外の家畜の死体の焼却施設・化製場への移動

制限区域外の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、制限区域内の焼却施設又は化製場に移動させることができる。

この場合、制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

【留意事項：家畜の集合を伴わないイベント等に関する事項】

家畜の集合を伴わないイベント等については、徹底した消毒を行うことにより、口蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、口蹄疫の発生を理由としてむやみにイベント等を中止することのないよう、周知・指導すること。また、口蹄疫が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導すること。

## 2 畜産関係者の対応

### (1) 基本方針

防疫の円滑な推進を図るため、診療獣医師、人工授精師、市町村担当職員、団体職員などの畜産関係者全てが協力し合い、本病の感染拡大防止と早期清浄性の確認に万全を期することとする。

### (2) 診療獣医師、人工授精師及び削蹄師等の対応

ア 携行する器具及び薬品は最小限とする。

イ 農場入出場時には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具、車両の消毒を徹底する。

ウ 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用する。

エ 車両の農場敷地内への乗入れを自粛する。

オ 移動経路を記録・保存する。

カ 異常家畜を発見した場合、速やかに最寄りの家保へ状況を通報するとともに、家畜防疫員が到着するまで農家に止まり、疾病に対する適切な対応を指導する。当日は直ちに帰宅し、さらに完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗う。

キ 陰性結果が出るまで偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らない。

ク 口蹄疫と判明した場合は、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らない。

カ 感染リスクの低い経路を選択する。

### (3) 飼料・生乳の輸送業者（移動制限区域内）の対応

ア 配送又は集乳の度に車両消毒を徹底する。

イ 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わない（発生状況確認検査で陰性を確認した農場を除く。）。

ウ 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆する。

エ 感染リスクの低い配送経路を選択する。

オ 配送経路を記録・保存する。

### (4) 死亡獣畜取扱事業者（移動制限区域内）の対応

ア 車両消毒を徹底する。

イ 原則として、農場出入口で受渡しを行う。

ウ 配送経路を記録・保存する。

エ 感染リスクの低い経路を選択する。

### (5) 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設（移動制限区域内）の対応

関係車両や物品の消毒を徹底する。

### (6) 市町村の対応

ア 防疫支援活動

(ア) 事前調査班の班員として、発生農場に出向き、事前調査票を用いて地理的情報や発生農場内の調査を実施し、埋却地選定、殺処分方法、作業手順、必要人数、必要資材等の検討を行う。

(イ) 事前準備班の班員として、発生農場での資機材の受取、現場事務所設置を行ない、殺処分作業前に畜舎周辺の簡易消毒を実施する。

(ウ) 評価班の班員として、処分家畜及び物品の評価を行う。

(エ) 必要に応じ、埋却（焼却）時の家畜の運搬や重機オペレーター操作に協力する。

(オ) 支援センター及び現場事務所の選定、設置及び運営に協力する。

イ 検診班での活動

(ア) 住民との調整、広報活動、検査等に伴う道案内などに協力する。

(イ) 作業の記録、家畜の保定等の補助を行なう。

ウ 移動制限区域に関する活動

- (ア) 移動制限及び搬出制限区域の設定に協力する。
- (イ) 消毒ポイントの設置及び運営を支援する。
- (ウ) 現地対策本部の要請に基づく広報活動等を行う。

エ 人員の確保

防疫措置、発生状況確認検査及び清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫措置従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の支援人員の確保を行う。

オ 広報等

- (ア) 広報車、防災無線等により、住民へ本病発生情報提供や防疫措置への協力を要請するとともに、偶蹄類飼養者等に対して防疫対策の強化及び異常家畜等の届出について周知する。
- (イ) 発生農場の周辺住民へ、正確な情報を提供するなど、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。

カ その他

- (ア) 畜産関係者を含む不特定多数の者が集まる施設の出入口に消毒マットを設置するなどまん延防止対策に努め、住民への意識の啓発を図る。
- (イ) 発生農場、通行制限場所等の周辺住民への説明会を開催する。

(7) 関係団体等の対応

ア 発生地で国や県が行う防疫活動に対し、次のことに協力する。

- (ア) 埋却（焼却）時の家畜の運搬や重機オペレーター操作に協力する。
- (イ) 家畜の取扱いに馴れた職員を、保定者として派遣する。
- (ウ) 獣医師会においては、殺処分等の防疫作業を実施するために会員を派遣する。
- (エ) 殺処分終了後、畜舎清掃及び消毒を実施する。
- (オ) 消毒ポイントの設置及び運営を支援する。
- (カ) その他、県が実施する防疫作業を支援する。

イ 人員の確保

防疫措置、発生状況確認検査及び清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫措置従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の人員の確保を行う。

ウ 団体関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施

エ 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

## 第9章 農場外発生時の対応

### 1 家畜市場における発生時の対応

#### (1) 家畜市場での対応

##### ア 異常家畜を発見した獣医師の対応

- (ア) 家畜市場開設者に報告する。
- (イ) けい留家畜の観察を強化する。
- (ウ) 指示があるまで家畜市場から離れない。

##### イ 家畜市場開設者の対応

- (ア) 家畜市場開設者は、管轄の家保へ通報する。
- (イ) 通報時の家保からの指示を踏まえ、以下の措置を実施する。
  - a 家畜市場内への人の出入を禁止し、家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止する。
  - b 出入口を1か所とし、消毒を強化する。
  - c 異常家畜の出荷農場（生産者）を直ちに特定し、家保へ報告する。
  - d 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該農場に対して車両消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に出入りしないように指導する。
  - e 異常家畜以外に搬入されている家畜の出荷農場（生産者）を特定する。
  - f 異常家畜が搬入された日以降に、家畜市場から移動した家畜の移動先を特定する。
  - g けい留場内の家畜を隔離する。
  - h 家畜市場内けい留場等の緊急消毒を実施する。
  - i 作業員へ通報し、注意事項を伝達する。
  - j 汚水槽の放出弁を閉鎖する。

##### ウ 従業員、業者、来訪者への対応

- (ア) 原則として出入を禁止する。
- (イ) 下記の条件付きで場外へ出ることを許可する。
  - a 更衣、消毒（手指、靴底、車両）の上、直接帰宅
  - b 帰宅後の措置
    - (a) 入浴して身体を十分に洗う。
    - (b) 偶蹄類及びその飼養者との接触を禁止する。
    - (c) 不特定多数の人が集合する施設への立入を禁止する。

#### (2) 家保所長がとる措置

第4章の1の(1)のウの措置を行う。

#### (3) 家畜防疫員の対応

- ア 場外に、1人が待機する。
- イ 異常家畜について一般臨床検査を実施する。
- ウ 同居家畜の異状の有無を確認する。
- エ 病性鑑定材料を採材する。
- オ 家畜市場を閉鎖する。
- カ 疫学調査（出荷農場、搬入・搬出業者、来訪者等）を行う。
- キ 病性鑑定、疫学調査の概要報告を行う。
- ク 病性鑑定材料を搬送する。

#### (4) 病性決定までの重要検討事項

- ア 発生地範囲（家畜市場及び生産農場の位置の確認）
- イ 疑似患畜の範囲

次の（ア）、（イ）について、患畜と確認されるまでに決定する。

（ア）患畜確認時に家畜市場で患畜と同居している家畜

（イ）患畜の出荷農場において飼養されている家畜

ウ 汚染物品の範囲

家畜市場内の販売目的用畜産物、家畜市場内食堂の畜産物等

エ 焼却、埋却及び化製処分等の方法

（ア）家畜市場内の焼却、埋却場所の検討等

（イ）関係機関による緊急会議

（5）評価・殺処分方法

ア 評価の対象

（ア）けい留場内の家畜

（イ）その他畜産物等は、動物衛生課と協議の上、決定する。

イ 殺処分

評価終了後、順次けい留場内で殺処分を実施する。

（6）防疫措置後の検討課題

ア 処理費用の負担割合

（ア）出荷農場・家畜市場開設者・関連業者

a 処分家畜・汚染物品の損失額

b 焼却・埋却処理費

（イ）再稼働可能時期

防疫措置完了21日後

2 と畜場（熊本畜産流通センター等）における発生時の対応

（1）と畜場関係者の対応

ア と畜検査員の対応

（ア）異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止する。

（イ）食肉衛生検査所長へ報告する。

（ウ）他のと畜検査員（けい留場）へ通報する。

（エ）生体検査の継続と強化（応援要請）を行なう。

イ 食肉衛生検査所の対応

（ア）所長の指示により管轄家保へ通報する。

（イ）通報時の家保からの指示を、と畜場開設者へ伝達する。

a と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止させる。

b 異常家畜の所有者を直ちに特定し、家保に通報する。

c と畜場関係者と協力し、異常家畜以外に搬入されている出荷農場を特定する。

（ウ）と畜場開設者と協力し緊急消毒を実施する（けい留場等）。

（エ）けい留場内の家畜を隔離する。

ウ と畜場開設者の対応

（ア）と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止する。

（イ）既定の連絡網により場内の関係機関へ通報する。

（ウ）異常家畜の出荷農場等が特定され次第、家保へ報告する。

（エ）食肉衛生検査所と協力し、異常家畜以外に搬入されている出荷農場を特定する。

（オ）従業員へ通報し、注意事項を伝達する。

（カ）出入口を1か所とし、消毒を強化する。

（キ）当日の出入りチェック表を確認する。

（ク）浄化槽の放流を停止する。

エ 従業員、業者、来訪者への対応

- (ア) 原則として出入を禁止する。
- (イ) 下記の条件付きで場外へ出ることを許可する。
  - a 更衣、消毒（手指、鞋底、車両）の上、直接帰宅
  - b 帰宅後の措置
    - (a) 入浴して身体を十分に洗う。
    - (b) 偶蹄類及びその飼養者との接触を禁止する。
    - (c) 不特定多数の人が集合する施設への立入を禁止する。
- (2) 家保所長がとる措置
  - 第4章の1の(1)の工の措置を行う。
- (3) 家畜防疫員の対応
  - ア 場外に、1人が待機する。
  - イ 異常家畜について一般臨床検査を実施する。
  - ウ 同一農場から出荷された家畜の異状の有無を確認する。
  - エ 病性鑑定材料を採材する。
  - オ と畜場の閉鎖及びと畜禁止を指示する。
  - カ 疫学調査（出荷農場、搬入・搬出業者、来訪者等）を行う。
  - キ 病性鑑定、疫学調査の概要報告を行う。
  - ク 病性鑑定材料を搬送する。
- (4) 病性決定までの重要検討事項
  - ア 発生地範囲（と畜場及び出荷農場の位置確認）
  - イ 疑似患畜の範囲
    - 次の(ア)、(イ)について、患畜と確認されるまでに決定する。
    - (ア) 患畜確認時にと畜場で患畜と同居している家畜
    - (イ) 患畜の出荷農場において飼養されている家畜
  - ウ 汚染物品の範囲
    - (ア) 冷蔵庫内の枝肉、カット肉、原皮、内臓、包装資材、くず肉
    - (イ) 処分に使用する予定の廃棄資材
  - エ 焼埋却場所及び方法
    - 関係機関による緊急会議を開催し、焼埋却場所・方法等について協議を行う。
- (5) 評価・殺処分方法
  - ア 評価の対象
    - (ア) けい留場内の生体
    - (イ) 枝肉、カット肉、原皮、内臓、包装資材
    - (ウ) その他畜産物等は、動物衛生課と協議の上、決定する。
  - イ 殺処分
    - 評価終了後、順次けい留場内にて殺銃等による殺処分を実施する。
- (6) 防疫措置後の検討課題
  - ア 処理費用の負担割合
    - (ア) 出荷農場・と畜場開設者・荷受け団体・関連業者
      - a 処分家畜、汚染物品の損失額
      - b 焼埋却処理費
    - (イ) 再稼働可能時期
      - 防疫措置完了21日後

【留意事項：と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について】

と畜場、家畜市場等において異常家畜が口蹄疫の患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第6の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第6の4に準じると畜場における消毒については、公衆衛生部局と協力して実施すること（原則として、家畜衛生部局はと畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外のと畜場内を中心とし、両部局が連携して消毒を実施する。）。なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施することとするが、防疫指針第9の3の規定に基づき、制限区域の設定後21日間はと畜場を再開できないことに留意する必要がある。

## 第10章 予防的殺処分

### 1 予防的殺処分の実施の判断

- (1) 予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として、実施する。
- (2) このため、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、動物衛生課と協議した上で予防的殺処分の実施を決定する。
  - ア 届出の遅さ（病変の状態、発症畜数等）
  - イ 感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数、豚への感染の有無）
  - ウ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、川等の有無等の地理的状況）
  - エ 埋却を含めた防疫措置の進捗状況
- (3) 予防的殺処分の実施を決定する場合には、動物衛生課と協議の上、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

### 2 予防的殺処分の実施手順等

- (1) 予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
  - ア 実施時期
  - イ 実施地域
  - ウ 対象家畜
  - エ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）
  - オ その他必要な事項
- (2) 動物衛生課との協議の上、予防的殺処分が決定した場合には、防疫指針に基づき、速やかに処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省等から必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を譲与又は貸し付けを受けることができる。
- (3) 抗ウイルス資材については、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
- (4) 予防的殺処分は、防疫指針第6の1に規定すると殺に準じて行う。また、第6の5に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

## 第11章 ワクチン

現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、防疫指針に基づき、農林水産省の指示の下、慎重に実施するものとする。

【受領書（様式57）】

【口蹄疫予防液使用報告書（様式58）】

### 【留意事項：ワクチンに関する事項】

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施すること。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整の上返還すること。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行うこと。

## 第12章 家畜の再導入

### 1 基本方針

発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場において経営を再開する場合、原則として家畜防疫員が事前に立入検査を実施する。当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行なうとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に通報するよう指導徹底する。

### 2 導入前の確認事項

- (1) 再導入を計画する者は、再発生の可能性もあることを考慮し、事前に家保と十分に協議を行なう。
- (2) 家保は、当該農場及び関係団体に対し、事前に導入計画を提出するよう指導する。
- (3) 再導入を行う者は、事前に導入日、家畜の種類、月齢、頭数、導入元等の情報を家保に提出する。
- (4) 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。
- (5) 県は、市町村及び関係団体と連携し、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

### 3 導入前の検査

- (1) 最初の導入予定日の1月前以内に、原則として家畜防疫員が当該農場に立入検査を行う。  
ただし、家畜防疫員による立入検査ができない場合は、その他の県職員、県が適当と認めた民間獣医師及び市町村職員も行なうことができる。
- (2) 確認する内容は、次のとおりとする。
  - ア 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回(防疫措置の完了時の消毒を含む。)以上実施していること。
  - イ 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- (3) 家畜防疫員等は、立入の際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導徹底する。
- (4) 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

### 4 導入後の検査

- (1) 家畜防疫員は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。
- (2) 移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

## 第13章 発生の原因究明

### 1 基本方針

患畜又は疑似患畜であると判定したとき、家保は、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、市町村職員、団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の海外渡航履歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生課、動衛研、県の関係機関と連携して実施する。

### 2 原因の分析及び取りまとめ

農林水産省が設置する「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会」の専門家から成る疫学調査チームが必要な助言及び指導を行うとともに、原因の分析及び取りまとめを行う。この調査のために家保及び県関係機関は、聞き取り調査や採材等に協力する。

#### 【留意事項：疫学調査に関する実施項目】

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聞き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行うこと。

#### 1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある偶蹄類飼養農場及び畜産関係施設(家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等)

#### 2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺農場の有無など）
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向
- (3) 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場主、農場従業員、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- (6) 鹿、いのしし等の野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策
- (8) 農作業用の機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

#### 【留意事項：疫学調査チームが実施する現地調査】

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、動物衛生課の職員を加えた構成とする。

【留意事項：野生動物における感染確認検査に関する事項】

- 1 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生の偶蹄類動物の死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生の偶蹄類動物について、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材し、動衛研に送付すること。
- 2 1の検査により、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施すること。
  - (1) 防疫指針第6の2に準じた、当該野生動物の死体の処理
  - (2) 当該野生動物を確保した地点の消毒及び通行の制限又は遮断
  - (3) 当該地点から半径10キロメートル圏内の家畜の所有者に対する注意喚起及び家畜の異状の有無の確認
- 3 2の(1)及び(2)の措置は、家畜での感染が確認される前に、野生の偶蹄類動物について陽性が確認された場合も同様に実施するものとする。

## 第14章 その他

- 1 種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わないものとする。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図るものとする。
- 2 畜産課は、農林水産省が進める防疫措置の改善に寄与する研究開発について、その成果が出て国の防疫指針を改正した場合には、本マニュアルを速やかに見直すこととする。
- 3 畜産課は、口蹄疫終息後も、家畜の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを継続していることを考慮し、県関係部局及び関係団体と連携し、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うこととする。